

**たつの市**

**第4次障害者計画**

**第7期障害福祉計画**

**第3期障害児福祉計画**

**令和6年3月**

**たつの市**



## は じ め に



本市では、平成30年3月に「たつの市第3次障害者計画、第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画」を策定し、令和3年3月には「たつの市第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画」を策定して、障害者支援施策の充実に取り組んでまいりました。

その間、国においては、障害のある人に対する合理的配慮の提供を国や自治体のみならず民間事業者にも義務化した「障害者差別解消法」の改正、障害者の地域生活の支援体制の充実や多様な就労ニーズに対する支援などを定めた「障害者総合支援法」の改正などが行われています。また、令和5年3月に国が策定した第5次障害者基本計画では、その基本理念として、障害者施策は、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して講じられることが必要であるとし、障害のある人が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるための支援や、障害のある人の社会参加を制約している社会的な障壁の除去を行うための基本的な方向を定めています。

このような動向や本市の障害のある人の現状と課題を踏まえて、令和6年度を初年度とする「たつの市第4次障害者計画、第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画」を策定いたしました。

基本理念は「一人ひとりが尊重され、地域で共に支え合い、自分らしく安心して暮らし続けられるまち たつの」とし、4つの基本目標「お互いの人権や尊厳を大切に共に支え合う共生のまちづくり」「支援が必要なこどもが地域で健やかに育つまちづくり」「自分らしくいきいきと暮らし続けられるまちづくり」「就労・社会参加による生きがいのあるまちづくり」を目指して、福祉分野をはじめ、保健、医療、教育、労働、防災など多くの分野が関わりながら、障害のある人の福祉の向上に向けた施策を進めてまいります。

この計画の実行に際しましては、障害のある人の日常生活や社会生活を支える地域の皆様の御協力が不可欠です。皆様には一層の御理解と御支援をお願い申し上げます。

最後に、この計画策定に当たり、熱心に御審議いただきましたたつの市障害者等地域自立支援協議会委員の皆様をはじめ、アンケート調査やパブリックコメントに御協力いただいた皆様並びに関係者各位に心から感謝を申し上げます。

令和6年3月

たつの市長 山 本 実



# 目次

|                                 |    |
|---------------------------------|----|
| 第1章 計画の概要                       | 1  |
| 1 計画の背景と趣旨                      | 1  |
| 2 計画の性格                         | 4  |
| 3 計画の期間                         | 5  |
| 4 計画の策定体制                       | 6  |
| 第2章 障害のある人を取り巻く現状と課題            | 7  |
| 1 障害のある人をめぐる動向                  | 7  |
| 2 アンケート調査結果(障害のある人)からみる現状       | 13 |
| 3 アンケート調査結果(事業所)からみる現状          | 19 |
| 4 第6期障害福祉計画における障害福祉サービス等の状況     | 22 |
| 5 第2期障害児福祉計画における障害児福祉サービス等の状況   | 33 |
| 6 課題の整理                         | 36 |
| 第3章 計画の基本的な考え方                  | 38 |
| 1 基本理念                          | 38 |
| 2 基本目標                          | 38 |
| 3 施策の体系                         | 40 |
| 第4章 障害者計画                       | 41 |
| 1 お互いの人権や尊厳を大切にして共に支え合う共生のまちづくり | 41 |
| 2 支援が必要な子どもが地域で健やかに育つまちづくり      | 47 |
| 3 自分らしくいきいきと暮らし続けられるまちづくり       | 50 |
| 4 就労・社会参加による生きがいのあるまちづくり        | 56 |
| 第5章 障害福祉計画                      | 58 |
| 1 令和8年度(2026年度)の数値目標            | 58 |
| 2 障害福祉サービスの見込量                  | 65 |
| 3 地域生活支援事業の見込量                  | 71 |
| 第6章 障害児福祉計画                     | 80 |
| 1 令和8年度(2026年度)の数値目標            | 80 |
| 2 障害のある子どもを対象としたサービスの見込量        | 82 |
| 第7章 計画の推進                       | 84 |
| 1 計画の実施体制                       | 84 |
| 2 計画の進捗管理・評価                    | 85 |
| 資料編                             |    |
| 1 用語解説(本文中に※を付けている用語の解説)        | 87 |
| 2 計画策定の経緯                       | 93 |
| 3 たつの市障害者等地域自立支援協議会委員名簿         | 94 |
| 4 たつの市障害者等地域自立支援協議会要綱           | 95 |

障害の表記については、「障害」「障がい」「しょうがい」などさまざまな見解があることを踏まえ、国においては「障害者制度改革の推進のための第二次意見」の中で、法令などの表記では、当面、現状の「障害」を用いることが示され、引き続き国民世論などの動向を踏まえて検討を行うこととされています。

本市においては、各種行政計画では、「障害者基本法」などの表記に従い「障害」を用いています。このため、本計画においても「障害」と表記しておりますが、今後の国の動向を注視し、検討を行っていきます。

# 第 1 章 計画の概要

---

## 1 計画の背景と趣旨

### (1) 国際社会の動向

国際社会においては、平成 18 年に国連において、障害のある人の権利及び尊厳を保護し、促進するための包括的かつ総合的な国際条約である、障害者の権利に関する条約（以下「障害者権利条約※」という。）が採択され、平成 20 年に発効しました。

また、アジア太平洋地域においても、平成 14 年に滋賀県で開催された国連アジア太平洋経済社会委員会（ESCAP）ハイレベル政府間会合において採択された「びわこミレニアム・フレームワーク」に基づき、すべての人のための障壁のない、かつ権利に基づいた社会の実現に向けて、地域内の取組が進められてきており、平成 24 年 11 月には「アジア太平洋障害者の十年（2013－2022）」の行動計画である「アジア太平洋障害者の権利を実現する仁川（インチョン）戦略」が採択されました。

### (2) 国の動向

国においては、平成 23 年の「障害者基本法」の大幅な改正の中で、「すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」の実現という理念が掲げられ、障害者支援に関連する法律のすべてに通じる基本目標とされました。そのほか、障害のある人の定義についても、「個人の機能障害に原因があるもの」と考える「医療モデル」から、「社会的障壁」による日常生活や社会生活に制限を受けることを問題にする「社会モデル※」に大きく転換し、共生社会の実現は社会全体の課題であることが示されています。また、平成 23 年の「障害者虐待防止法」、平成 24 年の「障害者総合支援法」（障害者自立支援法の改正法）、平成 25 年の「障害者差別解消法」の制定や、同じく平成 25 年の「障害者雇用促進法」の改正等、共生社会の実現に向けた障害のある人の権利擁護、生活支援、差別解消、就労等の幅広い分野での法整備が進んでいます。更に、平成 28 年 4 月には「障害者差別解消法」、平成 30 年には、障害のある人の生活と就労に対する支援の充実や、障害児支援のニーズの多様化に対応するための支援の拡充を図るため「障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律」が施行され、共生社会の実現に向けた取組がより一層推進されています。

### (3) 各分野の動向

雇用・就業の分野では、平成 28 年 4 月に「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、雇用の分野における障害を理由とする差別の禁止及び障害のある人が職場で働くにあたっての支障を改善するための措置（合理的配慮※の提供義務）等が定められました。また、精神障害※のある人を法定雇用率※の算定基礎に加えるなどの措置を講ずることが、平成 30 年 4 月から施行されることとなりました。

精神障害※のある人の地域移行促進の分野では、平成 25 年 6 月に「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律」が公布され、一部を除き平成 26 年 4 月より施行されました。精神障害※のある人の地域生活への移行を促進するため、精神障害※のある人の医療に関する指針（大臣告示）の策定、保護者制度の廃止、医療保護入院における入院手続等の見直し等を行うこととなりました。

障害児支援の分野では、平成 30 年の第 5 期障害福祉計画の国の基本指針の見直しにより、「障害児福祉計画」の策定が義務づけられ、障害児通所支援等の提供体制を整備し、障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための仕組みが導入されることとなりました。それに伴い、「居宅訪問型児童発達支援」の創設や児童発達支援センター※の設置等、より一層、障害児支援の提供体制の整備等が図られています。

発達障害者支援の分野では、平成 28 年 8 月に施行された発達障害者支援法の一部を改正する法律では、発達障害※のある人の支援が切れ目なく行われること、発達障害※のある人の社会的障壁を除去するために行われること、また、その意思決定の支援に配慮しながら共生する社会の実現に資する旨が、基本理念として新たに設定されました。

さらに、令和 3 年に「医療的ケア児※及びその家族に対する支援に関する法律」、令和 4 年に「障害者情報アクセシビリティ※・コミュニケーション施策推進法」が施行されるなど、近年も様々な法整備が進められてきています。

### (4) たつの市の動向

たつの市は、平成 17 年 10 月に、1 市 3 町の市町合併により誕生しました。合併以前も各市町において障害福祉計画等が策定されており、様々な分野にわたる施策が展開されていたところですが、市町合併を機に、平成 19 年 3 月には、各市町の従来の計画を踏まえつつ、新市として一本化した「たつの市障害者計画及び障害福祉計画」を策定しました。以後、障害福祉計画については 3 年ごとに見直しを行いながら、平

成 30 年 3 月には「第 3 次障害者計画・第 5 期障害福祉計画・第 1 期障害児福祉計画」、令和 3 年 3 月には「第 6 期障害福祉計画・第 2 期障害児福祉計画」を策定し、相談、権利擁護、就労、地域生活等における支援体制の充実を進めてきたところです。

しかし、地域社会に目を向けると、障害の有無に関わらず、誰もが当たり前に共生する社会の実現には、まだ多くの課題が残されています。また、国の基本指針に従い、障害児支援にかかるサービスの提供体制の確保等に関する計画の策定が求められています。そのため、これまでの市の取組に、新たな国の障害者制度の動向や各分野の動向等を踏まえ、本市における更なる障害者福祉のまちづくりを推進していくことを目指して、「たつの市第 4 次障害者計画・第 7 期障害福祉計画及び第 3 期障害児福祉計画」（以下、本計画という。）を策定します。

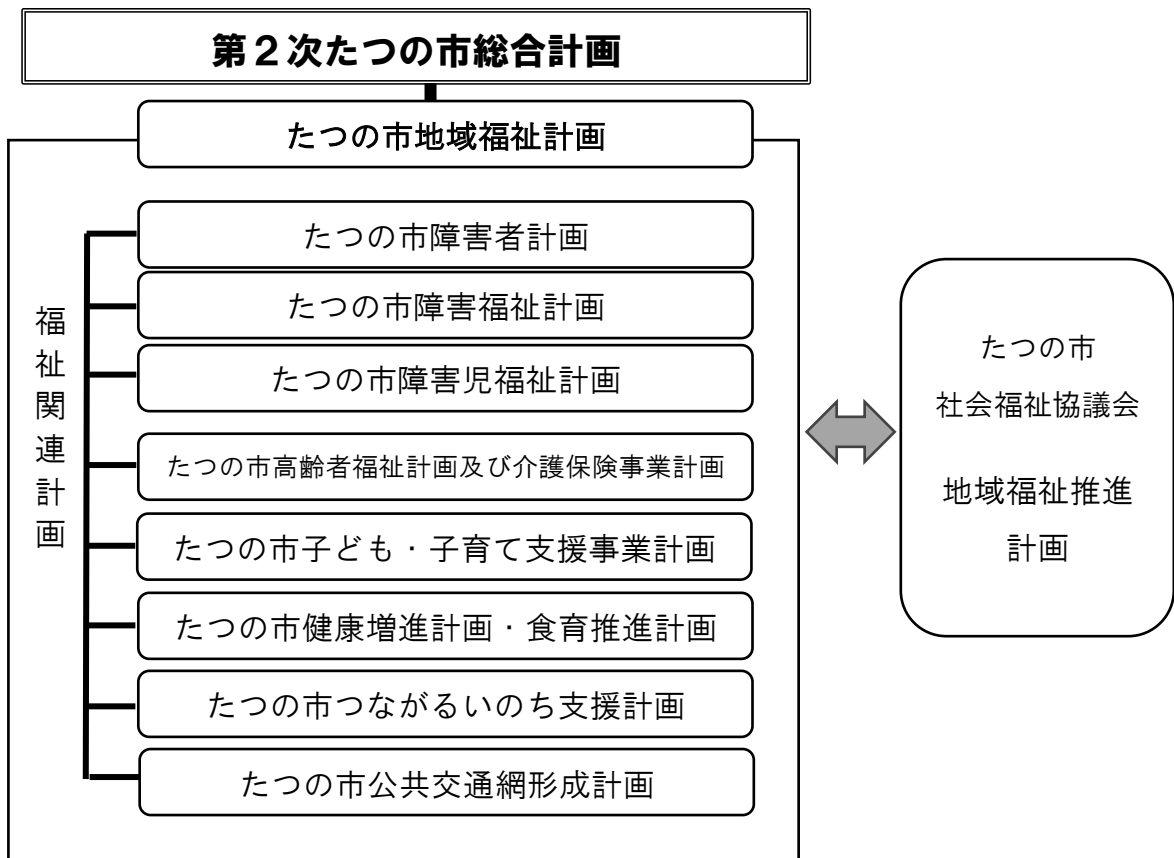
#### ■障害者関連法整備の主な動き（「障害者自立支援法」施行以降）

| 年       | 主な動き                                                                                                                                                                                                                                    |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成 18 年 | 「障害者自立支援法」の施行（4 月）<br>国連総会で「障害者権利条約※」を採択（12 月）                                                                                                                                                                                          |
| 平成 19 年 | 日本が「障害者権利条約※」に署名（9 月）                                                                                                                                                                                                                   |
| 平成 21 年 | 「障害者雇用促進法」の改正・施行（4 月）<br>・障害者雇用納付金制度の適用対象範囲を拡大 等                                                                                                                                                                                        |
| 平成 23 年 | 「障害者基本法」の改正・施行（8 月）<br>・差別の禁止、教育・選挙における配慮を規定 等                                                                                                                                                                                          |
| 平成 24 年 | 「障害者虐待防止法」の施行（10 月）<br>・通報義務、立入調査権を規定 等                                                                                                                                                                                                 |
| 平成 25 年 | 「障害者総合支援法」の一部施行（4 月）<br>・理念の具体化、難病患者への支援、地域生活支援事業の追加等<br>国において「障害者基本計画（第 3 次）」策定（9 月）<br>・基本原則の見直し、障害者の自己決定の尊重を明記<br>・計画期間の短縮 等                                                                                                         |
| 平成 26 年 | 「障害者総合支援法」の改正・施行（4 月）<br>・障害支援区分、重度訪問介護の対象拡大、共同生活援助一元化等<br>日本が「障害者権利条約※」を批准（1 月）                                                                                                                                                        |
| 平成 28 年 | 「障害者差別解消法」の施行（4 月）<br>・差別の禁止、差別解消の取組の義務化 等<br>「改正障害者雇用促進法」の施行（4 月）<br>（一部、平成 30 年 4 月施行）<br>・差別の禁止、合理的配慮※の提供義務 等<br>「成年後見制度※利用促進法」の施行（5 月）<br>・利用促進会議等の設置、利用促進に関する施策 等<br>「発達障害者支援法の一部を改正する法律」の施行（8 月）<br>・切れ目のない支援、家族等への支援、地域の支援体制構築 等 |

|         |                                                                                                                                          |
|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成 30 年 | 国において「障害者基本計画（第 4 次）」策定（3 月）<br>「障害者総合支援法及び児童福祉法」の一部施行（4 月）<br>・ 障害者の望む地域生活の支援、障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備 等             |
| 令和 3 年  | 「医療的ケア児 <sup>※</sup> 及びその家族に対する支援に関する法律」の施行（9 月）<br>「障害者差別解消法」の改正<br>・ 事業者による合理的配慮 <sup>※</sup> の提供の義務化（令和 6 年 4 月施行）                    |
| 令和 4 年  | 「障害者情報アクセシビリティ <sup>※</sup> ・コミュニケーション施策推進法」が施行（5 月）<br>「障害者総合支援法」の改正（令和 6 年 4 月施行）<br>・ 障害者等の地域生活の支援体制の充実、多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進 |
| 令和 5 年  | 国において「障害者基本計画（第 5 次）」策定（3 月）                                                                                                             |

## 2 計画の性格

- （１）本計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項に定める「市町村障害者計画」であり、障害者施策を推進するための基本理念、基本目標を定めることにより、その方向性を明らかにし、今後の障害者施策推進のための指針となるものです。
- （２）本計画は、障害者総合支援法第 88 条第 1 項に定める「市町村障害福祉計画」として策定するものであり、今後、たつの市が進めていく障害福祉サービスに関わる給付、その他支援施策の方向性及び目標を定めたものです。
- （３）本計画は、児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に定める「市町村障害児福祉計画」として策定するものであり、障害児福祉サービスに関わる提供体制の確保や必要な見込量等について、計画的に整備するためのものです。
- （４）本計画は、平成 29 年度からの「第 2 次たつの市総合計画」を上位計画とし、「たつの市地域福祉計画」等の関連計画と連携を図りながら、可能な限り具体的な方策を示すものです。



### 3 計画の期間

- 第4次障害者計画の期間は、令和6年度（2024年度）から令和11年度（2029年度）までを目標年度とする6年間を計画期間とします。
- 第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画は、国の方針で令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）の3年間となっています。

|         | 令和6年度<br>(2024年度) | 令和7年度<br>(2025年度) | 令和8年度<br>(2026年度) | 令和9年度<br>(2027年度) | 令和10年度<br>(2028年度) | 令和11年度<br>(2029年度) |
|---------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|--------------------|--------------------|
| 障害者計画   | 第4次               |                   |                   |                   |                    |                    |
| 障害福祉計画  | 第7期               |                   |                   | 第8期               |                    |                    |
| 障害児福祉計画 | 第3期               |                   |                   | 第4期               |                    |                    |

## 4 計画の策定体制

### (1) たつの市障害者等地域自立支援協議会での審議

計画策定にあたっては、障害福祉サービス事業所や当事者団体の代表者などで構成する、たつの市障害者等地域自立支援協議会で、調査実施内容や調査結果、計画内容等について検討を行いました。

### (2) アンケート調査の実施

#### ①福祉に関するアンケート調査

障害のある人の生活状況や福祉サービスの利用状況・利用意向及びサービス事業者の抱える課題等を把握し、本計画策定の基礎資料とすることを目的に実施しました。

調査地域：たつの市全域

調査対象者：市内在住で障害者手帳をお持ちの方等

調査期間：令和5年10月4日～令和5年10月18日

調査方法：調査票による本人記入方式

郵送配布・郵送回収による郵送調査方法

| 調査票配布数  | 有効回収数   | 有効回収率 |
|---------|---------|-------|
| 2,000 通 | 1,013 件 | 50.7% |

#### ②サービス提供事業所アンケート調査

障害のある人と関わっている人（サービス提供事業所）について、事業運営に係る必要な支援、課題となっていることを把握し、本計画の基礎資料として障害のある人の支援体制の充実を図ることを目的に実施しました。

調査対象事業所：たつの市内サービス提供事業所

調査期間：令和5年9月27日～令和5年10月12日

調査方法：調査票による事業所管理者記入方式

電子媒体による調査方法

| 事業所数    | 有効回収数 | 有効回収率 |
|---------|-------|-------|
| 56 事業所※ | 36 件  | 64.3% |

※複数の事業所がある法人が法人単位で回答された場合、1事業所としています。

### (3) パブリックコメント※の実施

計画策定にあたっては、ホームページ等において計画案を公表し、市民の考えや意見を聴くパブリックコメント※を実施しました。

## 第 2 章 障害のある人を取り巻く現状と課題

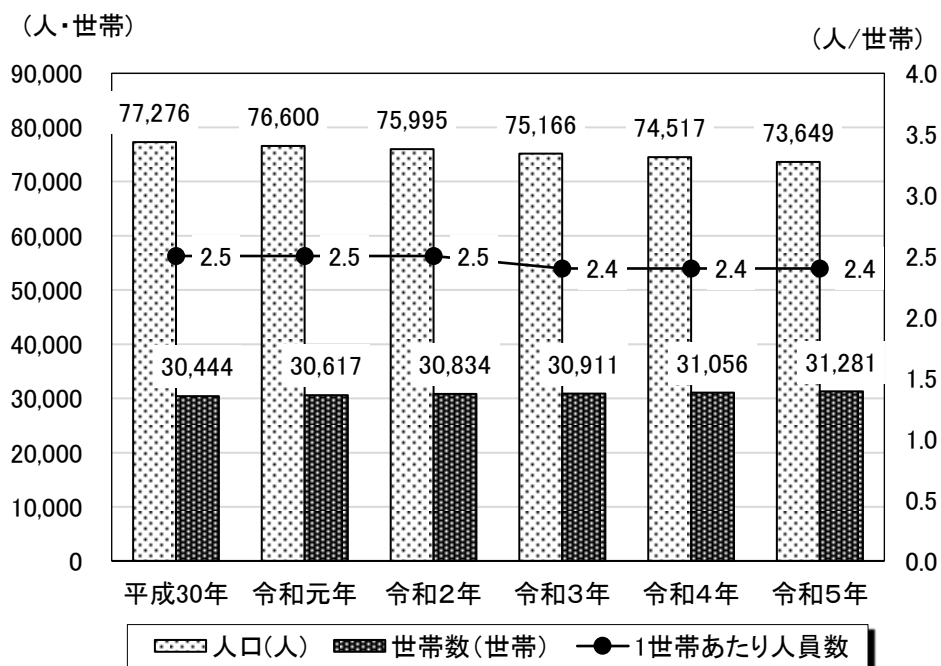
### 1 障害のある人をめぐる動向

#### (1) 人口・世帯の状況

本市の人口は、令和 5 年 3 月 31 日現在 73,649 人、世帯数は 31,281 世帯で、1 世帯あたり人員数は 2.4 人となっています。

平成 30 年からの推移をみると、人口は減少傾向にある一方で、世帯数は増加傾向となっており、世帯の小規模化が伺えます。

#### 【人口と世帯数の推移】



資料:住民基本台帳(各年3月31日)

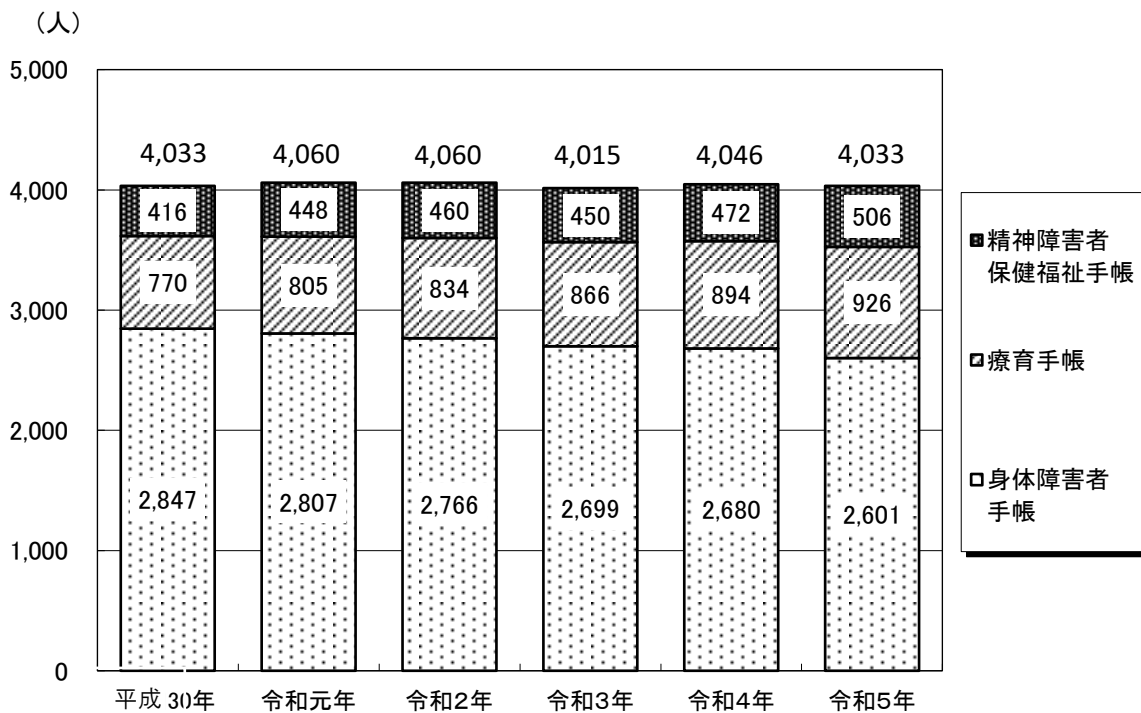
## (2) 障害のある人の状況

### ①障害のある人の手帳所持者の推移

本市の手帳所持者数（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者（重複含む））は、令和5年3月31日現在、4,033人となっています。

平成30年からの推移をみると、身体障害者手帳所持者数は減少傾向にある一方で、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者は増加傾向にあります。

#### 【手帳所持者数の推移】



資料:地域福祉課(各年4月1日現在)

## ② 身体障害者手帳所持者の推移

身体障害者手帳所持者数の推移を障害の種類別にみると、肢体不自由が最も多くなっています。総数は減少傾向にあるものの、内部障害は増加傾向にあります。

また、等級別にみると、肢体不自由は4級、内部障害は1級がそれぞれ最も多くなっています。

### 【身体障害者手帳所持者数の推移（障害の種類別）】

（単位：人）

|           | 平成30年 | 令和元年  | 令和2年  | 令和3年  | 令和4年  | 令和5年  |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 肢体不自由     | 1,665 | 1,620 | 1,575 | 1,533 | 1,508 | 1,448 |
| 内部障害      | 735   | 753   | 763   | 750   | 760   | 754   |
| 聴覚・平衡機能障害 | 220   | 215   | 214   | 212   | 212   | 210   |
| 視覚障害      | 178   | 174   | 168   | 159   | 155   | 147   |
| 音声・言語障害   | 49    | 45    | 46    | 45    | 45    | 42    |
| 合 計       | 2,847 | 2,807 | 2,766 | 2,699 | 2,680 | 2,601 |

資料:地域福祉課(各年3月31日現在)

### 【身体障害者手帳所持者数（等級別）】

（単位：人）

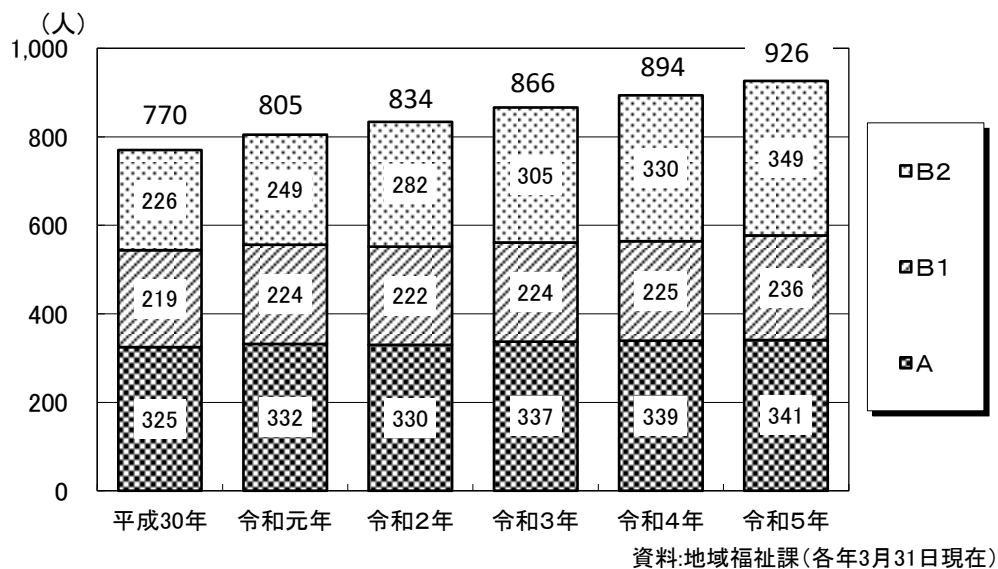
|           | 1級  | 2級  | 3級  | 4級  | 5級  | 6級  |
|-----------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 肢体不自由     | 141 | 294 | 295 | 422 | 190 | 106 |
| 内部障害      | 489 | 5   | 89  | 171 | －   | －   |
| 聴覚・平衡機能障害 | 11  | 53  | 35  | 51  | 3   | 57  |
| 視覚障害      | 46  | 51  | 12  | 11  | 20  | 7   |
| 音声・言語障害   | 5   | 2   | 20  | 15  | －   | －   |
| 合 計       | 692 | 405 | 451 | 670 | 213 | 170 |

資料:地域福祉課(令和5年3月31日現在)

### ③ 療育手帳所持者の推移

療育手帳所持者数の推移をみると平成 30 年以降、増加傾向にあり、等級では特に B 2 が多くなっています。

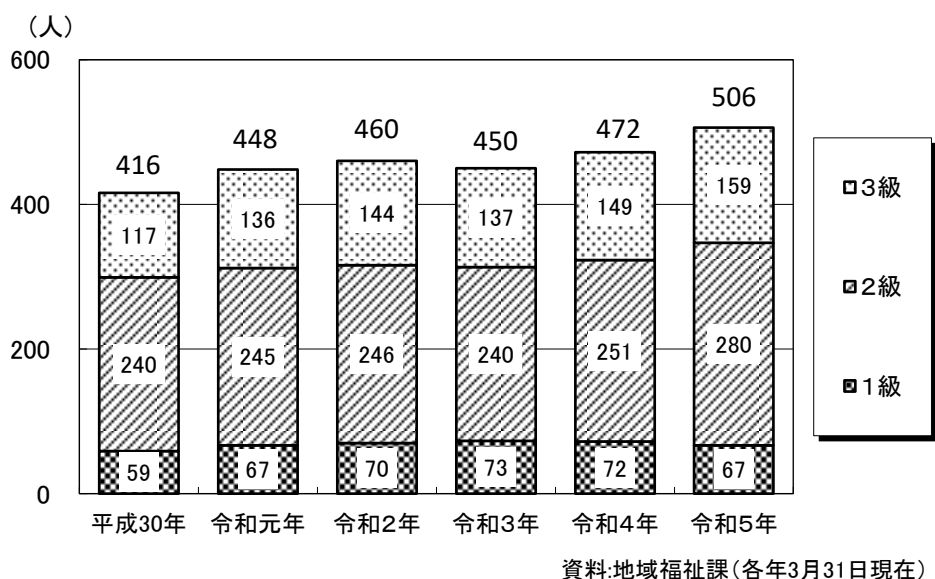
【療育手帳所持者数の推移（等級別）】



### ④ 精神障害者保健福祉手帳所持者の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、平成 30 年以降、増加傾向にあり、全体では2級の占める割合が多くなっています。

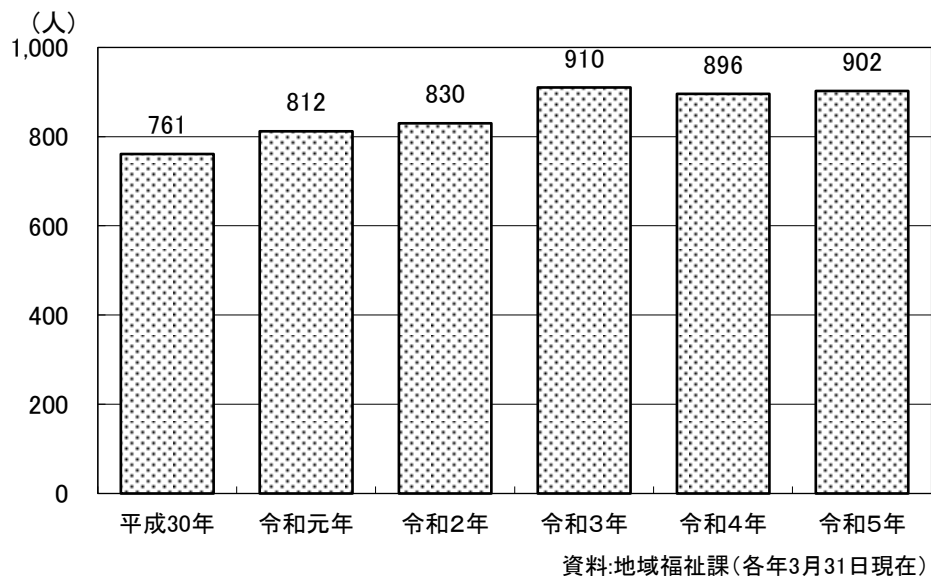
【精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（等級別）】



## ⑤ 自立支援医療※（精神通院医療）受給者数推移

自立支援医療※（精神通院医療）受給者数の推移をみると、平成30年から令和3年まで増加し、その後は横ばいで推移しています。

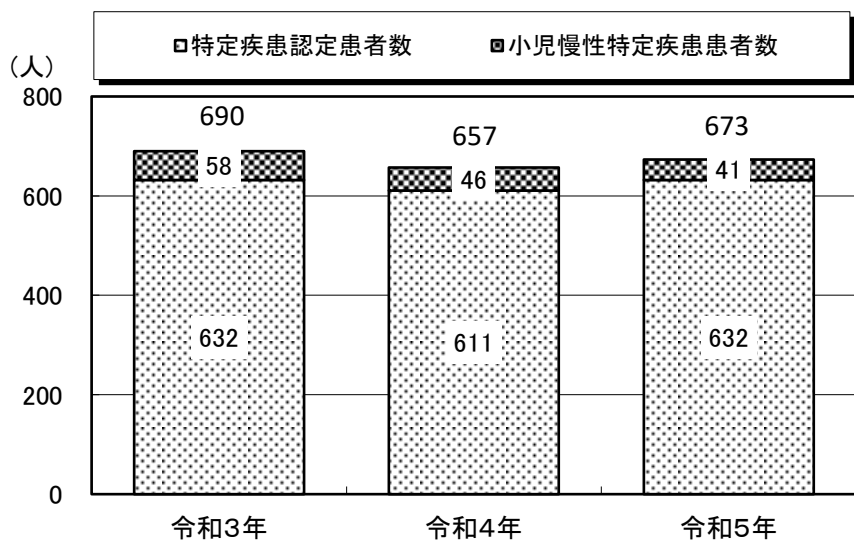
### 【自立支援医療※（精神通院医療）受給者数推移】



## ⑥ 指定難病等受給者数推移

指定難病等受給者数の推移をみると、令和5年は、合計673人となっています。

### 【たつの市在住指定難病等受給者数の推移】



資料:兵庫県西播磨県民局 龍野健康福祉事務所 地域保健課(各年3月31日現在)

### （３）障害のあるこどもの就学等の状況

#### ① 特別支援学校※の児童生徒数の推移

特別支援学校※の児童生徒数の推移をみると、小学部及び中学部ともに増加傾向にあります。

（単位：人）

| 小学部         | 令和元年 | 令和２年 | 令和３年 | 令和４年 | 令和５年 |
|-------------|------|------|------|------|------|
| たつの市内特別支援学校 | 21   | 21   | 28   | 37   | 41   |
| たつの市外特別支援学校 | 1    | 1    | 1    | 0    | 1    |
| 計           | 22   | 22   | 29   | 37   | 42   |

| 中学部         | 令和元年 | 令和２年 | 令和３年 | 令和４年 | 令和５年 |
|-------------|------|------|------|------|------|
| たつの市内特別支援学校 | 15   | 15   | 19   | 22   | 22   |
| たつの市外特別支援学校 | 0    | 1    | 1    | 3    | 2    |
| 計           | 15   | 16   | 20   | 25   | 24   |

資料：学校教育課（各年４月１日現在）

#### ② 特別支援学級※に在籍する児童生徒数の推移

特別支援学級※に在籍する児童生徒数の推移をみると、小学校及び中学校ともに増加傾向にあります。

（単位：人）

| 学校種別 | 令和元年 | 令和２年 | 令和３年 | 令和４年 | 令和５年 |
|------|------|------|------|------|------|
| 小学校  | 146  | 163  | 175  | 181  | 191  |
| 中学校  | 42   | 45   | 58   | 62   | 77   |
| 計    | 188  | 208  | 233  | 243  | 268  |

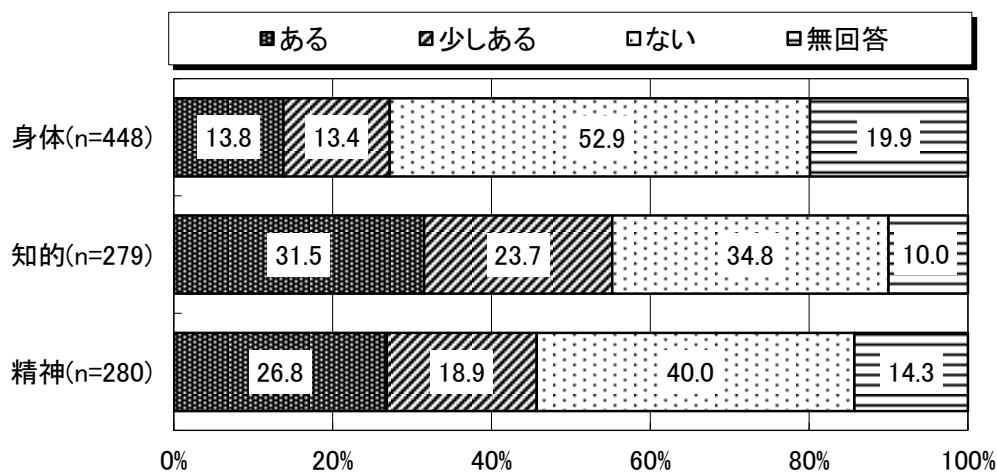
資料：学校教育課（各年４月９日現在）

## 2 アンケート調査結果(障害のある人)からみる現状

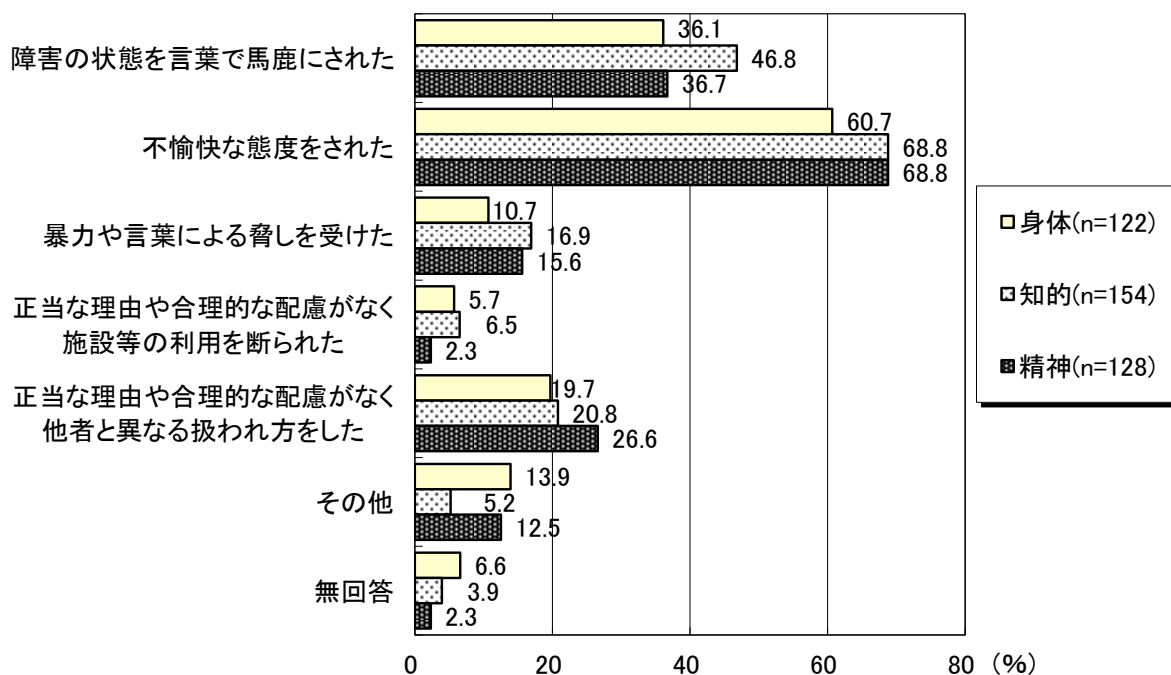
### (1) 障害のある人への理解について

障害があることで差別や嫌な思いをした経験については、「ある」と「少しある」を合わせると知的障害※及び精神障害※で4割以上となっています。内容としては、「不愉快な態度をされた」「障害の状態を言葉で馬鹿にされた」などが多くなっています。

#### ■障害に関わる差別や嫌な思いの有無



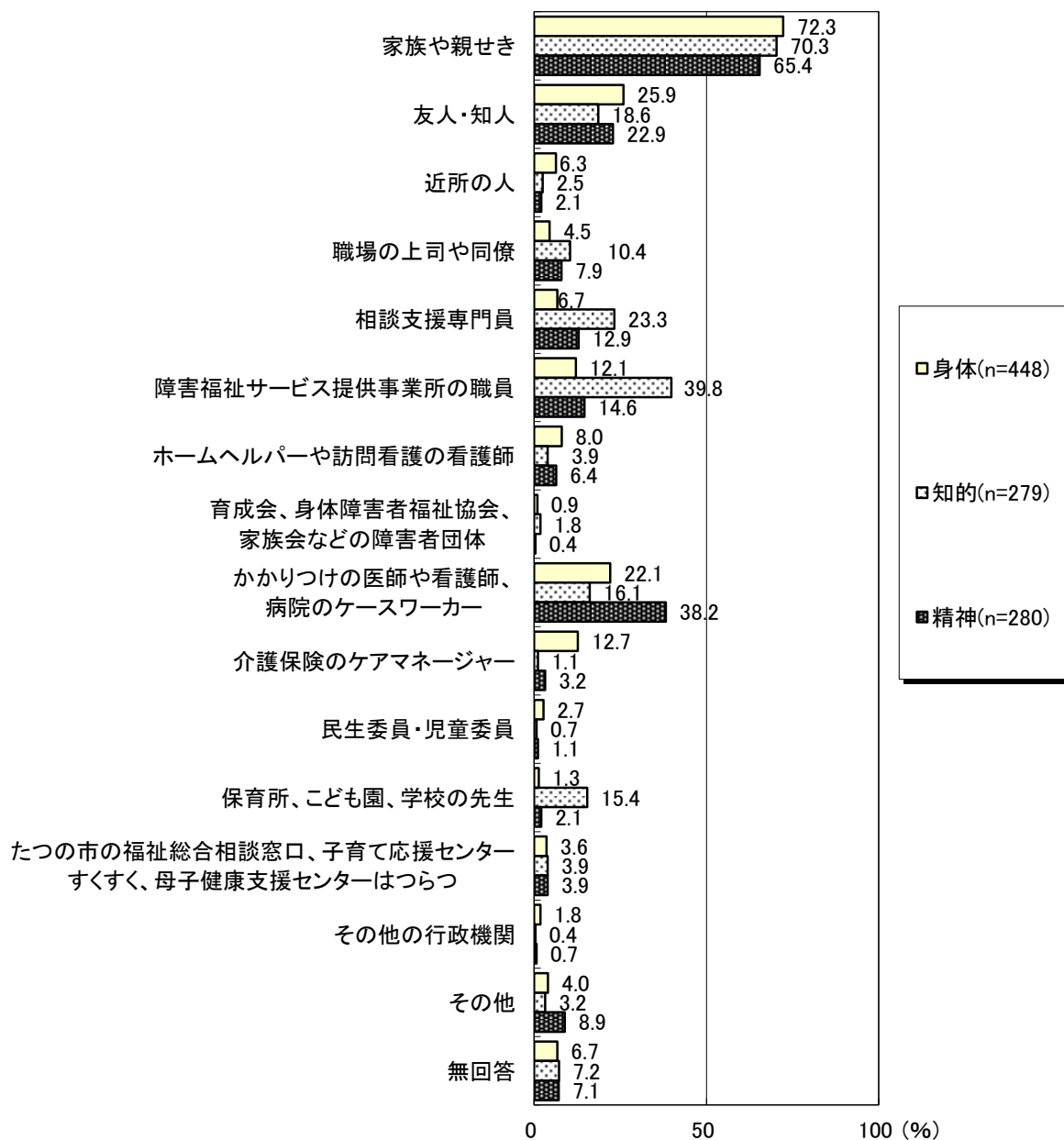
#### ■障害に関わる差別や嫌な思いの内容



## (2) 相談相手について

悩みや困ったことを相談する相手としては、3障害ともに「家族や親せき」が最も多くなっています。また、身体障害※では「知人・友人」、知的障害※では「障害福祉サービス提供事業所の職員」、精神障害※では「かかりつけの医師や看護師、病院のケースワーカー」も多くなっています。

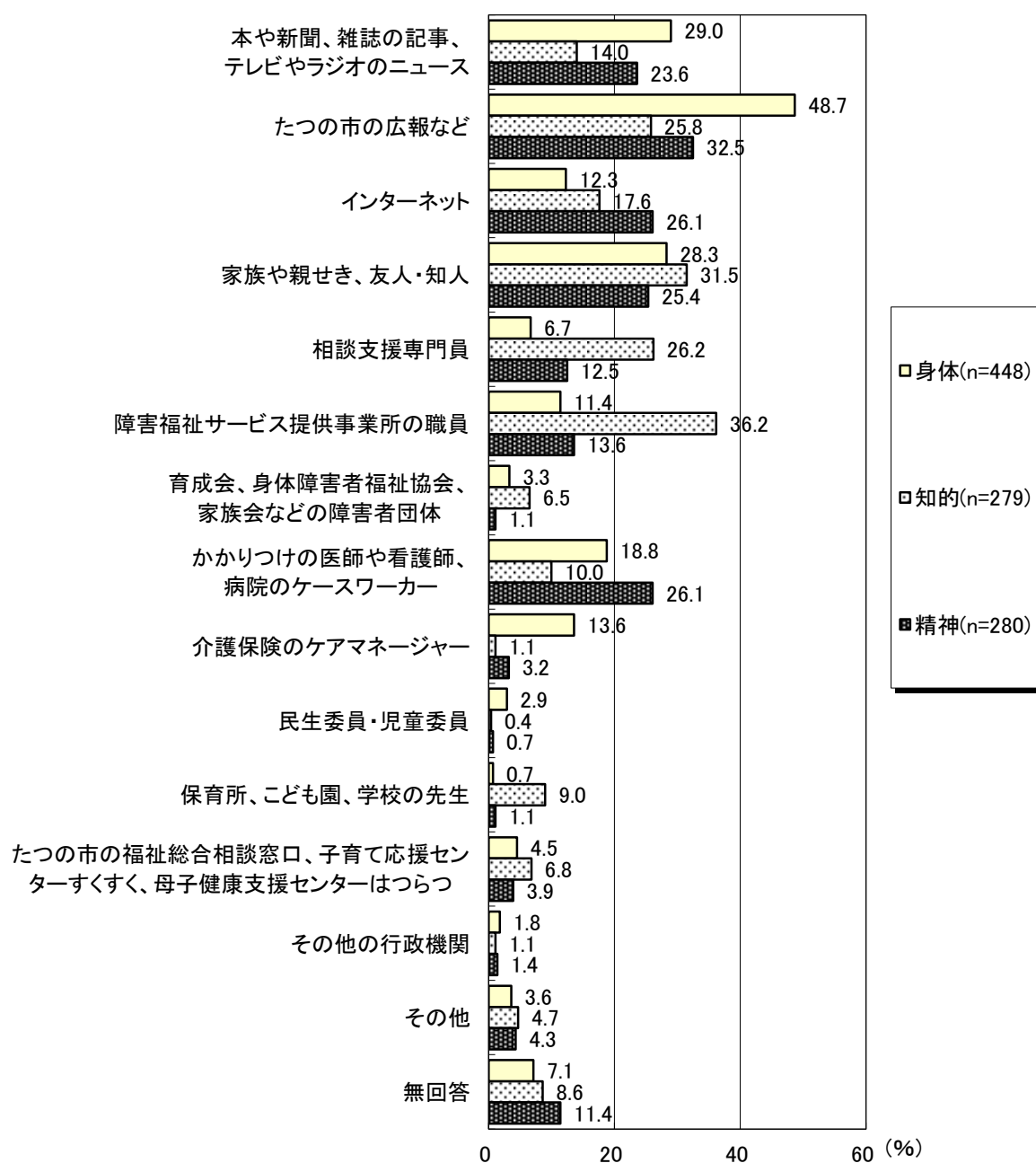
### ■悩みや困ったことの相談相手



### (3) 情報の入手について

障害のことや福祉サービスなどに関する情報を得るところについては、身体障害※及び精神障害※では「たつの市の広報など」、知的障害※では「障害福祉サービス提供事業所の職員」が、それぞれ最も多くなっています。

一方で「育成会、身体障害者福祉協会、家族会などの障害者団体」や「たつの市の福祉総合相談窓口、子育て応援センターすくすく、母子健康支援センターはつらつ」などは、少なくなっています。

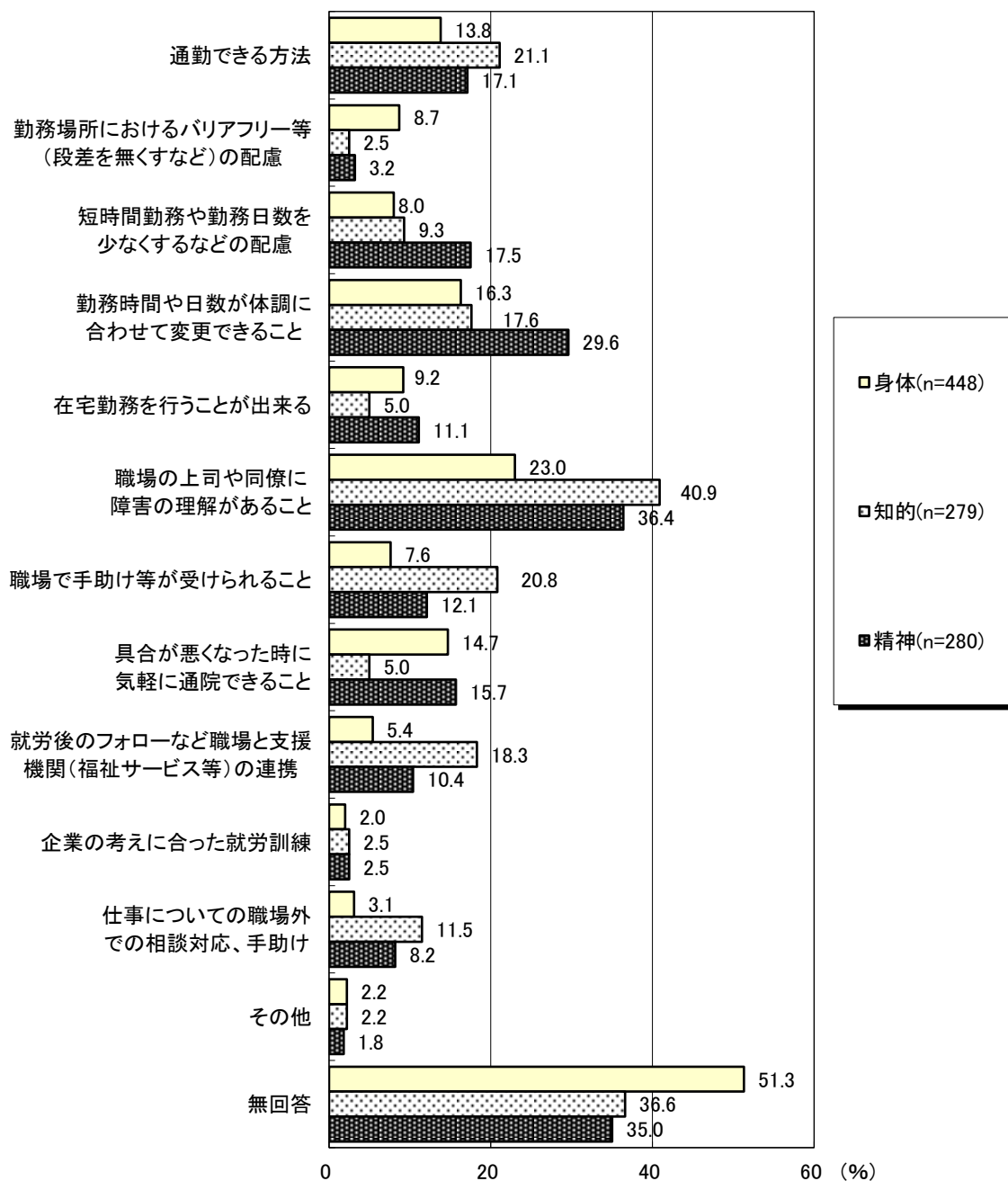


## （４）就労について

障害のある人の就労支援として必要だと思うことについては、３障害とも「職場の上司や同僚に障害の理解があること」が最も多くなっています。

また、精神障害※では「勤務時間や日数が体調に合わせて変更できること」も多くなっています。

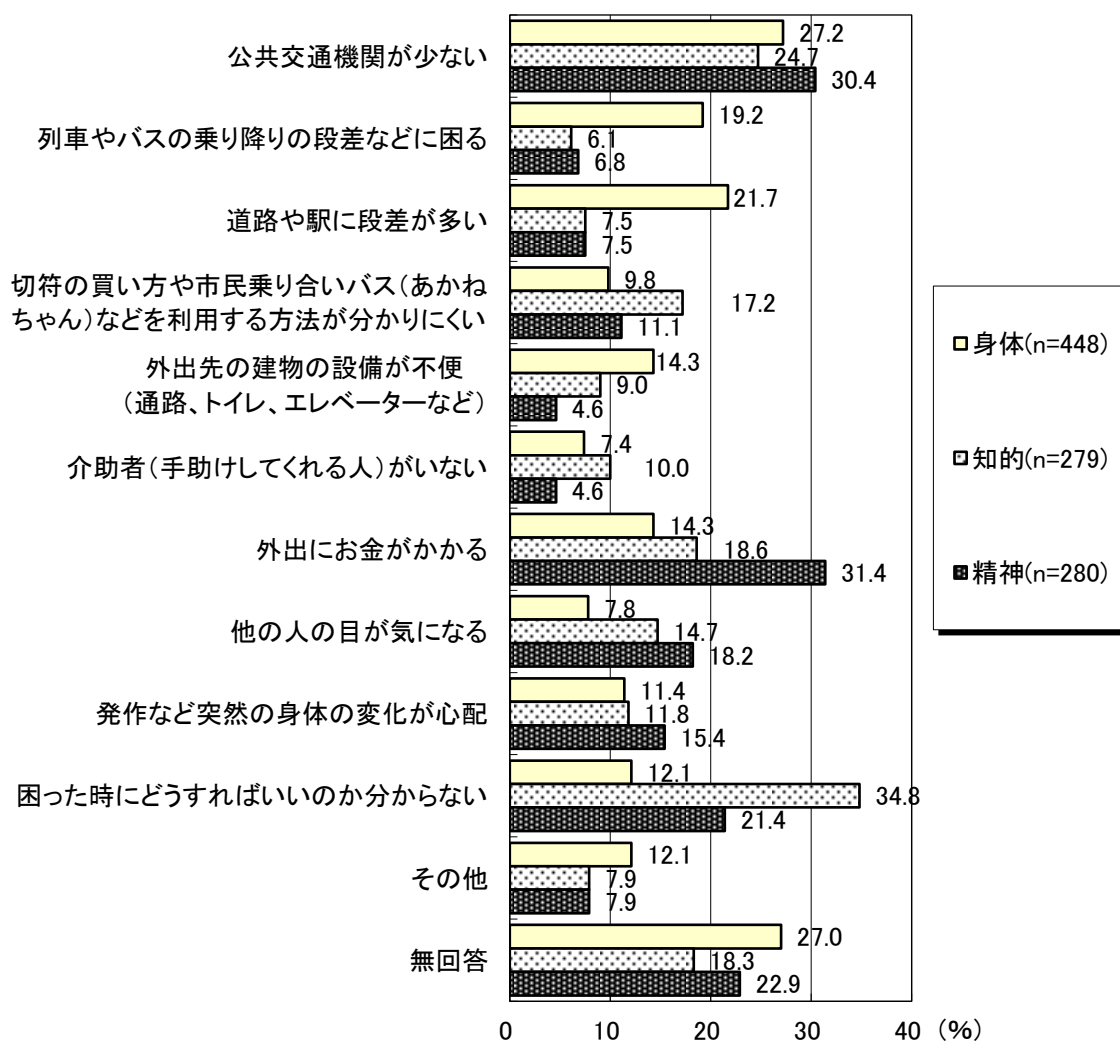
### ■障害のある人の就労に必要な支援



## (5) 外出について

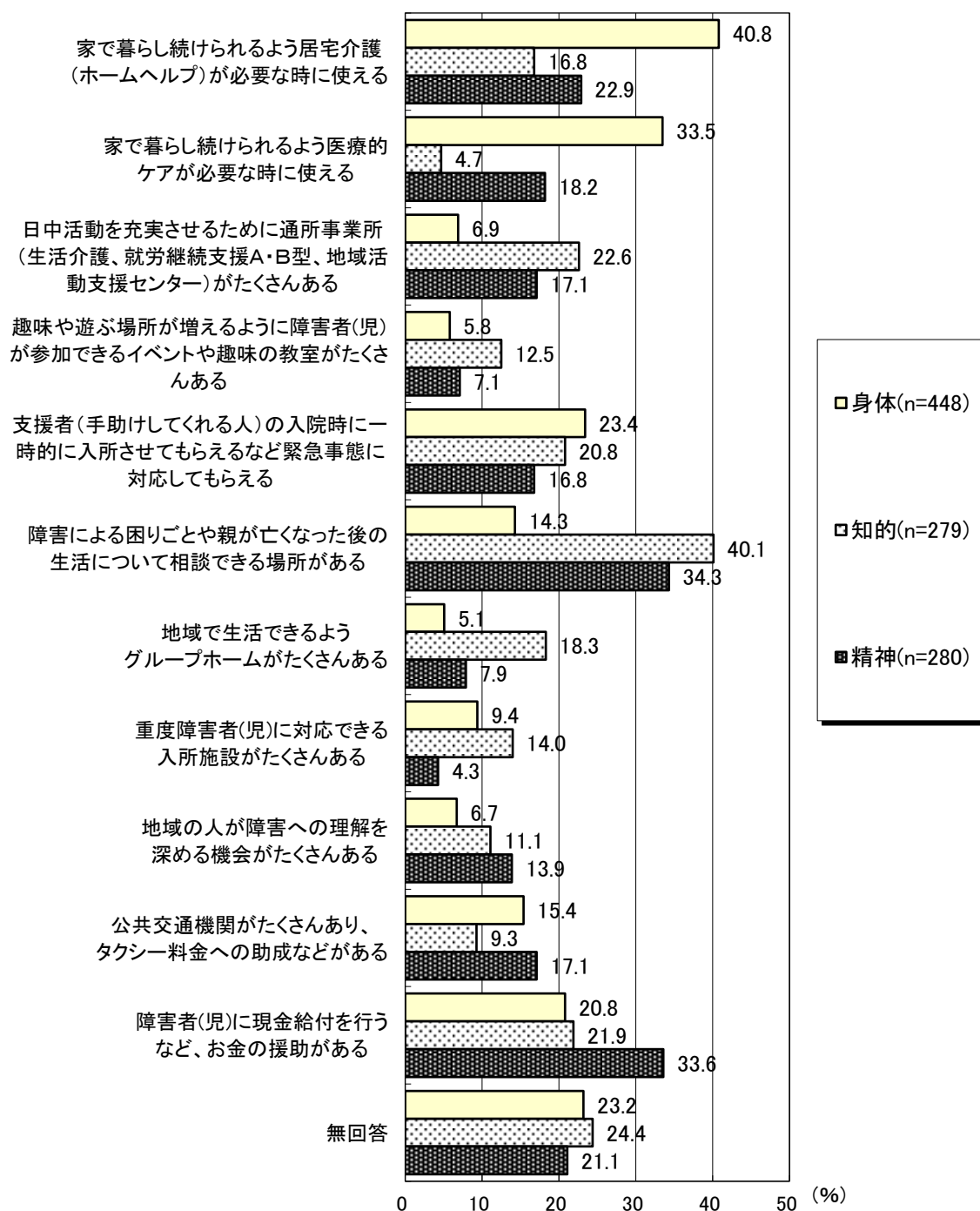
外出時に困ることとしては、身体障害※では「公共交通機関が少ない」、知的障害※では「困ったときにどうすればいいのか分からない」、精神障害※では「外出にお金がかかる」が、それぞれ最も高くなっています。

### ■外出時に困ること



## (6) 希望する障害者(児)施策について

希望する障害者(児)施策としては、身体障害※では「家で暮らし続けられるよう居宅介護（ホームヘルプ）が必要な時に使える」が最も多く、次が「家で暮らし続けられるよう医療的ケア※が必要な時に使える」。知的障害※及び精神障害※では「障害による困りごとや親が亡くなった後の生活について相談できる場所がある」が最も多く、精神障害※では「障害者(児)に現金給付を行うなど、お金の援助がある」も多くなっています。

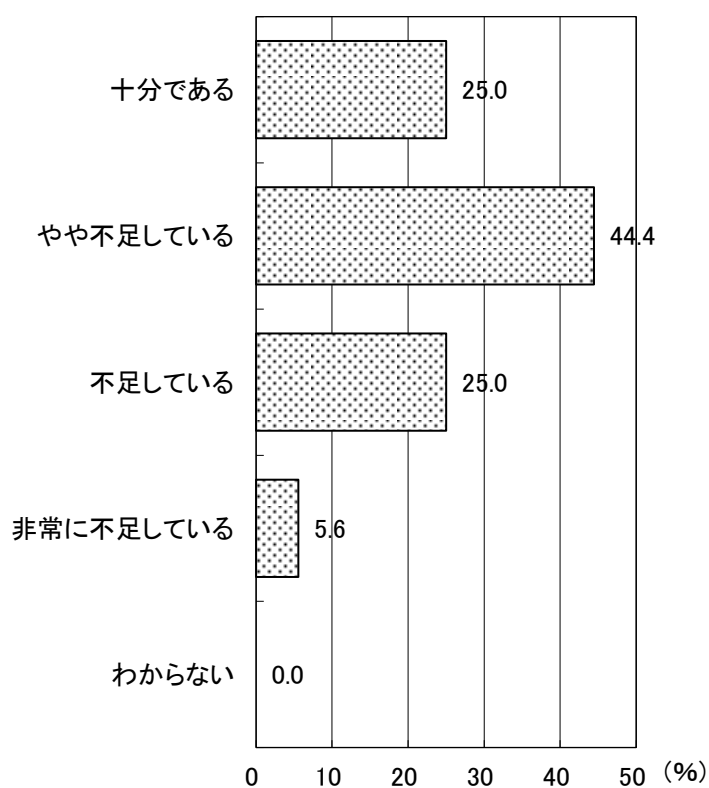


### 3 アンケート調査結果(事業所)からみる現状

#### (1) 職員(人手)の充足具合について

業務量に対する職員(人手)の充足具合については、「充足している」は 25.0%であり、残りの 75.0%が「不足している」と回答しています。

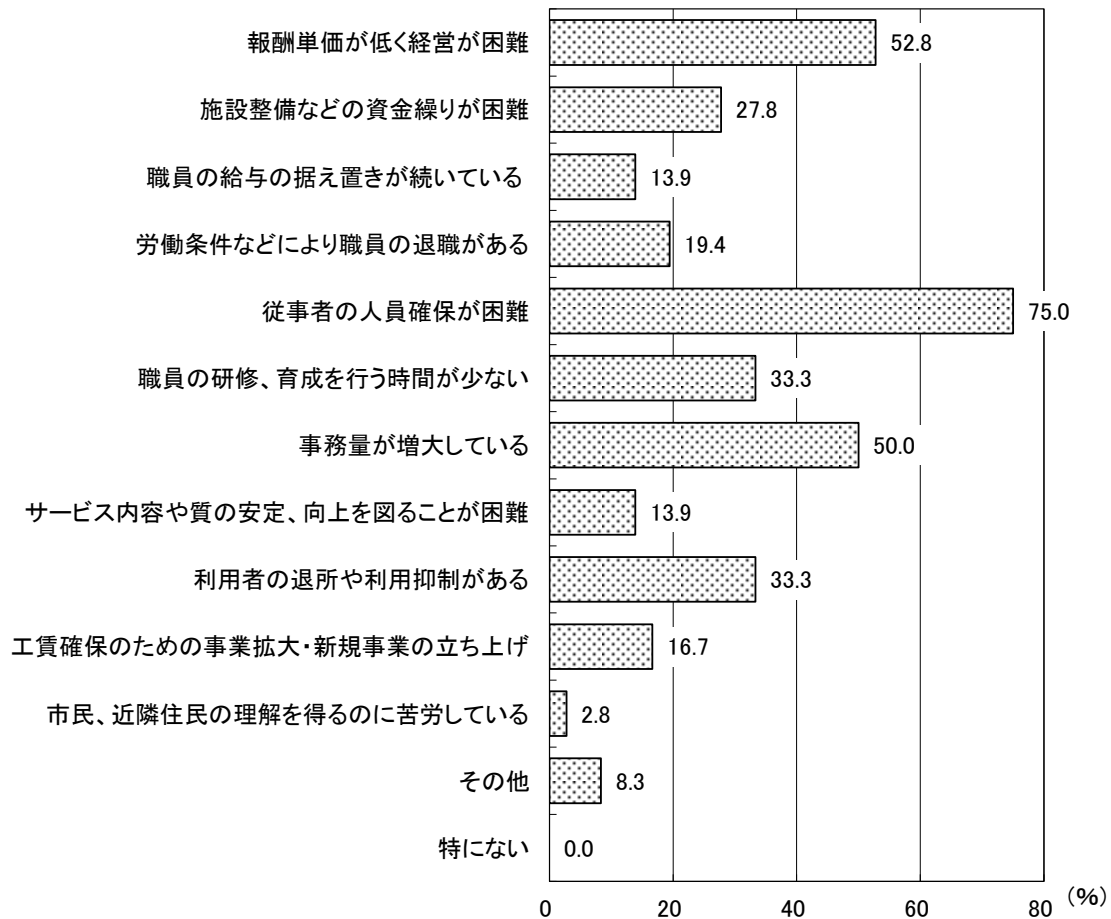
##### ■業務量に対する職員(人手)の充足具合



## （２）経営上の課題について

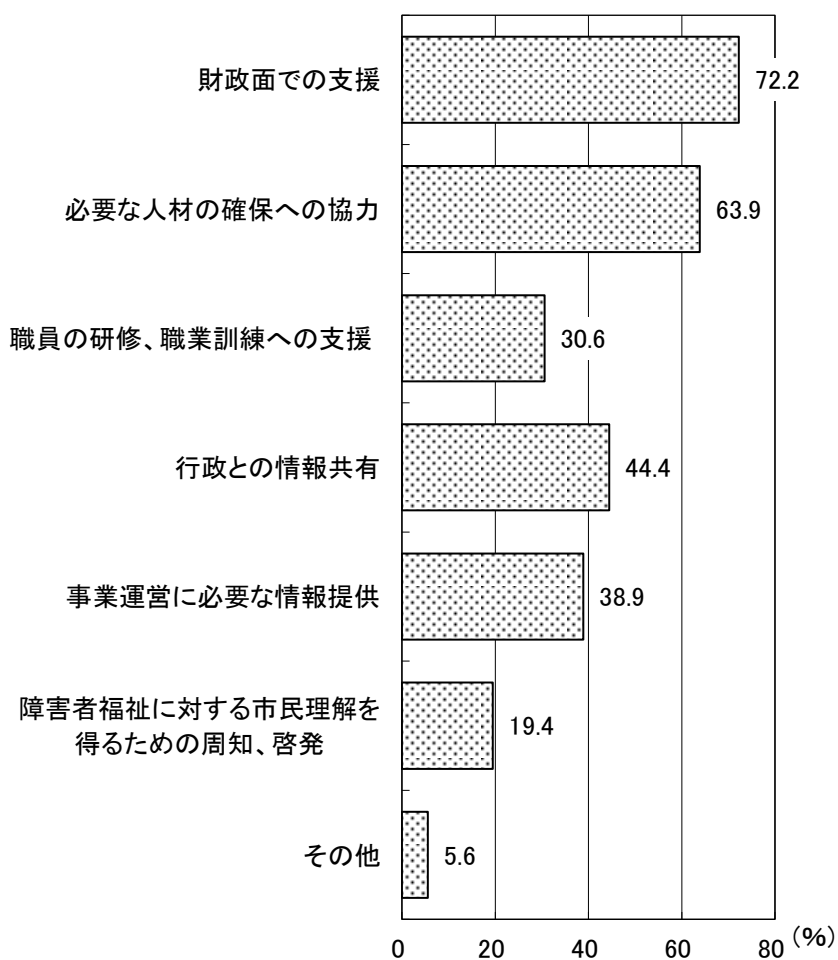
経営上の課題としては、「従事者の人員確保が困難」が 75.0%で最も多く、次いで「報酬単価が低く経営が困難」(52.8%)、「事務量が増大している」(50.0%)となっています。

### ■経営上の課題



### (3) 事業運営にあたって必要な支援について

今後の事業運営にあたって、必要な支援としては、「財政面での支援」が 72.2%で最も多く、次いで「必要な人材の確保への協力」(63.9%)、「行政との情報共有」(44.4%)となっています。



## 4 第6期障害福祉計画における障害福祉サービス等の状況

第6期障害福祉計画では、これまでの実績や市の実情等を勘案し、成果目標及び活動指標を設定しました。それらの達成状況等について以下に示しています。

※令和5年度の実績値は、年度途中のため見込量を推計しています。

### (1) 福祉施設入所者の地域生活への移行の状況

施設入所者数について、令和元年度末から令和5年度末までに9人の方が地域生活に移行されることを目指しました。また、施設入所者数については3人の削減を目指しました。

【令和元年度末施設入所者数 136人】

| 指 標                        | 目標値  | 実績   | 達成率   |
|----------------------------|------|------|-------|
| 令和5年度末までに地域生活に移行する人の累計移行者数 | 9人   | 2人   | 22.2% |
| 施設入所者数                     | 133人 | 135人 | 33.3% |

令和5年度末の実績見込は、地域生活に移行する人の累計移行者数が2人で、目標より7人少なく、施設入所者数は135人で目標より2人多い状況となっています。障害のある人や介護者の高齢化等により地域生活への移行が困難な方が増えています。

### (2) 精神障害※にも対応した地域包括ケアシステム※の構築の状況

保健、医療、福祉関係者、当事者、家族会など各関係機関の個別具体的な案件を通じた協議の場から関係機関の連携を作り精神障害※のある人を支える支援体制の構築を目指しました。

| 指 標                 | 令和3年度      |            |              | 令和4年度      |            |              | 令和5年度      |            |                   |
|---------------------|------------|------------|--------------|------------|------------|--------------|------------|------------|-------------------|
|                     | 目標値        | 実績         | 達成率          | 目標値        | 実績         | 達成率          | 目標値        | 実績         | 達成率               |
| 開催回数（目標の設定・評価の実施回数） | 2回<br>(0回) | 1回<br>(0回) | 50.0%<br>(-) | 2回<br>(0回) | 1回<br>(0回) | 50.0%<br>(-) | 2回<br>(1回) | 1回<br>(1回) | 50.0%<br>(100.0%) |
| 協議の場の参加者数           | 23人        | 22人        | 95.7%        | 23人        | 22人        | 95.7%        | 23人        | 22人        | 95.7%             |
| 保健                  | 2人         | 2人         | 100.0%       | 2人         | 2人         | 100.0%       | 2人         | 2人         | 100.0%            |
| 医療（精神科）             | 1人         | 1人         | 100.0%       | 1人         | 1人         | 100.0%       | 1人         | 1人         | 100.0%            |
| 医療（精神科以外）           | 3人         | 3人         | 100.0%       | 3人         | 2人         | 66.7%        | 3人         | 2人         | 66.7%             |
| 福祉                  | 11人        | 10人        | 90.9%        | 11人        | 11人        | 100.0%       | 11人        | 11人        | 100.0%            |
| 介護                  | 2人         | 2人         | 100.0%       | 2人         | 2人         | 100.0%       | 2人         | 2人         | 100.0%            |
| 当事者及び家族             | 2人         | 2人         | 100.0%       | 2人         | 2人         | 100.0%       | 2人         | 2人         | 100.0%            |
| その他                 | 2人         | 2人         | 100.0%       | 2人         | 2人         | 100.0%       | 2人         | 2人         | 100.0%            |

各年度の協議の開催回数の実績は、1回となっており、目標より1回少ない状況です。また、協議の場の参加者数の実績は、22人となっており、目標より1人少ない状況です。

### (3) 地域生活支援拠点※等有する機能の充実の状況

障害のある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた居住支援の機能を複数の機関が分担して担う「面的整備型」による整備を目指しました。また、自立支援協議会との連携により機能の検証を行い、機能充実を目指しました。

| 指 標                    | 令和3年度 |     |        | 令和4年度 |     |        | 令和5年度 |     |        |
|------------------------|-------|-----|--------|-------|-----|--------|-------|-----|--------|
|                        | 目標値   | 実績  | 達成率    | 目標値   | 実績  | 達成率    | 目標値   | 実績  | 達成率    |
| 整備箇所数                  | 1箇所   | 1箇所 | 100.0% | 1箇所   | 1箇所 | 100.0% | 1箇所   | 1箇所 | 100.0% |
| 機能充実に向けての運用状況の検証・検討の実施 | 1回    | 0回  | 0.0%   | 1回    | 0回  | 0.0%   | 1回    | 1回  | 100.0% |

各年度の整備箇所数は1箇所となっており、目標を達成しています。

また、機能充実に向けての運用状況の検証・検討の実施は令和5年度に1回の実施を見込んでいます。

### (4) 福祉施設から一般就労への移行等の状況

福祉施設から一般就労への移行者数について、令和5年度における年間移行者の目標を令和元年度の1.75倍の7人を目指しました。その内訳として、就労移行支援事業が1.5倍の6人、就労継続支援A型事業から1人を目指しました。

また、就労定着支援事業の利用状況について、就労移行支援事業等を利用して一般就労する者の7割以上とし、1年以上の定着率8割を超える事業所数については利用事業所全体の7割以上を目指しました。

| 指 標                | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |    |        |
|--------------------|-------|-------|-------|-------|-------|----|--------|
|                    | 実績    | 実績    | 実績    | 実績    | 目標値   | 実績 | 達成率    |
| 福祉施設から一般就労への年間移行者数 | 4人    | 3人    | 1人    | 2人    | 7人    | 5人 | 71.4%  |
| 就労移行支援事業           | 4人    | 3人    | 1人    | 2人    | 6人    | 4人 | 66.7%  |
| 就労継続支援A型事業         | 0人    | 0人    | 0人    | 0人    | 1人    | 1人 | 100.0% |
| 就労継続支援B型事業         | 0人    | 0人    | 0人    | 0人    | 0人    | 0人 | —      |
| 生活介護・自立訓練          | 0人    | 0人    | 0人    | 0人    | 0人    | 0人 | —      |

| 指 標                        | 令和<br>元年度 | 令和<br>2 年度 | 令和<br>3 年度 | 令和<br>4 年度 | 令和<br>5 年度 |       |        |
|----------------------------|-----------|------------|------------|------------|------------|-------|--------|
|                            | 実績        | 実績         | 実績         | 実績         | 目標値        | 実績    | 達成率    |
| 就労定着支援事業所数                 | 3 事業所     | 3 事業所      | 3 事業所      | 3 事業所      | 3 事業所      | 3 事業所 | 100.0% |
| 利用者数                       | 4 人       | 6 人        | 4 人        | 6 人        | 1 3 人      | 9 人   | 69.2%  |
| 就労移行支援事業等を利用して一般就労した者の利用割合 |           |            | 1 0 割      | 5 割        | 7 割        | 5 割   | 142.9% |
| 定着率 8 割以上の事業所数             |           |            | 0 事業所      | 0 事業所      | 2 事業所      | 0 事業所 | 0.0%   |
| 定着率 8 割以上の事業所数の割合          |           |            | 0 割        | 0 割        | 7 割        | 0 割   | 0.0%   |

福祉施設から一般就労への移行者数は、令和 5 年度に 5 人を見込み、目標値より 2 人少ない状況です。その内訳として、就労移行支援事業が 4 人、就労継続支援 A 型事業 1 人を見込んでいます。

就労定着支援事業所の利用者数について、令和 5 年度に 9 人を見込み目標値より 4 人少ない状況です。就労移行支援事業等を利用して一般就労する者の利用割合は令和 5 年度に 5 割とし、目標より 2 割少ない状況です。1 年以上の定着率 8 割を超える事業所数については該当が無い状況です。

## ( 5 ) 相談支援体制の充実・強化等の状況

本市が設置する基幹相談支援センター※を中心として連携のとれた相談支援体制の構築を目指しました。また、相談支援事業者間で事例検討を通して人材の育成などの実施を目指しました。

| 指 標                                                  | 令和 3 年度 |      |        | 令和 4 年度 |       |        | 令和 5 年度 |       |        |
|------------------------------------------------------|---------|------|--------|---------|-------|--------|---------|-------|--------|
|                                                      | 目標値     | 実績   | 達成率    | 目標値     | 実績    | 達成率    | 目標値     | 実績    | 達成率    |
| 基幹相談支援センター※等の総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保 | 確保      | 確保   | 100.0% | 確保      | 確保    | 100.0% | 確保      | 確保    | 100.0% |
| 総合的・専門的な相談支援の実施の有無                                   | 有       | 有    | 100.0% | 有       | 有     | 100.0% | 有       | 有     | 100.0% |
| 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言                        | 75 件    | 96 件 | 128.0% | 75 件    | 117 件 | 156.0% | 75 件    | 142 件 | 189.3% |
| 地域の相談支援事業者の人材育成の支援                                   | 2 回     | 0 回  | 0.0%   | 2 回     | 0 回   | 0.0%   | 2 回     | 1 回   | 50.0%  |
| 地域の相談機関との連携強化の取組の実施                                  | 4 回     | 0 回  | 0.0%   | 4 回     | 0 回   | 0.0%   | 4 回     | 1 回   | 25.0%  |

相談支援体制の確保と総合的・専門的な相談支援を継続して実施しました。

地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言は、各年度において目標を達成しています。

地域の相談支援事業者の人材育成の支援は、令和５年度に１回を見込んでいますが、目標より１回少なくなっています。

地域の相談機関との連携強化の取組の実施は、令和５年度に４回を見込んでいますが、目標より３回少なくなっています。

## （６）障害福祉サービス等の質の向上の状況

本市職員が障害福祉サービスに関する研修会に参加する機会を確保し、審査体制の向上を図るとともに自立支援審査支払等システムなどで分析したサービス提供情報をサービス提供事業者と共有できる体制を構築し、サービス提供の質の向上を目指しました。

| 指 標                          | 令和３年度 |    |        | 令和４年度 |    |        | 令和５年度 |    |        |
|------------------------------|-------|----|--------|-------|----|--------|-------|----|--------|
|                              | 目標値   | 実績 | 達成率    | 目標値   | 実績 | 達成率    | 目標値   | 実績 | 達成率    |
| サービスの質の向上を図るための体制確保          | 有     | 有  | 100.0% | 有     | 有  | 100.0% | 有     | 有  | 100.0% |
| 県が実施する研修への本市職員の参加人数          | ５人    | ０人 | 0.0%   | ５人    | ２人 | 40.0%  | ５人    | ２人 | 40.0%  |
| 自立支援審査支払等システム等での審査結果の共有体制の有無 | 有     | 無  | 0.0%   | 有     | 有  | 100.0% | 有     | 有  | 100.0% |
| 自立支援審査支払等システム等での審査結果の共有体制の実施 | １回    | ０回 | 0.0%   | １回    | １回 | 100.0% | １回    | １回 | 100.0% |
| 監査結果の関係自治体との共有体制の有無          | 有     | 無  | 0.0%   | 有     | 有  | 100.0% | 有     | 有  | 100.0% |
| 監査結果の関係自治体との共有回数             | １回    | ０回 | 0.0%   | １回    | ０回 | 0.0%   | １回    | １回 | 100.0% |

サービスの質の向上を図るための体制については、各年度ともに確保しています。県が実施する研修への本市職員の参加人数については、令和３年度は目標より５人、令和４年度及び令和５年度は何れも３人少なくなっています。自立支援審査支払等システム等での審査結果の共有体制は各年度において維持し、実施については令和３年度に未実施でしたが、令和４年度は１回実施、令和５年度も１回実施で、目標を達成する見込みです。監査結果の関係自治体との共有体制は各年度において維持し、共有回数は令和３・４年度に未実施ですが、令和５年度は１回実施の見込みです。

## (7) 障害福祉サービスの実績

### ① 訪問系サービス

訪問系サービスについては、利用人数が 75 人前後で推移しており、計画値と比較すると、利用時間は少なく、利用人数は多くなっていることから、一人あたりの利用時間が増加していることが伺えます。

| サービス名          |      | 利用時間（時間/月） |            |            | 利用人数（人/月）  |            |            |
|----------------|------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
|                |      | 令和<br>3 年度 | 令和<br>4 年度 | 令和<br>5 年度 | 令和<br>3 年度 | 令和<br>4 年度 | 令和<br>5 年度 |
| 居宅介護           | 計画値  | 1,429      | 1,500      | 1,574      | 90         | 95         | 99         |
|                | 実績値  | 1,294      | 1,201      | 1,291      | 68         | 62         | 66         |
|                | 達成率% | 90.6       | 80.1       | 82.0       | 75.6       | 65.3       | 66.7       |
| 重度訪問介護         | 計画値  | 362        | 362        | 362        | 3          | 3          | 3          |
|                | 実績値  | 189        | 207        | 207        | 2          | 2          | 2          |
|                | 達成率% | 52.2       | 57.2       | 57.2       | 66.7       | 66.7       | 66.7       |
| 同行援護           | 計画値  | 309        | 309        | 309        | 10         | 10         | 10         |
|                | 実績値  | 104        | 148        | 148        | 6          | 6          | 6          |
|                | 達成率% | 33.7       | 47.9       | 47.9       | 60.0       | 60.0       | 60.0       |
| 行動援護           | 計画値  | 24         | 36         | 48         | 2          | 3          | 4          |
|                | 実績値  | 23         | 45         | 45         | 1          | 1          | 1          |
|                | 達成率% | 95.8       | 125.0      | 93.8       | 50.0       | 33.3       | 25.0       |
| 重度障害者等<br>包括支援 | 計画値  | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          |
|                | 実績値  | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          |
|                | 達成率% | 0.0        | 0.0        | 0.0        | 0.0        | 0.0        | 0.0        |
| 合計             | 計画値  | 2,124      | 2,207      | 2,293      | 105        | 111        | 116        |
|                | 実績値  | 1,610      | 1,601      | 1,691      | 78         | 71         | 75         |
|                | 達成率% | 75.8       | 72.5       | 73.7       | 74.3       | 64.0       | 64.7       |

## ② 日中活動系サービス

日中活動系サービスについては、全てのサービスで利用者が増加傾向にあり、特に生活介護、就労継続支援（A型・B型）の実績値が増加しています。

| サービス名          |      | 利用日数（人日/月） |           |           | 利用人数（人/月） |           |           |
|----------------|------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
|                |      | 令和<br>3年度  | 令和<br>4年度 | 令和<br>5年度 | 令和<br>3年度 | 令和<br>4年度 | 令和<br>5年度 |
| 生活介護           | 計画値  | 5,311      | 5,371     | 5,431     | 277       | 280       | 283       |
|                | 実績値  | 5,309      | 5,346     | 5,346     | 268       | 272       | 272       |
|                | 達成率% | 99.9       | 99.5      | 98.4      | 96.8      | 97.1      | 96.1      |
| 自立訓練<br>（機能訓練） | 計画値  | 21         | 21        | 21        | 1         | 1         | 1         |
|                | 実績値  | 17         | 33        | 33        | 1         | 2         | 2         |
|                | 達成率% | 81.0       | 157.1     | 157.1     | 100.0     | 200.0     | 200.0     |
| 自立訓練<br>（生活訓練） | 計画値  | 21         | 21        | 21        | 1         | 1         | 1         |
|                | 実績値  | 0          | 20        | 20        | 0         | 2         | 2         |
|                | 達成率% | 0.0        | 95.2      | 95.2      | 0.0       | 200.0     | 200.0     |
| 就労移行支援         | 計画値  | 433        | 433       | 433       | 27        | 27        | 27        |
|                | 実績値  | 346        | 351       | 368       | 20        | 21        | 21        |
|                | 達成率% | 79.9       | 81.1      | 85.0      | 74.1      | 77.8      | 77.8      |
| 就労継続支援<br>（A型） | 計画値  | 890        | 890       | 890       | 50        | 52        | 53        |
|                | 実績値  | 859        | 1,010     | 1,029     | 43        | 52        | 53        |
|                | 達成率% | 96.5       | 113.5     | 115.6     | 86.0      | 100.0     | 100.0     |
| 就労継続支援<br>（B型） | 計画値  | 2,822      | 2,919     | 3,020     | 168       | 174       | 184       |
|                | 実績値  | 2,777      | 2,909     | 2,962     | 163       | 167       | 170       |
|                | 達成率% | 98.4       | 99.7      | 98.1      | 97.0      | 96.0      | 92.4      |
| 就労定着支援         | 計画値  |            |           |           | 7         | 9         | 13        |
|                | 実績値  |            |           |           | 4         | 6         | 9         |
|                | 達成率% |            |           |           | 57.1      | 66.7      | 69.2      |
| 療養介護           | 計画値  |            |           |           | 5         | 6         | 6         |
|                | 実績値  |            |           |           | 6         | 6         | 6         |
|                | 達成率% |            |           |           | 120.0     | 100.0     | 100.0     |
| 短期入所           | 計画値  | 204        | 204       | 204       | 29        | 29        | 29        |
|                | 実績値  | 172        | 108       | 194       | 20        | 18        | 24        |
|                | 達成率% | 84.3       | 52.9      | 95.1      | 69.0      | 62.1      | 82.8      |

### ③ 居住系サービス

共同生活援助（グループホーム）の実績値が増加しています。施設入所支援については、施設入所者が増加傾向にあり、令和5年度時点で135人となっており、第6期障害福祉計画で成果目標として示していた133人を2人上回っています。

自立生活援助については、実績無となっています。

| サービス名               |      | 利用人数（人/月） |         |       |        |
|---------------------|------|-----------|---------|-------|--------|
|                     |      | 令和3年度     |         | 令和4年度 |        |
| 自立生活援助              | 計画値  | 0         | (0)     | 0     | (0)    |
|                     | 実績値  | 0         | (0)     | 0     | (0)    |
|                     | 達成率% | 0.0       | (0.0)   | 0.0   | (0.0)  |
| 共同生活援助<br>（グループホーム） | 計画値  | 75        | (21)    | 81    | (23)   |
|                     | 実績値  | 67        | (23)    | 74    | (20)   |
|                     | 達成率% | 89.3      | (109.5) | 91.4  | (87.0) |
| 施設入所支援              | 計画値  | 135       |         | 134   |        |
|                     | 実績値  | 133       |         | 135   |        |
|                     | 達成率% | 98.5      |         | 100.7 |        |

※（ ）の数值は、精神障害者数

### ④ 相談支援

計画相談支援は、年々増加しています。地域移行支援及び地域定着支援については、利用人数がそれぞれ1人を見込んでいます。

| サービス名  |      | 利用人数（人/月） |       |       |       |
|--------|------|-----------|-------|-------|-------|
|        |      | 令和3年度     |       | 令和4年度 |       |
| 計画相談支援 | 計画値  | 134       |       | 146   |       |
|        | 実績値  | 117       |       | 134   |       |
|        | 達成率% | 87.3      |       | 91.8  |       |
| 地域移行支援 | 計画値  | 0         | (0)   | 0     | (0)   |
|        | 実績値  | 0         | (0)   | 0     | (0)   |
|        | 達成率% | 0.0       | (0.0) | 0.0   | (0.0) |
| 地域定着支援 | 計画値  | 0         | (0)   | 0     | (0)   |
|        | 実績値  | 0         | (0)   | 0     | (0)   |
|        | 達成率% | 0.0       | (0.0) | 0.0   | (0.0) |

※（ ）の数值は、精神障害者数

## (8) 地域生活支援事業の実績

地域生活支援事業については、実績値が概ね横ばいとなっており、計画どおりに推移していますが、意思疎通支援事業の実績が増加傾向となっています。

また、日常生活用具給付等事業のうち、特に自立支援生活用具、情報・意思疎通支援用具及び排泄管理支援用具が増加傾向となっており、計画値を上回っています。

### ① 理解促進研修・啓発事業

| サービス名       |      | 実施の有無 |       |       |
|-------------|------|-------|-------|-------|
|             |      | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 理解促進研修・啓発事業 | 計画値  | 有     | 有     | 有     |
|             | 実績値  | 有     | 有     | 有     |
|             | 達成率% | 100.0 | 100.0 | 100.0 |

### ② 自発的活動支援事業

| サービス名     |      | 実施の有無 |       |       |
|-----------|------|-------|-------|-------|
|           |      | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 自発的活動支援事業 | 計画値  | 有     | 有     | 有     |
|           | 実績値  | 有     | 有     | 有     |
|           | 達成率% | 100.0 | 100.0 | 100.0 |

### ③ 相談支援事業

| サービス名                       |      | 箇所数   |       |       |
|-----------------------------|------|-------|-------|-------|
|                             |      | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 障害者相談支援事業                   | 計画値  | 1     | 1     | 1     |
|                             | 実績値  | 1     | 1     | 1     |
|                             | 達成率% | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
| 基幹相談支援センター※<br>(ふくしの総合相談窓口) | 計画値  | 1     | 1     | 1     |
|                             | 実績値  | 1     | 1     | 1     |
|                             | 達成率% | 100.0 | 100.0 | 100.0 |

### ④ 成年後見制度※利用支援事業

| サービス名         |      | 利用人数(人/年) |       |       |
|---------------|------|-----------|-------|-------|
|               |      | 令和3年度     | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 成年後見制度※利用支援事業 | 計画値  | 3         | 3     | 3     |
|               | 実績値  | 2         | 3     | 3     |
|               | 達成率% | 66.7      | 100.0 | 100.0 |

## ⑤ 成年後見制度※法人後見支援事業

成年後見制度※における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な経営のための組織体制の構築等を目指し、西播磨成年後見支援センターを中心とした制度の周知・普及に努めました。

## ⑥ 意思疎通支援事業

| サービス名           |      | 実人数（人/年） |       |       |
|-----------------|------|----------|-------|-------|
|                 |      | 令和3年度    | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 手話通訳者設置事業       | 計画値  | 0        | 0     | 1     |
|                 | 実績値  | 1        | 1     | 1     |
|                 | 達成率% | 100.0    | 100.0 | 100.0 |
| 手話通訳者・要約筆記者派遣事業 | 計画値  | 599      | 625   | 652   |
|                 | 実績値  | 506      | 546   | 550   |
|                 | 達成率% | 84.5     | 87.4  | 84.4  |

## ⑦ 日常生活用具給付等事業

| サービス名             |      | 給付件数（件/年） |       |       |
|-------------------|------|-----------|-------|-------|
|                   |      | 令和3年度     | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 介護・訓練支援用具         | 計画値  | 13        | 16    | 20    |
|                   | 実績値  | 10        | 2     | 6     |
|                   | 達成率% | 76.9      | 12.5  | 30.0  |
| 自立生活支援用具          | 計画値  | 5         | 5     | 5     |
|                   | 実績値  | 8         | 5     | 7     |
|                   | 達成率% | 160.0     | 100.0 | 140.0 |
| 在宅療養等支援用具         | 計画値  | 10        | 11    | 12    |
|                   | 実績値  | 11        | 7     | 8     |
|                   | 達成率% | 110.0     | 63.6  | 66.7  |
| 情報・意思疎通支援用具       | 計画値  | 6         | 6     | 6     |
|                   | 実績値  | 5         | 11    | 8     |
|                   | 達成率% | 83.3      | 183.3 | 133.3 |
| 排泄管理支援用具          | 計画値  | 1,336     | 1,339 | 1,342 |
|                   | 実績値  | 269       | 279   | 1,646 |
|                   | 達成率% | 20.1      | 20.8  | 122.7 |
| 居宅生活動作補助用具（住宅改修費） | 計画値  | 6         | 6     | 6     |
|                   | 実績値  | 1         | 0     | 3     |
|                   | 達成率% | 16.7      | 0.0   | 50.0  |

⑧ 手話奉仕員養成研修事業

| サービス名       |      | 養成人数（人/年） |       |       |
|-------------|------|-----------|-------|-------|
|             |      | 令和3年度     | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 手話奉仕員養成研修事業 | 計画値  | 30        | 30    | 30    |
|             | 実績値  | 中止        | 19    | 16    |
|             | 達成率% | 0.0       | 63.3  | 53.3  |

⑨ 移動支援事業

| サービス名  |      | 利用者数（人/年） |       |       | 利用時間（時間/年） |        |        |
|--------|------|-----------|-------|-------|------------|--------|--------|
|        |      | 令和3年度     | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和3年度      | 令和4年度  | 令和5年度  |
| 移動支援事業 | 計画値  | 76        | 79    | 81    | 11,684     | 12,701 | 13,806 |
|        | 実績値  | 41        | 36    | 41    | 5,052      | 5,377  | 6,124  |
|        | 達成率% | 53.9      | 45.6  | 50.6  | 43.2       | 42.3   | 44.4   |

⑩ 地域活動支援センター※機能強化事業

| サービス名                 |      | 箇所数   |       |       | 利用者数（人/年） |       |       |
|-----------------------|------|-------|-------|-------|-----------|-------|-------|
|                       |      | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和3年度     | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 地域活動支援センター※機能強化事業（市内） | 計画値  | 2     | 2     | 2     | 30        | 30    | 30    |
|                       | 実績値  | 2     | 2     | 2     | 17        | 25    | 26    |
|                       | 達成率% | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 56.7      | 83.3  | 86.7  |
| 地域活動支援センター※機能強化事業（市外） | 計画値  | 1     | 1     | 1     | 1         | 1     | 1     |
|                       | 実績値  | 0     | 1     | 1     | 0         | 1     | 1     |
|                       | 達成率% | 0.0   | 100.0 | 100.0 | 0.0       | 100.0 | 100.0 |

⑪ 日中一時支援事業

| サービス名    |      | 利用者数（人/年） |       |       |
|----------|------|-----------|-------|-------|
|          |      | 令和3年度     | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 日中一時支援事業 | 計画値  | 32        | 32    | 32    |
|          | 実績値  | 30        | 29    | 29    |
|          | 達成率% | 93.8      | 90.6  | 90.6  |

| サービス名        |      | 箇所数       |           |           | 利用者数（人/年） |           |           |
|--------------|------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
|              |      | 令和<br>3年度 | 令和<br>4年度 | 令和<br>5年度 | 令和<br>3年度 | 令和<br>4年度 | 令和<br>5年度 |
| 夏季障害児タイムケア事業 | 計画値  | 1         | 1         |           | 15        | 15        |           |
|              | 実績値  | 1         | 1         |           | 16        | 16        |           |
|              | 達成率% | 100.0     | 100.0     |           | 106.7     | 106.7     |           |

※夏季障害児タイムケア事業は、他のサービスの充実等により、令和4年度までの実施となっています。

## ⑫ 社会参加促進事業

| サービス名                |      | 単位  | 実施回数等     |           |           |
|----------------------|------|-----|-----------|-----------|-----------|
|                      |      |     | 令和<br>3年度 | 令和<br>4年度 | 令和<br>5年度 |
| スポーツ・レクリエーション教室開催等事業 | 計画値  | 回/年 | 1         | 1         | 1         |
|                      | 実績値  | 回/年 | 1         | 1         | 1         |
|                      | 達成率  | %   | 100.0     | 100.0     | 100.0     |
| 点字・声の広報等発行事業         | 計画値  | 回/年 | 48        | 48        | 48        |
|                      | 実績値  | 回/年 | 48        | 48        | 48        |
|                      | 達成率% | %   | 100.0     | 100.0     | 100.0     |
| 自動車運転免許取得・改造助成事業     | 計画値  | 件/年 | 8         | 8         | 8         |
|                      | 実績値  | 件/年 | 2         | 2         | 2         |
|                      | 達成率% | %   | 25.0      | 25.0      | 25.0      |
| 歩行訓練士派遣事業            | 計画値  | 件/年 | 5         | 5         | 5         |
|                      | 実績値  | 件/年 | 0         | 0         | 0         |
|                      | 達成率% | %   | 0.0       | 0.0       | 0.0       |
| 障害者地域生活訓練等事業         | 計画値  | 人/年 | 20        | 20        | 20        |
|                      | 実績値  | 人/年 | 19        | 17        | 17        |
|                      | 達成率% | %   | 95.0      | 85.0      | 85.0      |

## ⑬ 知的障害者職親委託制度

| サービス名       |     | 単位  | 利用者数      |           |           |
|-------------|-----|-----|-----------|-----------|-----------|
|             |     |     | 令和<br>3年度 | 令和<br>4年度 | 令和<br>5年度 |
| 知的障害者職親委託制度 | 計画値 | 人/年 | 1         | 1         | 1         |
|             | 実績値 | 人/年 | 1         | 1         | 0         |
|             | 達成率 | %   | 100.0     | 100.0     | 0.0       |

## 5 第2期障害児福祉計画における障害児福祉サービス等の状況

第2期障害児福祉計画では、これまでの実績や市の実情等を勘案し、成果目標及び活動指標を設定しました。それらの達成状況等について以下に示しています。

※令和5年度実績値は、年度途中のため見込量を推計しています。

### (1) 障害児支援の提供体制の整備等の状況

障害児支援の提供体制の整備等については、児童発達支援センター※たんぽぽを中心として保育所等訪問支援の実施や早期の療育支援を進める体制構築を推進しましたが、主に重症心身障害児を支援する居宅訪問型児童発達支援事業所の整備及び発達障害児等に対するペアレントトレーニング※やペアレントプログラム※等に関する支援については、実績無となっています。

| サービス名                                      |     | 単位 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|--------------------------------------------|-----|----|-------|-------|-------|
| 児童発達支援センター※の整備<br>箇所数                      | 計画値 | 箇所 | 1     | 1     | 1     |
|                                            | 実績値 | 箇所 | 1     | 1     | 1     |
|                                            | 達成率 | %  | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
| 保育所等訪問支援を利用できる<br>体制の構築                    | 計画値 | 有無 | 有     | 有     | 有     |
|                                            | 実績値 | 有無 | 有     | 有     | 有     |
|                                            | 達成率 | %  | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
| 主に重症心身障害児を支援する<br>児童発達支援事業所の整備箇所<br>数      | 計画値 | 箇所 | 1     | 1     | 1     |
|                                            | 実績値 | 箇所 | 1     | 1     | 1     |
|                                            | 達成率 | %  | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
| 主に重症心身障害児を支援する<br>放課後等デイサービスの整備箇<br>所数     | 計画値 | 箇所 | 1     | 1     | 1     |
|                                            | 実績値 | 箇所 | 1     | 1     | 1     |
|                                            | 達成率 | %  | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
| 主に重症心身障害児を支援する<br>居宅訪問型児童発達支援事業所<br>の整備箇所数 | 計画値 | 箇所 | 0     | 0     | 1     |
|                                            | 実績値 | 箇所 | 0     | 0     | 0     |
|                                            | 達成率 | %  | 0.0   | 0.0   | 0.0   |
| 主に医療的ケア児※を支援する<br>通所・居宅事業所の整備箇所数           | 計画値 | 箇所 | 1     | 1     | 1     |
|                                            | 実績値 | 箇所 | 1     | 1     | 1     |
|                                            | 達成率 | %  | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
| 医療的ケア児※支援のための関<br>係機関の協議の場の設置              | 計画値 | 有無 | 1     | 1     | 1     |
|                                            | 実績値 | 有無 | 1     | 1     | 1     |
|                                            | 達成率 | %  | 100.0 | 100.0 | 100.0 |

| サービス名                                   |     | 単位  | 令和<br>3年度 | 令和<br>4年度 | 令和<br>5年度 |
|-----------------------------------------|-----|-----|-----------|-----------|-----------|
| 発達障害児等に対する支援                            |     |     |           |           |           |
| ペアレントトレーニング※やペアレントプログラム※等の支援プログラム等の受講者数 | 計画値 | 人/年 | 5         | 5         | 5         |
|                                         | 実績値 | 人/年 | 0         | 0         | 0         |
|                                         | 達成率 | %   | 0.0       | 0.0       | 0.0       |
| ペアレントメンター※の人数                           | 計画値 | 人/年 | 0         | 0         | 1         |
|                                         | 実績値 | 人/年 | 0         | 0         | 0         |
|                                         | 達成率 | %   | 0.0       | 0.0       | 0.0       |
| ピアサポート※活動への参加人数                         | 計画値 | 人/年 | 1         | 2         | 3         |
|                                         | 実績値 | 人/年 | 0         | 0         | 0         |
|                                         | 達成率 | %   | 0.0       | 0.0       | 0.0       |
| 保育所等※ <sup>1</sup> における障害のあるこどもの受け入れ人数  | 計画値 | 人/年 | 74        | 74        | 74        |
|                                         | 実績値 | 人/年 | 68        | 76        | 105       |
|                                         | 達成率 | %   | 91.9      | 102.7     | 141.9     |

※1：保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等

## （２）障害のあるこどもを対象としたサービスの実績

児童発達支援、放課後等デイサービスの利用者数や利用日数は大幅に増加傾向にあります。また、それに伴い障害児相談支援の利用者数も増加しています。

居宅訪問型児童発達支援、医療型児童発達支援について、実績無となっています。

| サービス名          |      | 利用日数（人日/月） |           |           | 利用人数（人/月） |           |           |
|----------------|------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
|                |      | 令和<br>3年度  | 令和<br>4年度 | 令和<br>5年度 | 令和<br>3年度 | 令和<br>4年度 | 令和<br>5年度 |
| 児童発達支援         | 計画値  | 491        | 545       | 605       | 106       | 117       | 129       |
|                | 実績値  | 612        | 714       | 746       | 128       | 135       | 141       |
|                | 達成率% | 124.6      | 131.0     | 123.3     | 120.8     | 115.4     | 109.3     |
| 放課後等<br>デイサービス | 計画値  | 1,895      | 2,359     | 2,509     | 163       | 173       | 184       |
|                | 実績値  | 1,693      | 1,896     | 2,095     | 202       | 238       | 263       |
|                | 達成率% | 89.3       | 80.4      | 83.5      | 123.9     | 137.6     | 142.9     |
| 保育所等訪問<br>支援   | 計画値  | 27         | 30        | 34        | 15        | 16        | 18        |
|                | 実績値  | 8          | 6         | 8         | 6         | 4         | 5         |
|                | 達成率% | 29.6       | 20.0      | 23.5      | 40.0      | 25.0      | 27.8      |

| サービス名           |      | 利用日数（人日/月） |           |           | 利用人数（人/月） |           |           |
|-----------------|------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
|                 |      | 令和<br>3年度  | 令和<br>4年度 | 令和<br>5年度 | 令和<br>3年度 | 令和<br>4年度 | 令和<br>5年度 |
| 居宅訪問型<br>児童発達支援 | 計画値  | 0          | 0         | 4         | 0         | 0         | 1         |
|                 | 実績値  | 0          | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         |
|                 | 達成率% | 0.0        | 0.0       | 0.0       | 0.0       | 0.0       | 0.0       |
| 医療型児童発達<br>支援   | 計画値  | 0          | 0         | 4         | 0         | 0         | 1         |
|                 | 実績値  | 0          | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         |
|                 | 達成率% | 0.0        | 0.0       | 0.0       | 0.0       | 0.0       | 0.0       |
| 障害児相談支援         | 計画値  |            |           |           | 57        | 70        | 85        |
|                 | 実績値  |            |           |           | 56        | 66        | 70        |
|                 | 達成率% |            |           |           | 98.2      | 94.3      | 82.4      |

| サービス名                                              |      | 配置人数（人/年） |           |           |
|----------------------------------------------------|------|-----------|-----------|-----------|
|                                                    |      | 令和<br>3年度 | 令和<br>4年度 | 令和<br>5年度 |
| 医療的ケア児※<br>に対する関連分<br>野の支援を調整<br>するコーディネ<br>ーターの配置 | 計画値  | 0         | 0         | 1         |
|                                                    | 実績値  | 0         | 0         | 1         |
|                                                    | 達成率% | 0.0       | 0.0       | 100.0     |

## 6 課題の整理

### 課題1 共に支え合う共生のまちづくり

- ・ 障害のある人やその家族への差別や偏見等を無くし、その人権が守られ、お互いの人格と個性を尊重できる社会を実現するために、すべての市民が障害への理解や正しい認識を持つことが求められています。
- ・ 障害のある人が、家庭や地域で安心して自立した生活を送るためには、在宅生活を支援するサービスなどの公的福祉サービス及び民間福祉サービスのみでは不十分であり、ボランティアや地域のネットワークによる支援や協力が重要です。
- ・ 障害のある人の自立と社会参加を促進するには、建築物、道路などのバリアフリー※化を推進するとともに、誰もが利用しやすいように配慮したユニバーサルデザイン※の考えに基づいた総合的かつ効果的な福祉のまちづくりを進める必要があります。
- ・ 障害のある人の社会参加を促進するためには、その障害特性に応じた移動手段と移動支援サービスを確保することが必要です。
- ・ 障害のある人が希望する地域で安心して暮らすためには、自然災害や火災、交通事故、犯罪、消費者トラブルなどさまざまなリスクから自身や財産を保護するための対策を構築する必要があります。

### 課題2 一人ひとりが自分らしく暮らせるまちづくり

- ・ 障害のある人が個人としての尊厳にふさわしい日常生活、社会生活を送るためには、個々人の障害特性に応じた質の高い障害福祉サービスを受けられることが必要です。また、事業者が必要なサービスを提供できるよう福祉人材を育成・確保することが求められています。
- ・ 障害のある人が住み慣れた地域で自立して生活を営んでいくためには、生活の拠点となる住宅の確保が必要です。
- ・ 障害のある人やその家族が、親亡き後など将来に向けて安心して生活するためには、困りごとや不安などを気軽に相談し、解決するための相談支援体制を充実する必要があります。
- ・ 先天的な障害や乳幼児期の障害については、早期に発見し、適切な治療、療育に結びつけることで障害の軽減や基本的な生活能力の向上を図ることが必要です。また、壮年期以降の疾病等による障害を予防するために、生活習慣病等の疾病対策も重要な課題です。

### 課題3 社会参加に向けた自立を支えるまちづくり

- ・ 障害や発達に特性のあるこどもの能力や可能性を伸ばすためには、必要な療育や支援が早期から実施される、妊娠期から子育て期まで切れ目のない相談体制の充実、関係機関における連携の強化が求められます。
- ・ 障害のあるこどもが、自立し社会に参加するために必要な能力を養うためには、一人ひとりの障害の程度に応じた、きめ細かな教育を行う必要があります。
- ・ 障害のある人が地域の中で生きがいを持ち、自立した生活を営み、社会参加するためには、障害種別や個々の特性、ニーズに応じた多様な働き方が選択できる環境づくりが必要です。そのためには、働く意欲のある障害のある人がその適性に応じて能力を発揮することができるよう、障害者雇用の理解と促進を図り、就業機会の確保に努める必要があります。

# 第 3 章 計画の基本的な考え方

## 1 基本理念

令和 5 年 3 月に国が策定した障害者基本計画（第 5 次）では、その基本理念として、障害者施策は、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して講じられることが必要であるとし、障害のある人が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるための支援や、障害のある人の社会参加を制約している社会的な障壁の除去を行うための基本的な方向を定めています。

また、障害の有無に関わらず、すべての人が住み慣れた地域の中で、共に支え合い、自分らしく安心して生活することができるまちづくりが求められています。

そのため、本計画においては、「一人ひとりが尊重され、地域で共に支え合い、自分らしく安心して暮らし続けられるまち たつの」を基本理念として施策の展開を図ります。

一人ひとりが尊重され、地域で共に支え合い、  
自分らしく安心して暮らし続けられるまち たつの

## 2 基本目標

### 基本目標 1 お互いの人権や尊厳を大切にして共に支え合う共生のまちづくり

障害の有無に関わらず、お互いに支え合うことのできる共生社会を実現するために、障害のある人や障害への正しい理解を深め、差別や偏見、権利侵害等の無いまちづくりを進めます。

また、障害のある人が、地域で安心して暮らせるよう、地域で支えるネットワークづくりや情報アクセシビリティ<sup>※</sup>の向上、防犯・防災体制の整備等を推進します。

さらに、障害があってもさまざまな形で社会参加が行えるよう、交通・移動手段の確保や建築物等のバリアフリー<sup>※</sup>化など福祉のまちづくりを進めます。

## **基本目標2 支援が必要なこどもが地域で健やかに育つまちづくり**

障害のあるこどもについて、一人ひとりの特性や発達段階に応じた適切な療育、教育が切れ目なく提供されるよう関係機関の連携による体制を整備します。また、障害の有無に関わらず、共に教育を受けることができるインクルーシブ教育※システムの構築を進めます。さらに、近年増加している発達障害※等に対する教職員や市民の理解を促進します。

## **基本目標3 自分らしくいきいきと暮らし続けられるまちづくり**

障害のある人が必要とする障害福祉サービスを利用できるよう、ニーズに対応したサービスの確保・提供に努めるとともに、研修等によるサービスの質の向上を図ります。

また、障害のある人が自らの決定に基づき、身近な地域で相談支援を受けることができるよう、総合的な相談支援の充実を図ります。

さらに、障害の原因となる疾病等の予防、障害の早期発見・早期治療の推進を図るとともに、障害のある人に対して、適切な保健サービスや医療が提供されるよう体制を整備します。

## **基本目標4 就労・社会参加による生きがいのあるまちづくり**

就労は経済的な自立だけでなく、社会参加による生きがいづくりにもつながります。障害のある人の就労については、その適性に応じて多様な選択ができるよう、企業等に障害者雇用についての理解を促すとともに、就労移行支援等を通じて、障害のある人の一般就労を促進します。

また、スポーツや文化芸術活動等を通じた社会参加を促進するための支援を行います。

### 3 施策の体系

#### 基本理念

一人ひとりが尊重され、地域で共に支え合い、  
自分らしく安心して暮らし続けられるまち たつの

#### 〔基本目標〕

#### 〔施策分野〕

#### 〔施策項目〕



## 第4章 障害者計画

### 1 お互いの人権や尊厳を大切にして共に支え合う共生のまちづくり

#### (1) 差別解消、合理的配慮<sup>※</sup>及び権利擁護の推進

障害のある人が、地域で安心して暮らすためには、障害のない人が障害のある人や障害への正しい理解を深め、差別や偏見のないまちにすることが必要です。

平成 28 年 4 月から障害者差別解消法が施行され、障害のある人に対する合理的配慮<sup>※</sup>を推進していくことが求められています。本市においても、「障害を理由とする差別の解消の推進に関するたつの市職員対応要領」を制定し、市職員の障害のある人に対する適切な対応方法の啓発に努めています。また、令和 6 年 4 月から事業者による障害のある人への合理的配慮<sup>※</sup>の提供が義務化されるため、障害のある人への適切な対応や必要な配慮について理解を深める必要があります。

アンケート調査結果では、差別や嫌な思いをした人は、知的障害<sup>※</sup>及び精神障害<sup>※</sup>で 4 割以上となっていることから、今後も引き続き、本市全体で障害者差別が解消されるよう、人権教育を含めた理解・啓発を推進します。

#### ① 差別解消、合理的配慮<sup>※</sup>のための取組の推進

| No. | 施策      | 内容                                                                                                                                                                                                               |
|-----|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1   | 市民理解の促進 | 「広報たつの」「広報たつのお知らせ版」「ホームページ」の他、SNS <sup>※</sup> を活用して市民の理解と啓発を推進します。<br>また、障害者レクリエーション・スポーツ交流事業や障害者週間 <sup>※</sup> に行う作品展などについて、あらゆる広報媒体を活用して啓発に努め、多くの方の参加を促します。<br>また、事業者への合理的配慮 <sup>※</sup> 提供の義務化に関する周知に努めます。 |

#### ② 虐待防止のための取組の推進

| No. | 施策           | 内容                                                                                                                      |
|-----|--------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1   | 相談支援事業       | 基幹相談支援センター <sup>※</sup> を設置し、困難事例に対し多機関で協働できる体制を整えるとともに、地域の相談支援事業所との情報共有体制を構築します。また、支援者相互のつながりを充実させながら、支援者に対する支援にも努めます。 |
| 2   | 障害のある人への虐待防止 | 障害者虐待防止法と障害者虐待防止相談窓口の周知・啓発に努めるとともに、関係機関等との連携協力体制のもと、障害のある人に対する虐待への相談・対応などを行います。                                         |

### ③ 権利擁護の推進

| No. | 施 策           | 内 容                                                                                                                                                                               |
|-----|---------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1   | 成年後見制度※       | 障害等により権利擁護支援の必要な人に対し、西播磨成年後見支援センターと連携し、成年後見制度※の利用促進に努めます。また、福祉・保健・医療等の関係者や地域住民等の連携と併せ、司法・警察・消防等も含めた仕組みとして、「権利擁護支援チーム」「協議会」「中核機関」を構成要素とした、地域連携ネットワークの構築に向け、協議を進めます。                |
| 2   | 福祉サービス利用援助事業等 | 判断能力が十分でない障害のある人等が、地域で安心して自立した暮らしが送れるよう、生活支援員による福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理を行う社会福祉協議会の福祉サービス利用援助事業による支援を行います。また、増加する利用ニーズに対して生活支援員を新規雇用するとともに情報共有やケース検討を行う研修会を実施し、連携強化と職員のニーズ対応力の向上を図ります。 |

### ④ 福祉・人権教育の推進

| No. | 施 策                | 内 容                                                                                                                                                                                       |
|-----|--------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1   | 学校における福祉教育※の推進     | 小・中学校の学校教育において、障害のある人との交流を実施するなど、お互いの人権を尊重し合い、正しい理解と認識を深める教育の推進に努めます。また、関係機関と連携し、今後も体験活動を実施していきます。                                                                                        |
| 2   | 精神障害※等に関する知識の普及・啓発 | 社会福祉協議会、兵庫県龍野健康福祉事務所、西播磨総合リハビリテーションセンター等と協力しながら、精神障害※、発達障害※、高次脳機能障害※等に関する知識の普及・啓発の充実に努めます。                                                                                                |
| 3   | 生涯教育・交流活動の推進       | 人権講演会等を通じて、障害のある人等への地域社会の理解を促進するとともに、隣保館を中心として、福祉サービスを必要とする地域住民が適切なサービスを受けられるよう福祉担当窓口との連携を図ります。<br>また、各種研修会・講演会を通して合理的配慮※など障害のある人の人権に関する理解を深め、偏見や差別のない誰もが自分らしさを認め合える人権尊重のまちづくり・人づくりに努めます。 |
| 4   | 市職員等の理解促進          | 障害に対する正しい認識と、障害のある人にも適切な対応ができるよう市職員等に対し、合理的配慮※に関する研修や知的障害※・発達障害※体験研修など各種職員研修の実施に努めます。                                                                                                     |

## (2) 地域での支援体制の充実

障害のある人が、地域の中で自立して暮らしていくために、障害のある人だけでなく、市民一人ひとりが支え助け合おうとする意識を持つことが重要です。

地域の中で、障害の有無や年齢に関係なく、すべての市民が助け合いながら地域で共に暮らし、安心して生活を送ることができるよう、地域福祉、共生社会の視点に立った活動の促進に取り組みます。

### ① ボランティア・市民活動の促進

| No. | 施 策                 | 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|-----|---------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1   | ボランティアの育成           | 市民の主体的な支え合い・助け合いの活動を推進するため、社会福祉協議会やボランティア団体と連携し、ボランティア活動への参加のきっかけとなる講座や体験事業などを充実し、地域で身近な福祉活動を担う人材の発掘・育成を支援します。                                                                                                                                                             |
| 2   | ボランティア活動に関する情報提供の充実 | 社会福祉協議会等との連携のもと、広報紙やホームページの他、SNS※を活用し、幅広い世代への情報提供に努め、ボランティア活動の普及・啓発を図ります。                                                                                                                                                                                                  |
| 3   | 地域住民の活動支援           | <p>障害のある人が地域で自立した生活を送るためには、地域住民が障害についての理解を深め、障害のある人の見守り、災害時等の地域の支援が必要です。このため、自治会等を通じ地域住民の理解と支援を働きかけます。</p> <p>また、NPO※等の市民団体、ボランティア団体等は、地域福祉活動を推進するうえで重要な役割を果たすことから、市は各団体と連携しながらこれらの団体の活動を支援します。</p> <p>更に、障害のある人が地域福祉活動等の社会参加活動に取り組むことができるよう、合理的配慮※の提供の義務化について周知に努めます。</p> |

### ② ネットワークづくりの推進

| No. | 施 策            | 内 容                                                                                                                                      |
|-----|----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1   | 地域コミュニティの連携    | 社会福祉協議会の小地域福祉活動推進事業において、障害のある人・高齢者・子育て中の親子が気軽に集まり、ふれあいを通じて仲間づくりの輪を広げるとともに情報交換をはじめ、参加者の不安や悩みの解消を図り、住み慣れた地域の中で安心して暮らせる地域コミュニティの連携推進を支援します。 |
| 2   | 民生委員・児童委員の活動促進 | 地域の福祉活動の相談役、推進役としての重要な役割を担う民生委員・児童委員※の機能が発揮できるよう、障害に関する研修会や関係機関との連携を継続し、地域での支援活動が活発化するように支援に努めます。                                        |

| No. | 施 策         | 内 容                                                                       |
|-----|-------------|---------------------------------------------------------------------------|
| 3   | 社会福祉協議会との連携 | 社会福祉協議会は、地域福祉の推進役として、様々な団体・関係機関との連携の中核となることが期待されており、今後も連携に努め、事業の展開を支援します。 |

### （３）日常生活における安全・安心の確保

障害のある人が、自由に外出し、社会参加するためには、障害のある人や高齢者のユニバーサルデザイン※あるいはバリアフリー※の観点を持つことが重要となります。公共施設等のハード面でのバリアフリー※をはじめ、交通・移動手段の確保も必要です。

また、障害のある人が必要な情報を得るためには、障害特性に応じた方法で情報を入手できるよう情報アクセシビリティ※の向上や意思疎通支援が重要です。

さらに、地域で安心して暮らすために、災害時の地域での支援体制や防犯体制を構築し、障害のある人の安全・安心の確保を図ることが必要です。

#### ① 住宅・建築物のバリアフリー※化の推進

| No. | 施 策               | 内 容                                                                                                                                                                            |
|-----|-------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1   | 公共施設等のバリアフリー※化の推進 | 「兵庫県福祉のまちづくり条例」に基づき、道路や交通機関、公共施設等の段差等のバリアフリー※化や障害のある人等が利用しやすいよう配慮した整備を行うことで、誰もが気楽に外出できる環境づくりを進めます。<br>また、障害のある人等が、できる限り住み慣れた地域で安心して快適な生活が営めるよう、住宅環境の改善や資金助成等に係る相談、支援体制に取り組みます。 |
| 2   | わかりやすいサインの研究      | 大きな表示、色彩やデザイン等、視覚障害のある人をはじめ、知的障害※や発達障害※のある人にもわかりやすいサインを研究し、改善を図ります。                                                                                                            |

#### ② 交通・移動対策の推進

| No. | 施 策               | 内 容                                                                                                                   |
|-----|-------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1   | 公共交通機関等の整備と利便性の向上 | 障害のある人等のきめ細かな移動のニーズに対応できるよう、市民乗り合いタクシーを運行し、引き続き、公共交通利便性向上と移動支援に取り組んでいきます。<br>また、路線バスの車両等の低床化等についても引き続き、事業者の協力を求めています。 |
| 2   | 安全な歩行空間の整備        | 歩道の段差・損傷の改修を進め、支障物撤去、防護柵の設置を検討していきます。                                                                                 |

| No. | 施 策      | 内 容                                                                                                                                                               |
|-----|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 3   | 安全な移動の確保 | <p>身体障害※あるいは知的障害※のある人が、普通自動車運転免許を取得した場合や自ら所有し、運転する自動車の改造を行うにあたり、その経費の一部を助成します。</p> <p>また、公共交通機関を利用することができない障害のある人に対し、障害者福祉タクシー利用券を交付し、経済的負担の軽減及び社会参加の促進を図ります。</p> |

### ③ 情報アクセシビリティ※・意思疎通支援の推進

| No. | 施 策            | 内 容                                                                                                                                                                                                                    |
|-----|----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1   | 点字化広報・声の広報     | <p>障害のある人が障害のない人と同様に必要なサービスが享受できるよう、引き続き「広報たつの」「広報たつのお知らせ版」を点字化し、視覚障害のある人に提供するとともに、本庁、各総合支所、図書館、社会福祉協議会等に配置します。また、「声の広報」として、点字が読めない視覚障害のある人に対し、ボランティアが広報を朗読し、その録音テープを配布し、市の行政情報、その他公的な情報を提供します。</p>                    |
| 2   | 情報アクセシビリティ※の向上 | <p>障害のある人が容易に情報を発信し、情報にアクセスできるよう、日常生活用具の点字タイプライター、聴覚者用通信装置、情報・通信支援用具の給付等や重度身体障害者用意思伝達装置等の補装具費を支給します。また、対象品目の拡充や支給条件の緩和を検討していきます。</p> <p>図書館では、電子書籍、点字図書、録音図書、大活字本等の資料収集に努めるとともに、より多くの方への支援が行えるよう、関連機関と連携し、周知に努めます。</p> |
| 3   | 手話言語条例の推進      | <p>市の障害福祉窓口到手話通訳者の配置や手話通訳者の派遣事業を継続し、手話に対する理解の促進、手話の普及及び手話を使いやすい環境の整備を行い、すべての市民が相互にその人格及び個性を尊重することを目指します。</p> <p>また、手話の基礎・入門・体験講座、要約筆記者養成講座の開催を通して意識高揚を図り、手話奉仕員、要約筆記奉仕員登録者の増員に努めます。</p>                                 |

### ④ 防災・防犯対策の推進

| No. | 施 策         | 内 容                                                                  |
|-----|-------------|----------------------------------------------------------------------|
| 1   | 防災・防犯の知識の普及 | <p>障害のある人やその家族を災害や犯罪から守るため、障害特性に応じた手段で、様々な機会を通じて防災、防犯知識の普及に努めます。</p> |

| No. | 施 策                  | 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|-----|----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2   | 要配慮者の把握と地域のネットワークの構築 | <p>出前講座等で市民に対する意識啓発を行い、地区防災計画及び個別避難計画の作成を勧奨し、自主防災組織・自主防災組織の活動を支援します。</p> <p>また、地域の民生委員・児童委員※、民生・児童協力委員、ボランティア等の活動を通じ、障害のある人を含めた地域住民によるネットワークが構築できるよう支援します。</p> <p>また、災害時要配慮者台帳※や避難行動要支援者支援名簿※の作成を通じて、地域の支えあいの大切さを周知し、より多くの協力者の登録に努めていきます。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 3   | 要配慮者を対象とする防災訓練       | <p>毎年小学校区単位で防災訓練を実施していますが、災害時要配慮者が参加できる訓練を増やしていきます。</p> <p>自主防災組織や民生委員・児童委員※等の集会や出前講座、文書配布等で啓発普及に努めます。</p> <p>また、出前講座で地域の防災意識の向上を図り、個別避難計画の作成や防災訓練につなげるよう努めます。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 4   | 災害時等の情報伝達            | <p>令和5年度から7年度にかけて防災行政無線を更新し、放送内容が聞こえやすくなるよう取り組んでいます。</p> <p>防災行政無線の放送内容をスマートフォンでも受け取れる防災アプリ及びたつの防災防犯ネット登録者数を増やすために、自主防災組織や民生委員・児童委員※等の集会や出前講座等で登録普及に努めます。</p> <p>緊急通報受診専用ファクシミリ（FAX119）と並行し、スマートフォン等を利用し、簡単なタップや文字による会話で通報できる「NET119 緊急通報システム」についても、広報活動及び登録説明会を実施し、新規登録者の増加を図ります。</p> <p>障害のある人が障害のない人と同様に必要なサービスが享受できるよう、日ごろから、災害時に備え「広報たつの」の音訳、点訳による情報提供に努めます。</p> <p>また、ホームページだけでなく、SNS※を活用し、災害対策に関する情報へすぐにアクセスできるよう配慮した情報発信や情報の提供に努めます。</p> <p>災害・緊急時の情報伝達に備えて、専門的技術を有する手話奉仕員の確保及びボランティア等の派遣やコーディネート体制とその拠点を明確にし、迅速な対応を図ります。</p> |
| 5   | 避難対策及び医療の確保          | <p>災害が長期化するおそれがある場合、福祉避難所※を開設し、障害のある人、高齢者その他の特に配慮を要する人等が安全に避難生活を送れる場所の確保に努めます。</p> <p>龍野健康福祉事務所（地域保健医療情報センター）や市災害対策本部、医師会等と連携・協力して継続的医療の確保に努めます。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |

## 2 支援が必要なこどもが地域で健やかに育つまちづくり

### (1) 教育・療育の充実

障害のあるこどもが、自らの持つ能力を最大限に発揮して人生を送るためには、個々の状況に応じた適切な支援を行うことができる教育環境が重要となります。

そのため、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、就学前機関と小学校・特別支援学校※間で適切な情報共有を行うとともに、障害のあるこどもと障害のないこどもが共に学習し、全てのこどもが学び分かりあう、インクルーシブ教育※を推進し、多様な学習の場を通して、こどもの健やかな育成に取り組みます。

また、障害のあるこどもに適切な教育・指導ができるよう、教育環境のバリアフリー※化や教職員の指導力の向上等に努めます。

#### ① 相談支援・療育体制の充実

| No. | 施策                   | 内容                                                                                                                                                                                                                                                   |
|-----|----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1   | 療育ネットワークの充実          | <p>個々の発達段階や保護者のニーズをもとに、「個別支援計画書」を作成し、一人ひとりに応じた支援を行うとともに関係機関と連携を図った長期的な支援を行います。</p> <p>また、小・中学校において「個別支援計画」「個別の指導計画」を作成し、本人、保護者との共通理解のもと、一人ひとりの障害の状態等に応じた指導内容・方法を検討していきます。更にトライアングル会議等を行い、福祉医療等の関係機関と連携をとり、情報を反映させていきます。</p>                          |
| 2   | 就学相談・情報提供の充実         | <p>障害のあるこどもの適正な就学を図るため、就学についての十分な知識・情報が伝わるよう、また、適切な就学を選択できるよう、関係資料の配布、事前の話し合い等を行うなど就学相談体制の充実に努めます。</p> <p>また、市内園所の教職員に向けて、就学に向けての説明会及び研修会を開催し、情報共有に努めます。</p>                                                                                         |
| 3   | 児童発達支援・放課後等デイサービスの充実 | <p>日常生活における基本的な動作の指導及び集団への適応訓練を行う児童発達支援及び放課後等デイサービスについて、個々に応じたサービスの提供に向け、更なる療育体制の充実・強化を図ります。</p> <p>また、児童発達支援、放課後等デイサービスの利用者が増加傾向にあるため、これらのサービスに対する提供体制については、需要と供給のバランスを取りながら進めます。</p> <p>サービス提供事業所の専門性向上のため、事業所内研修の重要性の周知や国県等が行う研修への参加を促していきます。</p> |

| No. | 施 策          | 内 容                                                                                                               |
|-----|--------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 4   | サポートファイルの活用  | 発達に特性のあるこどもを持つ保護者の方を対象にサポートファイルを配布し、将来こどもが関わる医療機関や保育所、こども園、学校等の関係機関に一貫した情報を伝達するとともに適正な支援や相談が受けられるよう、紹介し、活用を周知します。 |
| 5   | 児童福祉人材の育成・確保 | 子育てやこどもに関する相談支援機関として切れ目のない支援を行うため、母子保健と児童福祉拠点を一体的に運営し、統括する専門員を配置します。<br>また、多様化するニーズを的確にとらえるため、専門職員等の資質向上に努めます。    |

## ② インクルーシブ教育※システムの充実

| No. | 施 策       | 内 容                                                                                                                                                                                                                                  |
|-----|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1   | 就学前教育の充実  | 公立園所においては、特別な支援が必要と判断されたこどもに対し、保育士等を加配し、また、私立園所には保育士等の加配に係る経費に対する補助を実施します。<br>円滑な就学に向けて、各園等から依頼のあったこどもの訪問相談及び保護者からの電話や面談による相談を継続して行います。<br>発達に特性のあるこどもに応じた教育・保育を行うために、指導計画を作成し発達を援助していきます。また、保育士等の指導力向上のための研修を実施するとともに積極的な研修受講を促します。 |
| 2   | 特別支援教育の推進 | 障害のある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行う「特別支援教育」について、支援を要する児童生徒の増加とともに障害の多様化に対応するため、教育委員会の相談員を始め、保健・福祉・医療等の関係機関と連携し、学校の組織的な対応力を強化し、切れ目ない一貫した支援を実現していきます。                                                                                 |
| 3   | 通級指導の充実   | 児童生徒のニーズに応じ、個別指導を中心とした特別の指導をきめ細かに、かつ弾力的に実施します。また、通級指導対象児童生徒への指導を行う学校生活支援教員の専門的な知識や経験をもつ教職員の育成を図ります。                                                                                                                                  |
| 4   | 教職員に対する研修 | 全ての学級における特別な支援が必要なへの対応力を向上するため、特別支援教育コーディネーター※や特別支援学級※の教職員だけでなく、全ての教職員について、特別支援教育に関する研修会への参加拡大を図ります。                                                                                                                                 |

| No. | 施 策             | 内 容                                                                                                                                                                             |
|-----|-----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 5   | 交流及び共同学習の充実     | 市内中学校区の特別支援学級※に在籍する児童生徒の交流会を継続して実施するとともに、西はりま特別支援学校※との交流も積極的に進めます。また、学校内においても特別支援学級※に在籍する児童生徒が、通常の学級で各教科等の授業や学校行事に共に取り組み、学習活動に参加している実感・達成感をもちながら、充実した時間を過ごすことができる交流及び共同学習を進めます。 |
| 6   | 居住地校交流の推進       | 特別支援学校※に在籍する児童生徒が居住地の小・中学校の学級に置く副籍により、居住地の小・中学校との交流を推進し、こども達同士のつながりを強めていきます。                                                                                                    |
| 7   | ペアレントトレーニング※の推進 | 発達に特性のあるこどもを持つ保護者に対して行うペアレントトレーニング※について、関係各課（児童福祉課、健康課、学校教育課、幼児教育課）との連携により、参加募集や支援方法を検討し、実施していきます。                                                                              |

### ③ 社会的・職業的自立の推進

| No. | 施 策          | 内 容                                                                                                           |
|-----|--------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1   | 社会学級開設事業     | 障害のある人が幅広い教養や実用的な知識や技能を習得しながら多くの人たちと交流し、共に生きる喜びを創造する青い鳥学級、くすの木学級等を実施します。<br>事業を広く周知して若者や、新しい参加者を増やす取り組みを行います。 |
| 2   | 社会的・職業的自立の推進 | 引き続き、身近な相談支援と集団生活への参加を通じ、日常生活習慣を確立し、生活上の困難さに向き合いながら社会的・職業的自立に至れるよう支援に努めます。また、サービス提供事業所の確保に努めます。               |

### 3 自分らしくいきいきと暮らし続けられるまちづくり

#### (1) 生活支援の充実

障害のある人が、日常生活や社会生活を営むためには、さまざまな障害福祉サービスを必要に応じて受けられることが必須条件となります。このため、身近な地域における障害福祉サービスを充実するとともに、人材確保など事業所に対する支援に努めます。

また、障害のある人やその家族の様々な相談に対応し、ニーズに対する迅速な対応と解決を図ることも重要です。このため、基幹相談支援センター<sup>※</sup>等の総合的な相談窓口の充実を進めるとともに、相談窓口だけでは解決しにくい複合的な課題の解決に向け協議し、情報共有するため、地域自立支援協議会<sup>※</sup>等により、問題解決に取り組みます。

##### ① 障害福祉サービスの提供体制の充実

| No. | 施策     | 内容                                                                                                                                                   |
|-----|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1   | 居宅介護等  | 在宅生活を支える重要なサービスであるため、必要量の把握に努め、利用者数に応じて、事業者の新規参入などを促します。また、多様な障害特性に対応する必要がある見込みであり、ホームヘルパーの養成や資質の向上が図られるよう各事業者に研修の機会の確保などを促します。                      |
| 2   | 生活介護等  | 福祉施設や作業所で日中活動することは障害のある人の日中の主な過ごし方で一番多い割合のため、継続した支援を行っています。また、サービス提供事業所の確保に努めます。                                                                     |
| 3   | 短期入所   | 緊急時の受入が確保できるよう地域生活支援拠点 <sup>※</sup> 等の協議を行い体制の構築に努めます。                                                                                               |
| 4   | 施設入所支援 | 施設入所者数の削減のみに重点を置くことなく障害のある人の生活の場へのニーズを捉えながら各種提供体制の整備に努めます。<br>また、「開かれた施設」が促進されるよう障害に対する地域の理解を深める啓発活動を行うとともに、各施設が実施する地域への開放や地域行事への参加など、交流機会の拡充を援助します。 |
| 5   | 日中一時支援 | 地域生活支援事業の一つとして、日中、障害者支援施設等において障害のある人（就学児以上）に活動の場を提供し、見守りや社会適応に必要な訓練を行います。<br>サービス提供事業者と連携し、必要な人に的確に届く日中一時支援サービスの確保に努めます。                             |
| 6   | 移動支援等  | 介護給付による行動援護及び地域生活支援事業による移動支援を実施し、障害のある人の外出を支援します。<br>利用者数の増加が見込まれることから新規事業所の参入などを通して、障害のある人の社会参加の機会の確保に努めます。                                         |

| No. | 施 策                | 内 容                                                                                                                                                                          |
|-----|--------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 7   | 同行援護               | 視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害のある人等の外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに便宜を図ります。また、多様な障害特性に対応する必要がある見込みであり、ホームヘルパーの養成や資質の向上を図られるよう各事業者研修の機会の確保などを促すと同時にサービスの必要量の把握に努め、利用者数に応じて、事業者の新規参入などを促します。 |
| 8   | 補装具費の支給・日常生活用具の給付等 | 身体機能を補完・代替する補装具の購入または修理費の一部支給を継続するとともに対象品目の拡充や支給条件の緩和を検討していきます。<br>また、日常生活用具の購入費の一部の支給または貸与を継続するとともに対象品目の拡充や支給条件の緩和を検討していきます。                                                |
| 9   | コミュニケーション支援        | 聴覚・言語機能・音声機能等の障害のため、意思疎通を図ることが困難な障害のある人に、手話奉仕員、要約筆記奉仕員の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ります。また、技術向上を図る現任研修の実施継続、内容充実に努めます。                                                                   |
| 10  | 自立支援配食サービス事業       | 重度障害者及び高齢者の自立した生活の支援ができるよう、事業の担い手を確保し、栄養バランスの取れた食事の提供と安否確認を継続して行います。                                                                                                         |
| 11  | 地域活動支援センター※        | 創作活動や生産活動の機会の提供を通して社会との交流促進等を行うため、機能の充実強化に努めます。                                                                                                                              |
| 12  | 精神障害※のある人への自立支援    | 精神障害※のある人に対する福祉施策を推進し、各関係機関のネットワークづくりを進めながら、保健・医療との連携のもと、社会復帰と自立生活の支援に努めます。                                                                                                  |
| 13  | 情報提供・その他の生活支援      | 障害のある人やその家族から十分な聞き取りにより、ニーズを把握し、適切なサービス情報の提供に努めます。                                                                                                                           |
| 14  | 福祉人材の育成・確保         | 福祉人材の不足は、福祉サービスの量及び質の低下につながるため、関係機関や事業所等と連携しながら、福祉人材の育成及び確保・定着を図ります。<br>多様化する障害のある人のニーズを的確にとらえるため、保健、福祉の専門職員等の資質向上に努めます。                                                     |
| 15  | ケアマネジメント※従事者の養成    | ケアマネジメント※従事者の養成研修等の情報を事業所に周知し積極的な受講を促すほか、養成に向けた支援策を検討します。                                                                                                                    |
| 16  | 介助者の養成             | 障害に応じ、車いす等介助技術の習得を介護事業者、ボランティアグループ、ボランティア養成機関等に働きかけます。                                                                                                                       |

| No. | 施 策        | 内 容                                                                                               |
|-----|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 17  | 経済的支援制度の周知 | 障害のある人や保護者・養育者の経済的・精神的負担を軽減するため、所得保障となる年金・手当制度、税金や公共料金の減免について、各種相談事業やパンフレット、市ホームページ等により周知徹底に努めます。 |

② 地域居住の場の確保

| No. | 施 策      | 内 容                                                                                                                            |
|-----|----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1   | グループホーム  | 施設入所・入院から地域生活への移行を推進し、地域において自立した生活が営めるよう、必要とする介護・介助等のサービスを備えた住まいの場となるグループホームの整備を促進するとともに、国県の補助制度等の動向に注視し、運営主体である社会福祉法人等を支援します。 |
| 2   | 住宅改修費の支給 | 個人の住宅の居室、浴室、トイレ等を重度の障害のある人用に改修する場合に住宅改修費を支給します。支給に当たり速やかな支給決定ができるよう、手引書の周知等を通じて事業者に啓発します。                                      |

③ 相談支援体制の整備

| No. | 施策                    | 内容                                                                                                                                     |
|-----|-----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1   | たつの市障害者等地域自立支援協議会※の開催 | 障害者等地域自立支援協議会※を定期的を開催するとともに、相談部会及び療育部会を開催し、困難事例の解決に向けて連携を強化していきます。また、事例検討を通して相談支援事業者の人材育成に努めます。                                        |
| 2   | ピアカウンセリング※            | 地域活動支援センター※に相談員を配置し、障害のある人または保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言に努めます。                                                                             |
| 3   | 障害者福祉のしおり             | 手帳取得の手続きや障害福祉サービスの内容を紹介する「障害者福祉のしおり」を毎年度改訂し、手帳取得時に配布するほか、ホームページへの掲載等により、広く周知を行います。                                                     |
| 4   | 相談員の専門性の向上            | 国県等が行う研修に市職員が参加するほか、相談支援事業所の相談員に対して研修への参加を促し、相談業務の充実を図ります。                                                                             |
| 5   | 障害者相談員                | 身体・知的・精神障害者相談員による身近な相談の場の提供に努めます。また、各相談員に対して、研修を行うとともに、必要な情報を提供し、資質の向上に努めます。                                                           |
| 6   | ふくし総合相談窓口の相談支援体制の充実   | 重層的支援体制整備事業に取り組むことにより、様々な課題を抱える人たちを包括的に支援していくための体制整備を実施していきます。                                                                         |
| 7   | 地域生活支援拠点※等の機能強化       | 障害のある人の高齢化・重度化や「親亡き後」も見据え、障害のある人が住み慣れた地域等で安心して暮らしていけるよう様々な支援を提供できる仕組みを構築するため、基幹相談支援センター※と連携して、地域における複数の機関が機能を分担して面的な支援を行う体制の機能強化を図ります。 |
| 8   | 障害のあるこどもの支援の充実        | 多様化する障害児支援のニーズにきめ細やかに対応できるよう、相談等の支援体制の充実に努めます。<br>また、保育・教育機関や障害児福祉サービスの事業所等と連携し、就学前から就学後・卒業後までを見据えた、ライフステージ※に応じた切れ目のない支援の推進に努めます。      |

## (2) 保健・医療の充実

障害のあるこどもに対する適切な支援をしていくためには、障害を早期に発見し、専門的な機関につなげることが重要です。また、成人については、生活習慣病の予防に取り組み、日ごろからの健康の保持・増進に努めていくことが求められます。

障害のある人を含むすべての市民が健康で生きがいを持って住み慣れた地域で暮らしていけるよう、健康教育・健康相談・健康診査・保健指導の充実に努めます。

### ① 障害の早期発見・早期治療の推進

| No. | 施 策            | 内 容                                                                                                                                                                                                                                                      |
|-----|----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1   | 乳幼児健康診査及び健康相談  | 乳幼児健康診査・健康相談をきっかけに発達の遅れや障害を早期に発見し、適切な保健指導・早期療育につなげます。<br>また、健康課実施の各事業を活用した支援の継続をはじめ、児童福祉課や地域の医療、福祉等の関係機関との連携による支援の継続・強化に努めます。                                                                                                                            |
| 2   | 発達相談           | 発達に特性のあるこどもと保護者が専門職に相談できる場として継続実施し、関係機関との連携にも努めていきます。                                                                                                                                                                                                    |
| 3   | 幼児健康診査後のフォロー事業 | 発達に特性のあるこどもとの関わり方に悩む保護者を対象に子育ての孤立の防止、子育ての不安解消及び専門職に相談できる場として親子ふれあい教室を開催し、参加児と保護者の支援に努めます。                                                                                                                                                                |
| 4   | 障害初期の支援        | 早期に必要な情報提供や支援を行うことによって少しでも不安の解消を図り、前向きに取り組むことができるよう、市の関係部署やこども家庭センター等の専門機関とのネットワークを確立し、相談や支援を充実します。<br>また、近隣の医療や福祉サービスの情報を収集し、専門相談機関の紹介、サービス紹介等の対応・相談に努めます。                                                                                              |
| 5   | 基本健康診査・がん検診等   | 生活習慣病を早期に発見し、適切な治療、生活習慣の改善が図られるよう市民総合健診の充実に努めます。<br>健(検)診が受けられる機会があることの周知の強化を行い、自身の健康管理に関心を持ち健(検)診受診の習慣が確立するよう、受診勧奨に努めます。<br>健(検)診で要精密者・要医療者の受診勧奨は、疾病の重症化や二次障害を防ぎ、疾病の早期発見早期治療につながるため、未受診者への受診勧奨の強化に努めます。<br>国保被保険者の特定健診未受診者に対して、受診勧奨を引き続き行い、受診率向上を目指します。 |
| 6   | 健康教育・健康相談      | 住民自らが生活習慣病の予防や健康づくりに取り組めるよう、さまざまな手法を活用し情報発信に努めます。庁内外の関係機関と連携し、健康づくりや心の健康に関する正しい知識の普及の充実に努めます。                                                                                                                                                            |

## ② 医療供給体制の充実

| No. | 施 策       | 内 容                                                                                                                                                                        |
|-----|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1   | かかりつけ医の推進 | あらゆる年代に対し、「かかりつけ医」「かかりつけ歯科医」を持つことの意義の啓発に引き続き努めます。                                                                                                                          |
| 2   | 救急医療体制の充実 | <p>たつの市民病院機構においては、引き続き 24 時間の救急受け入れ体制を確保します。また、救急搬送システムや救急に関連する連携会議など、様々な形で消防と情報交換し、障害のある人への救急医療提供の円滑化に努めます。</p> <p>また、地元医師会や、西播磨・中播磨圏域での広域での医療の取組において、ネットワークの強化に努めます。</p> |

## ③ 医療費の助成

| No. | 施 策             | 内 容                                                                                                                                                                        |
|-----|-----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1   | 自立支援医療※         | 心身の障害を除去・軽減するための医療について、自己負担の一部を助成します。                                                                                                                                      |
| 2   | 後期高齢者医療         | <p>後期高齢者医療制度の被保険者は、原則 75 歳以上の人ですが、65 歳から 74 歳までの人で、政令に定める一定の障害をお持ちの人については、現在入っている健康保険か後期高齢者医療制度かを選択することができます。</p> <p>該当者に対して 65 歳到達前に個別勧奨を行い、後期高齢者医療制度の説明を引き続き行っていきます。</p> |
| 3   | 重度障害のある人の医療費の助成 | 重度の身体障害※・知的障害※・精神障害※のある人に対する保険内診療の自己負担分の一部を助成します。より多くの障害のある人に医療費助成を行えるよう、助成対象者の障害等級の拡充を検討します。                                                                              |

## ④ リハビリテーション体制の充実

| No. | 施 策            | 内 容                                                                                                             |
|-----|----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1   | リハビリテーション体制の充実 | 身体障害※のある人を対象とした理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーション（機能訓練）及び知的・精神障害※のある人を対象とした食事や家事等の日常生活能力向上のための支援（生活訓練）を行い、自立生活に向けた支援に努めます。 |

## 4 就労・社会参加による生きがいのあるまちづくり

### (1) 就労及び社会参加の推進

障害のある人が地域の中で自立した生活を営み、社会参加するためには、障害種別や個々の特性、ニーズに応じた多様な働き方が選択できる環境づくりが必要です。このため、障害のある人の雇用の機会の拡大、また雇用後の職場への定着を図るため、市をはじめ公的機関が積極的に障害のある人を雇用するとともに、ハローワーク（公共職業安定所）や障害者就業・生活支援センター等と連携し、市内の企業等に働きかけ、障害のある人の働く場の確保に取り組みます。

また、障害のある人が、人生を豊かに生きがいを持って生活できるよう、スポーツや文化芸術活動への支援や普及・啓発に取り組みます。

#### ① 就労の支援

| No. | 施 策               | 内 容                                                                                                                                                 |
|-----|-------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1   | 就労支援ネットワーク        | 西播磨障害者就業・生活支援センターやハローワーク（公共職業安定所）等の就労関係機関、特別支援学校※等の教育機関、就労移行支援を行う事業所、企業等と連携を図り、障害のある人の就労に関する情報交換や具体的な取組を話し合う就労支援ネットワークづくりに参加し、障害のある人の就労を促進します。      |
| 2   | 障害者就業・生活支援センターの活用 | 就業とそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障害のある人に対して、センター窓口、職場・家庭訪問等によって職業面と生活面の一体的な支援を行う西播磨障害者就業・生活支援センターの活用を積極的に行い、就労支援に努めます。                                         |
| 3   | 就労選択支援            | 一般就労や障害福祉サービスの利用を希望する障害のある人と共同で作成した就労アセスメント※を活用して、本人の希望、就労能力や適性等にあった選択の支援を行います。<br>（令和7年10月から利用開始の予定）                                               |
| 4   | 就労移行支援事業          | 一般就労等への移行に向けて、基礎的な訓練の実施、事業所内や企業における作業や実習、適性にあった職場探し、就労後における職場定着のための支援を行う就労移行支援事業の利用者数は若干増加傾向にあるため、事業所の新規参入を促進します。                                   |
| 5   | 就労継続支援事業          | 一般就労が困難な障害のある人等に対し、福祉的就労の場を提供するとともに、知識及び能力の向上のための訓練を行う就労継続支援事業について、利用者数の増加を踏まえ、事業所の新規参入を促進します。<br>また、継続利用が困難な方の支援のあり方など、多様なニーズを捉えたサービス提供体制の構築に努めます。 |

| No. | 施 策     | 内 容                                                                                                     |
|-----|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 6   | 農福連携の推進 | 兵庫県が行う農福連携事業（農業と福祉が連携し、農業経営の発展とともに、障害のある人の農業分野での活躍を通じて生きがい等を創出し、社会参画を促す取組）に協力し、障害のある人の就労支援や工賃向上に取り組めます。 |

## ② 職場定着の促進と事業所の理解促進

| No. | 施 策            | 内 容                                                                                |
|-----|----------------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 1   | 就労定着支援事業       | 一般就労へ移行した障害のある人について、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や来所により必要な連絡調整や指導・助言等を行います。 |
| 2   | 就労関係機関との連携     | 就職に関する悩みを持った方を対象とした相談会を開催するほか、障害のある人の雇用を促進するため、企業や市民への周知に努めます。                     |
| 3   | 職業リハビリテーションの推進 | ハローワーク、障害者職業センター、公共職業能力開発校等との密接な連携を図り、職業適応訓練及び職場適応支援者（ジョブコーチ）※の配置等、必要な支援に努めます。     |

## ③ スポーツ、文化芸術活動の振興

| No. | 施 策                      | 内 容                                                                                                                                                          |
|-----|--------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1   | スポーツ活動への参加支援             | 障害のある人にとって、スポーツ活動は積極的な社会参加と自立した生活のために重要な意味を持っており、また、地域社会の中でスポーツ活動を行うためには、住民の理解と協力が必要不可欠となります。障害のある人もない人も共にスポーツ活動ができる基盤づくりに向けて、障害のある人の参加が広がるよう、各地域に働きかけていきます。 |
| 2   | 文化芸術活動機会の拡充              | 障害のある人にとって重要な自己表現の一つである文化芸術活動を促進するものとして、障害のある人が開催・参加する作品展・文化展等を支援します。<br>また、誰もが参加できる文化芸術活動を目指した事業の実施に当たり、事業を広く周知するとともに、障害のある人も気軽に参加できるよう努めます。                |
| 3   | 当事者団体の活動への支援             | 当事者団体が行うスポーツ・レクリエーション活動を通じた仲間づくりの支援に努めます。                                                                                                                    |
| 4   | スポーツ施設・文化施設等のバリアフリー※化の推進 | 車いす用トイレや車いす用観客席の整備等、障害のある人が安心して活動ができるよう、スポーツ施設、文化施設等の適正な管理と整備を行うとともにバリアフリー※化については、施設の整備計画に留意し、整備を検討していきます。                                                   |

# 第5章 障害福祉計画

## 1 令和8年度(2026年度)の数値目標

### (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

|            |                                      |
|------------|--------------------------------------|
| 国の<br>基本指針 | 地域生活移行者数：令和4年度末施設入所者数の <u>6%以上</u> ※ |
|            | 施設入所者数：令和4年度末の <u>5%以上削減</u> ※       |
|            | ※前期目標の未達成が見込まれる場合は未達成分を加算            |

#### 【目標設定の考え方】

本市の令和4年度末施設入所者数は135人となっており、施設入所者数の推移は障害のある人及び介護者の高齢化等により、微増傾向にあります。このことを踏まえて、本市においては、国の基本方針の目標を基本としつつ、これまでの実績と地域の実情を考慮し、令和8年度末における地域生活移行者数の目標を5人（3.7%）とします。また、施設入所者数の削減については3人（2.2%）の削減とします。

| 指 標              | 目標値  |
|------------------|------|
| 福祉施設から地域生活への移行者数 | 5人   |
| 施設入所者数           | 132人 |

障害福祉サービスを利用しながら地域生活を送るイメージ



**日中活動系サービス**  
障害者の昼間の活動を支援する。



**相談支援**  
障害者が生活するための支援計画を作成する。



**訪問系サービス**  
障害者の在宅での生活を支援する。



**家族・親族、地域住民の支援**  
公的なサービスの対象とならない支援を行う。

**地域生活を行う障害者**



**行政機関**  
行政サービスの提供などの支援を行う。

**医療の提供**  
身体、精神の医療的な支援を行う。



## 障害福祉サービスを利用しながら地域で生活する障害者数

(令和5年4月1日現在)

|       | 障害者手帳<br>所持者数 | 障害福祉サービス利用者 |                         |            |    |    |    |    |    |
|-------|---------------|-------------|-------------------------|------------|----|----|----|----|----|
|       |               | 利用人数        | 地域にて単身<br>で生活している<br>人数 | 障害支援区分(内訳) |    |    |    |    |    |
|       |               |             |                         | 無          | 1  | 2  | 3  | 4  | 5  |
| 身体障害者 | 2,601人        | 126人        | 18人                     | 5人         | 0人 | 3人 | 4人 | 2人 | 4人 |
| 知的障害者 | 926人          | 339人        | 15人                     | 8人         | 0人 | 2人 | 2人 | 2人 | 1人 |
| 精神障害者 | 506人          | 126人        | 29人                     | 15人        | 0人 | 3人 | 3人 | 6人 | 2人 |

## (2) 精神障害※にも対応した地域包括ケアシステム※の構築

|            |                                           |
|------------|-------------------------------------------|
| 国の<br>基本指針 | 各市町の保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な支援体制を構築する。 |
|------------|-------------------------------------------|

### 【目標設定の考え方】

保健、医療、福祉関係者、当事者、家族会など各関係機関の個別具体的な案件を通じた協議の場から関係機関の連携を作り精神障害※のある人を支える支援体制を構築します。

| 指 標                 |           | 令和6年度  | 令和7年度  | 令和8年度  |
|---------------------|-----------|--------|--------|--------|
| 開催回数（目標の設定・評価の実施回数） |           | 2回（1回） | 2回（1回） | 2回（1回） |
| 協議の場の参加者数           |           | 22人    | 22人    | 22人    |
|                     | 保健        | 2人     | 2人     | 2人     |
|                     | 医療（精神科）   | 1人     | 1人     | 1人     |
|                     | 医療（精神科以外） | 2人     | 2人     | 2人     |
|                     | 福祉        | 11人    | 11人    | 11人    |
|                     | 介護        | 2人     | 2人     | 2人     |
|                     | 当事者及び家族   | 2人     | 2人     | 2人     |
|                     | その他       | 2人     | 2人     | 2人     |

### (3) 地域生活支援拠点※等有する機能の充実

|        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 国の基本指針 | <p>令和8年度末までに各市町又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点※等を確保しつつ、その機能充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討するとともにコーディネーターの配置、地域生活支援拠点※等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進める。</p> <p>また、強度行動障害を有する障害のある人の支援体制の充実を図るためには、支援ニーズの把握を行い、ニーズに基づく支援体制の整備を図ることが必要であり、各市町村又は圏域において、強度行動障害を有する障害のある人に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進める。</p> |
|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

#### 【目標設定の考え方】

障害のある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた居住支援の機能を複数の機関が分担して担う「面的整備型」により整備していきます。また、自立支援協議会との連携により機能の検証を行い、機能の充実を推進します。

コーディネーターの配置、地域生活支援拠点※等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進めます。

強度行動障害を有する障害のある人に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めます。

| 指 標                                            | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|------------------------------------------------|-------|-------|-------|
| 整備箇所数                                          | 1箇所   | 1箇所   | 1箇所   |
| 機能充実に向けての運用状況の検証・検討の実施                         | 1回    | 1回    | 1回    |
| 支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築の有無           | 有     | 有     | 有     |
| コーディネーター、地域生活支援拠点※等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置人数 | 0人    | 1人    | 1人    |
| 強度行動障害を有する障害のある人に関して、その状況や支援ニーズの把握の有無          | 有     | 有     | 有     |
| 強度行動障害を有する障害のある人に関して、地域の関係機関が連携した支援体制の整備の有無    | 無     | 無     | 有     |

#### (4) 福祉施設から一般就労への移行等

|            |                                                                                                                                                                                |
|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 国の<br>基本指針 | 一般就労への移行者数：令和３年度の <u>1.28倍以上</u><br>うち就労移行支援事業：令和３年度の <u>1.31倍以上</u><br>うち就労継続支援Ａ型事業：令和３年度の <u>1.29倍以上</u><br>うち就労継続支援Ｂ型事業：令和３年度の <u>1.28倍以上</u>                               |
|            | 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が<br>５割以上の事業所の割合：令和８年度に全体の５割以上                                                                                                                   |
|            | 就労定着支援事業<br>利用者数：令和３年度末実績の1.41倍以上<br>就労定着率 <sup>※１</sup> が７割以上の事業所数：令和８年度に２割５分以上<br><br>※１：過去６年間に於いて就労定着支援の利用を終了した者のうち、雇用された通常の事業所に４２月<br>以上７８月未満の期間継続して就労している者又は就労していた者の占める割合 |

##### 【目標設定の考え方】

令和３年度に福祉施設から一般就労への移行者数は１人となっており、これまでの実績と本市の状況を踏まえて、令和８年度の年間移行者の目標を５人（５倍）とします。その内訳は、就労移行支援事業から３人、就労継続支援Ａ型事業から１人、就労継続支援Ｂ型事業から１人とします。

また、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が５割以上の事業所の割合は、国の基本指針通り令和８年度に全体の５割以上とします。

就労定着支援事業の利用者数は令和３年度に４人となっており、これまでの実績と本市の状況を踏まえて、令和８年度の利用者数の目標を９人とします。

また、就労定着率が７割以上の事業所数は国の基本指針通り、令和８年度に２割５分以上とします。

| 区 分              | 令和３年度末 | 令和８年度末 | 比率 |
|------------------|--------|--------|----|
| 福祉施設から一般就労への移行者数 | １人     | ５人     | ５倍 |
| 就労移行支援事業         | １人     | ３人     | ３倍 |
| 就労継続支援Ａ型事業       | ０人     | １人     | —  |
| 就労継続支援Ｂ型事業       | ０人     | １人     | —  |
| 生活介護・自立訓練        | ０人     | ０人     | —  |

| 区 分                                                 | 令和３年度末 | 令和８年度末 | 比率    |
|-----------------------------------------------------|--------|--------|-------|
| 就労移行支援事業所数                                          |        | ３事業所   | —     |
| 就労移行支援事業利用<br>終了者に占める一般就<br>労へ移行した者の割合<br>が５割以上の事業所 |        | ２      | ７割    |
| 就労定着支援事業所数                                          | ３事業所   | ３事業所   | —     |
| 利用者数                                                | ４人     | ９人     | ２．２５倍 |
| 就労定着率が７割以上<br>の事業所数                                 |        | ２割５分   | —     |

## （５）相談支援体制の充実・強化等

|            |                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 国の<br>基本指針 | <p>令和８年度末までに、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センター※を設置（複数市町村による共同設置を含む。）するとともに、地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保する。</p> <p>また、地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。</p> |
|------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

### 【目標設定の考え方】

本市が設置する基幹相談支援センター※を中心として連携のとれた相談支援体制を強化します。また、地域自立支援協議会※専門部会において、相談支援事業所の参画による事例検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行います。

| 指 標                                                        | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|------------------------------------------------------------|-------|-------|-------|
| 基幹相談支援センター※の設置の有無                                          | 有     | 有     | 有     |
| 基幹相談支援センター※の相談体制の強化                                        |       |       |       |
| 地域の相談支援体制の強化を図る体制確保の有無                                     | 有     | 有     | 有     |
| 地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言回数                            | 145回  | 145回  | 145回  |
| 地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数                                       | 2件    | 2件    | 2件    |
| 地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数                                      | 4回    | 4回    | 4回    |
| 個別事例の支援内容の検証の実施回数                                          | 0回    | 1回    | 1回    |
| 主任相談支援専門員の配置数                                              | 0人    | 1人    | 1人    |
| 地域自立支援協議会※における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善等                  |       |       |       |
| 個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善等を行うとともに、取組みを行うために必要な協議会の体制確保の有無 | 有     | 有     | 有     |
| 相談支援事業所の参画による事例検討実施回数（頻度）                                  | 1回    | 1回    | 1回    |
| 参加事業者・機関数                                                  | 17箇所  | 17箇所  | 17箇所  |
| 協議会の専門部会の設置数                                               | 3部会   | 3部会   | 3部会   |
| 協議会の専門部会の実施回数（頻度）                                          | 4回    | 4回    | 4回    |

## (6) 障害福祉サービス等の質の向上

|            |                                                               |
|------------|---------------------------------------------------------------|
| 国の<br>基本指針 | 令和8年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。 |
|------------|---------------------------------------------------------------|

### 【目標設定の考え方】

本市職員が障害福祉サービスに関する研修会に参加する機会を確保し、審査体制の向上を図るとともに自立支援審査支払等システムなどで分析したサービス提供情報をサービス提供事業者と共有できる体制を構築し、サービス提供の質の向上を図ります。

| 指 標                            | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|--------------------------------|-------|-------|-------|
| サービスの質の向上を図るための体制確保            | 有     | 有     | 有     |
| 県が実施する研修への本市職員の参加人数            | 5人    | 5人    | 5人    |
| 自立支援審査支払等システム等での審査結果の共有体制の有無   | 有     | 有     | 有     |
| 自立支援審査支払等システム等での審査結果の共有体制の実施回数 | 1回    | 1回    | 1回    |
| 監査結果の関係自治体との共有体制の有無            | 有     | 有     | 有     |
| 監査結果の関係自治体との共有回数               | 1回    | 1回    | 1回    |

## 2 障害福祉サービスの見込量

### (1) 訪問系サービス

#### ■サービスの内容

| サービス名            | サービスの内容                                                                                    |
|------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| 居宅介護<br>(ホームヘルプ) | 居宅において、入浴、排せつ、食事の介護等、調理、洗濯等の支援を行います。                                                       |
| 重度訪問介護           | 重度の肢体不自由者で常時介護を要する障害のある人に対し、居宅における入浴、排せつ又は食事の介護、外出時における移動中の介護等を総合的に行います。                   |
| 同行援護             | 視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害のある人等の外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに便宜を図ります。                              |
| 行動援護             | 知的障害※・精神障害※により行動上著しい困難を有する障害のある人で常時介護を要する人が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護等を行います。 |
| 重度障害者等包括支援       | 介護の必要性が著しく高い人に居宅介護等複数のサービスを包括的に提供します。                                                      |

#### ■必要量及び利用者数の見込み

| サービス名          | 単位   | 令和<br>3年度 | 令和<br>4年度 | 令和<br>5年度 |   | 令和<br>6年度 | 令和<br>7年度 | 令和<br>8年度 |
|----------------|------|-----------|-----------|-----------|---|-----------|-----------|-----------|
| 居宅介護           | 時間/月 | 1,294     | 1,201     | 1,291     | ⇒ | 1,330     | 1,350     | 1,370     |
|                | 人/月  | 68        | 62        | 66        |   | 68        | 69        | 70        |
| 重度訪問介護         | 時間/月 | 189       | 207       | 207       |   | 208       | 209       | 210       |
|                | 人/月  | 2         | 2         | 2         |   | 2         | 2         | 2         |
| 同行援護           | 時間/月 | 104       | 148       | 148       |   | 168       | 188       | 208       |
|                | 人/月  | 6         | 6         | 6         |   | 7         | 8         | 9         |
| 行動援護           | 時間/月 | 23        | 45        | 45        |   | 50        | 55        | 60        |
|                | 人/月  | 1         | 1         | 1         |   | 2         | 2         | 3         |
| 重度障害者等<br>包括支援 | 時間/月 | 0         | 0         | 0         |   | 0         | 0         | 0         |
|                | 人/月  | 0         | 0         | 0         |   | 0         | 0         | 0         |

※令和3・4年度は実績値、令和5年度は実績見込数値。

※重度障害者等包括支援は、現在の利用見込みと本市を含む近隣市町にサービス提供事業所がないことから「0」とします。

### 見込量確保の方策及び今後の方向性

○本市が実施した「福祉に関するアンケート調査」(以下、「アンケート調査」という。)において、在宅生活を希望する人の割合は、80.2%でした。また、希望する障害者施策として「居宅介護が必要な時に使える」ことが、最も多くなっています。

○訪問系サービスは、在宅生活を支える重要なサービスであり、今後、利用者数も増加する見

込みであることから必要量確保のために、事業者の新規参入やホームヘルパーの増員などを促します。

○利用者数の増加により多様な障害特性に対応する必要がある見込みであり、ホームヘルパーの養成や資質の向上が図られるよう各事業者研修の機会の確保などを促します。

## （２）日中活動系サービス

### ■サービスの内容

| サービス名          | サービスの内容                                                                                                                                                                                                  |
|----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 生活介護           | 常時介護を必要とする障害のある人に対し、主として昼間において、障害者支援施設等で行われる入浴、排せつ又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供等を行います。                                                                                                                       |
| 自立訓練<br>（機能訓練） | 身体障害※のある人を対象とした理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや歩行訓練、コミュニケーション・家事等の訓練を実施するとともに、日常生活上の相談支援、関係サービス機関との連絡・調整を通じて地域生活への移行を目指します。                                                                                      |
| 自立訓練<br>（生活訓練） | 知的障害※・精神障害※のある人を対象とした、食事や家事等の日常生活能力向上のための支援を実施するとともに、日常生活上の相談支援、関係サービス機関との連携・調整を通じて地域生活への移行を目指します。                                                                                                       |
| 就労移行支援         | 企業への就職又は在宅での就労・起業を希望する６５歳未満の障害のある人に対し、一定期間にわたり事業所内や企業における生産活動等の機会を通じて就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。また、適性にあった職場探しや就労後の職場定着のための支援を行います。                                                                     |
| 就労継続支援<br>（Ａ型） | 就労移行支援事業を利用したが企業等の雇用には結びつかなかった人、特別支援学校※の卒業後就職活動を行ったが企業等の雇用には結びつかなかった人、就労経験があるが現に雇用関係の状態でない人で、原則６５歳未満の障害のある人に対し、事業所との雇用契約に基づく生産活動等の機会を通じて就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。また、知識・能力の高まった人に対して、一般就労に向けた支援を行います。 |

| サービス名             | サービスの内容                                                                                                                                                                                                                 |
|-------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 就労継続支援<br>(B型)    | 企業等や就労継続支援(A型)での就労経験を持つものの年齢や体力の面で雇用されることが困難となった人、就労移行支援を利用したが企業等や就労継続支援(A型)の雇用に結びつかなかった人、以上に該当しないが50歳に達している人、又は試行の結果、企業等の雇用、就労移行支援や就労継続支援(A型)の利用が困難と判断された人に対し、雇用契約は結ばずに生産活動等の機会を提供します。また、知識・能力の高まった人に対し、就労に向けた支援を行います。 |
| 就労定着支援            | 就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行います。                                                                                                                                                                              |
| 療養介護              | 医療を要する障害のある人で常時介護を必要とする人に対し、主として昼間において、病院等で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行います。                                                                                                                            |
| 短期入所<br>(ショートステイ) | 居宅において介護を行う人の疾病などにより障害者支援施設等への短期間の入所を必要とする障害のある人に対し、短期間の入所をさせ、入浴、排せつ又は食事の介護等を行います。                                                                                                                                      |

#### ■必要量及び利用者数の見込み

| サービス名                       | 単位   | 令和<br>3年度    | 令和<br>4年度    | 令和<br>5年度    |   | 令和<br>6年度    | 令和<br>7年度    | 令和<br>8年度    |
|-----------------------------|------|--------------|--------------|--------------|---|--------------|--------------|--------------|
| 生活介護<br>【うち重度障害】            | 人日/月 | 5,309        | 5,346        | 5,346        |   | 5,365        | 5,385        | 5,405        |
|                             | 人/月  | 268<br>【261】 | 272<br>【260】 | 272<br>【250】 |   | 273<br>【251】 | 274<br>【252】 | 275<br>【253】 |
| 自立訓練<br>(機能訓練)              | 人日/月 | 17           | 33           | 33           |   | 33           | 33           | 33           |
|                             | 人/月  | 1            | 2            | 2            |   | 2            | 2            | 2            |
| 自立訓練<br>(生活訓練)<br>〈うち精神障害※〉 | 人日/月 | 0            | 20           | 20           | ⇒ | 20           | 20           | 20           |
|                             | 人/月  | 0<br>〈0〉     | 2<br>〈0〉     | 2<br>〈0〉     |   | 2<br>〈0〉     | 2<br>〈0〉     | 2<br>〈0〉     |
| 就労移行支援                      | 人日/月 | 346          | 351          | 368          |   | 384          | 384          | 401          |
|                             | 人/月  | 20           | 21           | 21           |   | 23           | 23           | 24           |
| 就労継続支援<br>(A型)              | 人日/月 | 859          | 1,010        | 1,029        |   | 1,049        | 1,068        | 1,088        |
|                             | 人/月  | 43           | 52           | 53           |   | 54           | 55           | 56           |

| サービス名            | 単位   | 令和<br>3 年度 | 令和<br>4 年度 | 令和<br>5 年度 |   | 令和<br>6 年度 | 令和<br>7 年度 | 令和<br>8 年度 |
|------------------|------|------------|------------|------------|---|------------|------------|------------|
| 就労継続支援<br>(B型)   | 人日/月 | 2,777      | 2,909      | 2,962      | ⇒ | 2,979      | 2,996      | 3,014      |
|                  | 人/月  | 163        | 167        | 170        |   | 171        | 172        | 173        |
| 就労定着支援           | 人/月  | 4          | 6          | 9          |   | 9          | 9          | 9          |
| 療養介護             | 人/月  | 6          | 6          | 7          |   | 7          | 7          | 7          |
| 短期入所<br>【うち重度障害】 | 人日/月 | 172        | 108        | 194        |   | 201        | 218        | 243        |
|                  | 人/月  | 20<br>【18】 | 18<br>【15】 | 24<br>【17】 |   | 26<br>【17】 | 28<br>【18】 | 31<br>【19】 |

※令和3・4年度は実績値、令和5年度は実績見込数値。

※生活介護及び短期入所の【うち重度障害】は、障害支援区分4以上の人数。

## 見込量確保の方策及び今後の方向性

- アンケート調査によると、障害のある人の日中の主な過ごし方について、「福祉施設、作業所等に通っている」が知的障害※では最も多く、精神障害※では3番目に多い割合となっています。知的障害※・精神障害※のある人は、増加傾向にあることから今後もサービス提供事業所の確保が必要です。
- アンケート調査によると、現在働いていない18～60歳の人のうち、4割程度が就労を希望していることから、就労支援に係る障害福祉サービスの充実を図るとともに、「ハローワーク」や「西播磨障害者就業・生活支援センター」と連携して就労支援を行います。
- 短期入所（ショートステイ）は、月の利用者数、利用日数ともに増加傾向となっています。緊急時における受入体制について、地域生活支援拠点※等を協議の場として円滑化が図られるよう体制構築に努めます。

### (3) 居住支援・施設系サービス

#### ■サービスの内容

| サービス名           | サービスの内容                                                                                                                                                          |
|-----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 自立生活援助          | 施設入所支援や共同生活援助（グループホーム）を利用して、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。                                                                                            |
| 共同生活援助（グループホーム） | 主に夜間において共同生活を営む住居における相談その他の日常生活上の援助を行います。                                                                                                                        |
| 施設入所支援          | 生活介護を受けている障害のある人に対し、その能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、夜間における居住の場を提供します。また、自立訓練、就労継続支援、就労移行支援を受けており、単身の生活が困難な人又は地域の状況から通所することが困難な人に対し、自立訓練等が効果的に受けられるよう夜間における居住の場を提供します。 |

#### ■必要量及び利用者数の見込み

| サービス名                                        | 単位  | 令和3年度              | 令和4年度              | 令和5年度              |   | 令和6年度              | 令和7年度              | 令和8年度              |
|----------------------------------------------|-----|--------------------|--------------------|--------------------|---|--------------------|--------------------|--------------------|
| 自立生活援助<br>〈うち精神障害※〉                          | 人/月 | 0<br>〈0〉           | 0<br>〈0〉           | 0<br>〈0〉           |   | 0<br>〈0〉           | 0<br>〈0〉           | 1<br>〈1〉           |
| 共同生活援助<br>（グループホーム）<br>〈うち精神障害※〉<br>【うち重度障害】 | 人/月 | 67<br>〈23〉<br>【26】 | 74<br>〈20〉<br>【33】 | 79<br>〈21〉<br>【33】 | ⇒ | 84<br>〈23〉<br>【34】 | 89<br>〈24〉<br>【35】 | 94<br>〈25〉<br>【36】 |
| 施設入所支援                                       | 人/月 | 133                | 135                | 135                |   | 134                | 133                | 132                |

※令和3・4年度は実績値、令和5年度は実績見込数値。

※共同生活援助の【うち重度障害】は、障害支援区分4以上の人数。

#### 見込量確保の方策及び今後の方向性

- 障害のある人が地域生活へ移行するためには、グループホームの整備が大変重要であり、国の補助制度等の活用を通して障害のある人のニーズに応えるため多様な型式のグループホームの整備を図ります。
- グループホームの利用を通して精神科病院や入所施設から地域生活に移行することができるよう各種関係機関と連携を図ります。
- 自立生活援助は、福祉施設等から地域生活へ移行した後の支援として重要なサービスです。現在、本市に開設されている事業所が無いことから新規開設を促します。

○強度行動障害等、在宅生活が困難な障害のある人の生活の場を確保するため、新たな事業所の参入を支援します。

○施設入所者数の削減のみに重点を置くことなく障害のある人の生活の場へのニーズを捉えながら各種提供体制の整備に努めます。また、「開かれた施設」が促進されるよう障害に対する地域の理解を深める啓発活動を行うとともに、各施設が実施する地域への開放や地域行事への参加など、交流機会の拡充を援助します。

## (4) 相談支援

### ■サービスの内容

| サービス名  | サービスの内容                                                                                                    |
|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 計画相談支援 | 障害福祉サービスを利用するすべての障害のある人を対象に、支給決定または支給決定の変更前に、サービス等利用計画・障害児支援利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。 |
| 地域移行支援 | 障害者支援施設等に入所している障害のある人または精神科病院に入院している精神障害※のある人を対象に、地域における生活に移行するための相談や住居の確保、その他必要な便宜を供与します。                 |
| 地域定着支援 | 施設や病院から地域生活へ移行した障害のある人やひとり暮らしへと移行した障害のある人などが、安定的に地域生活を営めるよう、障害の特性に起因して生じる緊急の事態等に常時、相談など対応に必要な便宜を供与します。     |

### ■必要量及び利用者数の見込み

| サービス名               | 単位  | 令和3年度    | 令和4年度    | 令和5年度    |   | 令和6年度    | 令和7年度    | 令和8年度    |
|---------------------|-----|----------|----------|----------|---|----------|----------|----------|
| 計画相談支援              | 人/月 | 117      | 134      | 140      |   | 146      | 152      | 158      |
| 地域移行支援<br>(うち精神障害※) | 人/月 | 0<br><0> | 0<br><0> | 1<br><1> | ⇒ | 1<br><1> | 1<br><1> | 1<br><1> |
| 地域定着支援<br>(うち精神障害※) | 人/月 | 0<br><0> | 0<br><0> | 1<br><1> |   | 1<br><1> | 1<br><1> | 1<br><1> |

※令和3・4年度は実績値、令和5年度は実績見込数値。

### 見込量確保の方策及び今後の方向性

○障害福祉サービスの利用者は今後も増加することが想定され、また、きめ細かな相談支援となるよう標準モニタリング期間が短縮されていることから相談支援専門員に係

る負担が大きくなっています。新規事業所の開設や相談支援専門員の増員など提供体制の充実を促します。

- 障害のある人のニーズの多様化や障害のある人を取り巻く公的な支援以外の支援が少ないことから困難事例となるケースが増えています。基幹相談支援センター※を中心とし、重層的支援とも連携をとり、困難事例に対し共同して対応する体制整備や相談支援専門員の人材育成に努めます。

### 3 地域生活支援事業の見込量

地域生活支援事業は、障害のある人及び障害のあるこどもが、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により事業を効果的・効率的に実施し、障害のある人及び障害のある人の福祉の増進を図るとともに、障害の有無に関わらず相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的として実施される事業です。

#### ■地域生活支援事業の概要

| 事業類型  | 本市の実施事業                                                                                                                                                   |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 必須事業  | ①理解促進研修・啓発事業<br>②自発的活動支援事業<br>③相談支援事業<br>④成年後見制度※利用支援事業<br>⑤成年後見制度※法人後見支援事業<br>⑥意思疎通支援事業<br>⑦日常生活用具給付等事業<br>⑧手話奉仕員養成研修事業<br>⑨移動支援事業<br>⑩地域活動支援センター※機能強化事業 |
| その他事業 | ⑪日中一時支援事業<br>⑫社会参加促進事業<br>⑬知的障害者職親委託制度                                                                                                                    |

## (1) 理解促進研修・啓発事業相談支援

### ■内容

| サービス名       | サービスの内容                                               |
|-------------|-------------------------------------------------------|
| 理解促進研修・啓発事業 | 地域の住民に対して、障害のある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。 |

### ■見込量

| サービス名            | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |   | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|------------------|-------|-------|-------|---|-------|-------|-------|
| 理解促進研修・啓発事業実施の有無 | 有     | 有     | 有     | ⇒ | 有     | 有     | 有     |

※令和3・4年度は実績値、令和5年度は実績見込数値。

### 見込量確保の方策及び今後の方向性

- 障害福祉サービス事業所の授産品販売や「障害者週間※」啓発のために市役所庁舎等において作品展を行い障害のある人への理解向上を図ります。
- 市役所出前講座において知的障害※・発達障害※疑似体験を実施し、知的障害※・発達障害※のある人が普段どのように感じながら生活しているのかを体験することで障害のある人への理解を深めます。
- 事業者による障害のある人への合理的配慮※の提供の義務化を踏まえ、障害のある人への適切な対応や必要な配慮について、広報誌やホームページ等による啓発に努めます。

## (2) 自発的活動支援事業

### ■内容

| サービス名     | サービスの内容                                  |
|-----------|------------------------------------------|
| 自発的活動支援事業 | 障害のある人やその家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動を支援します。 |

### ■見込量

| サービス名          | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |   | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|----------------|-------|-------|-------|---|-------|-------|-------|
| 自発的活動支援事業実施の有無 | 有     | 有     | 有     | ⇒ | 有     | 有     | 有     |

※令和3・4年度は実績値、令和5年度は実績見込数値。

## 見込量確保の方策及び今後の方向性

○たつの市身体障害者福祉協会やたつの市手をつなぐ育成会等の障害のある人やその家族の活動を支援します。

### (3) 相談支援事業

#### ■内容

| サービス名              | サービスの内容                                                                                                                   |
|--------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 障害者相談支援事業          | 障害福祉サービスの利用等について、障害のある人や家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行うことにより、自立した日常生活又は社会生活が送れるように総合的・継続的に支援します。また、身近な地域で完結する相談支援の体制構築に努めます。 |
| 基幹相談支援センター※等機能強化事業 | 総合的な相談や成年後見制度※利用支援事業等を実施し、身近な地域の相談支援事業者では対応できない個別事例への対応や、地域の相談支援の中核的な役割を担います。                                             |

#### ■見込量

| サービス名       | 令和<br>3年度 | 令和<br>4年度 | 令和<br>5年度 |  | 令和<br>6年度 | 令和<br>7年度 | 令和<br>8年度 |
|-------------|-----------|-----------|-----------|--|-----------|-----------|-----------|
| 障害者相談支援事業   |           |           |           |  |           |           |           |
| 実施箇所数       | 1箇所       | 1箇所       | 1箇所       |  | 1箇所       | 1箇所       | 1箇所       |
| 利用者数        |           | 144       | 156       |  | 168       | 180       | 192       |
| 基幹相談支援センター※ |           |           |           |  |           |           |           |
| 設置の有無       | 1箇所       | 1箇所       | 1箇所       |  | 1箇所       | 1箇所       | 1箇所       |
| 機能強化事業実施の有無 | 有         | 有         | 有         |  | 有         | 有         | 有         |

※令和3・4年度は実績値、令和5年度は実績見込数値。

## 見込量確保の方策及び今後の方向性

○障害者相談支援事業は、相談者と相談を受ける者が平等な立場で話を聞き合い、一人ひとりが尊重され、誰もが自分らしい生活ができるような支援に努めます。

○専門的な相談や複合的な相談、困難事例への対応などを速やかに行うため、基幹相談支援センター※を中心とした相談体制を構築するとともに、各相談支援事業所と情報共有を図ります。また、多数の分野にわたる相談については重層的支援体制整備事業により取り組みます。

## （４）成年後見制度※利用支援事業

成年後見制度※の利用が有効と認められる人に対し、制度の利用を支援するために関係機関等と連携し、普及啓発を図ります。

### ■見込量

| サービス名                     | 令和<br>3年度 | 令和<br>4年度 | 令和<br>5年度 |   | 令和<br>6年度 | 令和<br>7年度 | 令和<br>8年度 |
|---------------------------|-----------|-----------|-----------|---|-----------|-----------|-----------|
| 成年後見制度※<br>利用支援事業<br>利用者数 | 2人        | 3人        | 3人        | ⇒ | 3人        | 3人        | 3人        |

※令和3・4年度は実績値、令和5年度は実績見込数値。

### 見込量確保の方策及び今後の方向性

○成年後見制度※のさらなる利用促進に向けて、障害のある人の権利を守り、地域で安心して生活できるように、西播磨成年後見支援センターを中心に周知・普及に努めます。

## （５）成年後見制度※法人後見支援事業

成年後見制度※における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な経営のための組織体制の構築等を行います。

### 見込量確保の方策及び今後の方向性

○成年後見制度※のさらなる利用促進に向けて、障害のある人の権利を守り、地域で安心して生活できるように、西播磨成年後見支援センターを中心に周知・普及に努めます。

## （６）意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人等に対し、手話奉仕員・要約筆記奉仕員の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

### ■見込量

| サービス名               | 令和<br>3年度 | 令和<br>4年度 | 令和<br>5年度 |   | 令和<br>6年度 | 令和<br>7年度 | 令和<br>8年度 |
|---------------------|-----------|-----------|-----------|---|-----------|-----------|-----------|
| 手話通訳者設置者数           | 1人        | 1人        | 1人        | ⇒ | 1人        | 1人        | 1人        |
| 手話通訳者・要約筆記奉仕員派遣利用件数 | 506件      | 546件      | 550件      |   | 555件      | 560件      | 565件      |

※令和3・4年度は実績値、令和5年度は実績見込数値。

## 見込量確保の方策及び今後の方向性

- 意思疎通支援に関する事業普及・啓発に努めるとともに、派遣体制の充実に努めます。
- 市が主催する一定規模以上のイベント等に手話通訳者等を配置し、イベント等での情報保障に努めます。

## (7) 日常生活用具給付等事業

日常生活用具を給付することによって、日常生活の便宜を図ります。

### ■見込量

| サービス名                         | 令和<br>3年度 | 令和<br>4年度 | 令和<br>5年度 |   | 令和<br>6年度 | 令和<br>7年度 | 令和<br>8年度 |
|-------------------------------|-----------|-----------|-----------|---|-----------|-----------|-----------|
| 介護・訓練支援<br>用具給付件数             | 10件       | 2件        | 6件        | ⇒ | 6件        | 6件        | 6件        |
| 自立生活支援<br>用具給付件数              | 8件        | 5件        | 7件        |   | 7件        | 7件        | 7件        |
| 在宅療養等支援<br>用具給付件数             | 11件       | 7件        | 8件        |   | 8件        | 8件        | 8件        |
| 情報・意思疎通<br>支援用具給付件<br>数       | 5件        | 11件       | 8件        |   | 10件       | 10件       | 10件       |
| 排泄管理支援<br>用具給付件数              | 269件      | 279件      | 1,646件    |   | 1,723件    | 1,800件    | 1,800件    |
| 居宅生活動作補<br>助用具（住宅改<br>修費）給付件数 | 1件        | 0件        | 3件        |   | 3件        | 3件        | 3件        |

※給付件数の単位：件数／年

※令和3・4年度は実績値、令和5年度は実績見込数値。

## 見込量確保の方策及び今後の方向性

- 障害の特性に合わせた適切な用具の給付を図るとともに、事業の周知、利用の普及・啓発を図ります。

## (8) 手話奉仕員養成研修事業

市民を対象に、聴覚障害のある人の生活や関連する福祉制度の理解を深め、日常生活に必要な手話技術の習得により手話奉仕員を養成します。

### ■見込量

| サービス名             | 令和<br>3年度 | 令和<br>4年度 | 令和<br>5年度 |   | 令和<br>6年度 | 令和<br>7年度 | 令和<br>8年度 |
|-------------------|-----------|-----------|-----------|---|-----------|-----------|-----------|
| 手話奉仕員養成研修<br>受講者数 | 19人       | 16人       | 15人       | ⇒ | 15人       | 15人       | 15人       |

※令和3・4年度は実績値、令和5年度は実績見込数値。

### 見込量確保の方策及び今後の方向性

○手話奉仕員養成研修事業を実施し、手話奉仕員の増員に努めます。

## (9) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害のある人に対し、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援します。

### ■見込量

| サービス名                | 令和<br>3年度   | 令和<br>4年度   | 令和<br>5年度   |   | 令和<br>6年度   | 令和<br>7年度   | 令和<br>8年度    |
|----------------------|-------------|-------------|-------------|---|-------------|-------------|--------------|
| 移動支援利用者数<br>(人/年)    | 41人         | 36人         | 41人         | ⇒ | 52人         | 63人         | 75人          |
| 移動支援延利用時間数<br>(時間/年) | 5,052<br>時間 | 5,377<br>時間 | 6,124<br>時間 | ⇒ | 7,767<br>時間 | 9,410<br>時間 | 11,202<br>時間 |

※令和3・4年度は実績値、令和5年度は実績見込数値。

### 見込量確保の方策及び今後の方向性

○利用者数及び利用時間が増加傾向にあることから新規事業所の参入などを通して、障害のある人の社会参加の機会の確保に努めます。

## (10) 地域活動支援センター※機能強化事業

地域の実情に応じた創作的活動又は生産活動の機会を提供し、社会との交流促進等を図る通所型施設として、地域生活を支援します。

### ■見込量

| サービス名         |    |               | 令和<br>3年度 | 令和<br>4年度 | 令和<br>5年度 |   | 令和<br>6年度 | 令和<br>7年度 | 令和<br>8年度 |
|---------------|----|---------------|-----------|-----------|-----------|---|-----------|-----------|-----------|
| 地域活動支援センター※事業 | 市内 | 実施箇所数         | 2箇所       | 2箇所       | 2箇所       | ⇒ | 2箇所       | 2箇所       | 2箇所       |
|               |    | 利用者数<br>(人/年) | 17人       | 25人       | 26人       |   | 27人       | 28人       | 29人       |
|               | 市外 | 実施箇所数         | 0箇所       | 1箇所       | 1箇所       |   | 1箇所       | 1箇所       | 1箇所       |
|               |    | 利用者数<br>(人/年) | 0人        | 1人        | 1人        |   | 1人        | 1人        | 1人        |

※令和3・4年度は実績値、令和5年度は実績見込数値。

### 見込量確保の方策及び今後の方向性

○創作活動や生産活動の機会の提供を通して社会との交流促進等を図るため、機能の充実強化に努めます。

## (11) 日中一時支援事業

### ■内容

| サービス名    | サービスの内容                                                             |
|----------|---------------------------------------------------------------------|
| 日中一時支援事業 | 日中における活動の場が必要な障害のある人に対し、家族の就労支援や一時的な休息を目的として、社会に適應する日常的訓練等の支援を行います。 |

### ■見込量

| サービス名               | 令和<br>3年度 | 令和<br>4年度 | 令和<br>5年度 |   | 令和<br>6年度 | 令和<br>7年度 | 令和<br>8年度 |
|---------------------|-----------|-----------|-----------|---|-----------|-----------|-----------|
| 日中一時支援利用者数<br>(人/年) | 30人       | 29人       | 30人       | ⇒ | 30人       | 30人       | 30人       |

※令和3・4年度は実績値、令和5年度は実績見込数値。

### 見込量確保の方策及び今後の方向性

○サービス提供事業者と連携し、利用ニーズの分析と利用見込数の推計を基に、必要な人に的確に届く効果的サービスの確保に努めます。

## (12) 社会参加促進事業

### ■内容

| サービス名                    | サービスの内容                                                                                                  |
|--------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| スポーツ・レクリエーション教室開催等事業     | 身体障害※・知的障害※・精神障害※のある人、地域ボランティア等がスポーツやレクリエーションを通じて交流を深めます。                                                |
| 芸術文化交流事業<br>(クリニカルアート教室) | 障害のある人に芸術文化活動の機会を提供し、社会参加を推進するとともに、障害に対する市民の理解を深め、交流の輪を広める。(臨床美術士を講師に迎え、創作活動やコミュニケーションを通して脳と心の活性化を図ります。) |
| 点字・声の広報等発行事業             | 文字による情報入手が困難な障害のある人に、点字や音声による市政ニュースなど、地域生活を送る上で必要度の高い情報を定期的に提供します。                                       |
| 自動車運転免許取得・改造助成事業         | 障害のある人の社会参加、就労を支援するため、自動車運転免許の取得や走査装置及び駆動装置などの自動車改造に要する費用の一部を助成します。                                      |
| 歩行訓練士派遣事業                | 歩行訓練士を派遣し、視力障害のある人が近隣生活圏で安全に活動できるよう支援します。                                                                |
| 障害者地域生活訓練等事業             | 在宅の知的障害※のある人及び精神障害※のある人が地域で自立した生活が送れるように、一定期間生活訓練を行います。                                                  |

### ■見込量

| サービス名                    | 令和<br>3年度 | 令和<br>4年度 | 令和<br>5年度 |  | 令和<br>6年度 | 令和<br>7年度 | 令和<br>8年度 |
|--------------------------|-----------|-----------|-----------|--|-----------|-----------|-----------|
| スポーツ・レクリエーション教室開催等実施回数   | 1回        | 1回        | 1回        |  | 1回        | 1回        | 1回        |
| 芸術文化交流事業<br>(クリニカルアート教室) |           |           | 5回        |  | 5回        | 5回        | 5回        |
| 点字・声の広報等発行回数             | 48回       | 48回       | 48回       |  | 48回       | 48回       | 48回       |
| 自動車運転免許取得・改造助成件数         | 4件        | 5件        | 5件        |  | 5件        | 5件        | 5件        |
| 歩行訓練士派遣件数                | 0回        | 0回        | 0回        |  | 5件        | 5件        | 5件        |
| 障害者地域生活訓練等利用者数           | 19人       | 17人       | 17人       |  | 20人       | 20人       | 20人       |

※令和3・4年度は実績値、令和5年度は実績見込数値。

## 見込量確保の方策及び今後の方向性

- 障害のある人の社会参加と障害のある人同士の交流を深めるため、スポーツ・レクリエーション教室開催等事業及び芸術文化交流事業（クリニカルアート教室）を継続します。
- 利用者に対し、広報、障害者福祉のしおり等により情報提供を図るとともに、適正な事業運営に努めます。

### （13）知的障害者職親委託制度

知的障害<sup>※</sup>のある人を一定期間、事業経営者等の私人（職親）に預け、生活指導及び技術習得訓練等を行うことによって、就職に必要な素地を与えるとともに、雇用の促進と職場における定着性を高めます。

#### ■見込量

| サービス名               | 令和<br>3年度 | 令和<br>4年度 | 令和<br>5年度 |   | 令和<br>6年度 | 令和<br>7年度 | 令和<br>8年度 |
|---------------------|-----------|-----------|-----------|---|-----------|-----------|-----------|
| 知的障害者職親<br>委託制度利用者数 | 1人        | 1人        | 0人        | ⇒ | 1人        | 1人        | 1人        |

※令和3・4年度は実績値、令和5年度は実績見込数値。

## 見込量確保の方策及び今後の方向性

- 制度の周知に努め、制度の利用促進を図り、障害のある人やその家族の支援に努めます。

# 第 6 章 障害児福祉計画

## 1 令和 8 年度 (2026 年度) の数値目標

### 障害児支援の提供体制の整備等

|            |                                                                                                      |
|------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 国の<br>基本指針 | 児童発達支援センター※を各市町に少なくとも 1 箇所設置（複数市町による共同設置も可）                                                          |
|            | 障害のあるこどもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）推進体制の構築<br>児童発達支援センター※や障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら全ての市町において推進体制を構築する。 |
|            | 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスを各市町に少なくとも 1 箇所以上設置（複数市町による共同設置も可）                                 |
|            | 医療的ケア児※支援の協議の場の設置及びコーディネーターの配置（複数市町による共同設置も可）                                                        |
| 兵庫県<br>指 標 | 主に重症心身障害児を支援する居宅訪問型児童発達支援事業所を各市町に 1 箇所以上設置（複数市町による共同設置も可）                                            |
|            | 医療的ケア児※を支援する通所・居宅事業所を各市町に 1 箇所以上設置（複数市町による共同設置も可）                                                    |

#### 【目標設定の考え方】

児童発達支援センター※たんぽぽを中心として保育所等訪問支援の実施や早期の療育支援を進める体制構築を推進します。また、市内の多機能型事業所でサービス提供を行う重症心身障害児や医療的ケア児※に対する児童発達支援や放課後等デイサービス等についても利用者のニーズに応じて提供体制の確保に努めます。

医療的ケア児※支援のための関係機関の協議は、保健・障害福祉・保育・教育等の関係部署で医療的ケア児※の支援について年 1 回以上の協議を行い、コーディネーターの設置により医療的ケア児※のニーズを的確に捉えた支援に努めます。

居宅訪問型児童発達支援事業所の確保については、利用者のニーズを確認しながら確保に努めていきます。

サービス提供事業所、学校園、行政との相談の機会を充実し、連携の強化により、支援体制の強化を図ります。

| 指標                                                            | 令和<br>3年度 | 令和<br>4年度 | 令和<br>5年度 |   | 令和<br>6年度 | 令和<br>7年度 | 令和<br>8年度 |
|---------------------------------------------------------------|-----------|-----------|-----------|---|-----------|-----------|-----------|
| 児童発達支援センター※の整備箇所数                                             | 1箇所       | 1箇所       | 1箇所       |   | 1箇所       | 1箇所       | 1箇所       |
| 障害のあるこどもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）推進体制の構築の有無<br>※保育所等訪問支援の活用による推進 | 有         | 有         | 有         |   | 有         | 有         | 有         |
| 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の整備箇所数                                 | 1箇所       | 1箇所       | 1箇所       |   | 1箇所       | 1箇所       | 1箇所       |
| 主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービスの整備箇所数                                | 1箇所       | 1箇所       | 1箇所       |   | 1箇所       | 1箇所       | 1箇所       |
| 主に重症心身障害児を支援する居宅訪問型児童発達支援事業所の整備箇所数                            | 0箇所       | 0箇所       | 0箇所       | ⇒ | 1箇所       | 1箇所       | 1箇所       |
| 医療的ケア児※を支援する通所・居宅事業所の整備箇所数                                    | 1箇所       | 1箇所       | 1箇所       |   | 1箇所       | 1箇所       | 1箇所       |
| 医療的ケア児※支援のための関係機関の協議の場の有無                                     | 有         | 有         | 有         |   | 有         | 有         | 有         |
| 医療的ケア児※支援のためのコーディネーターの配置数                                     | 0人        | 0人        | 1人        |   | 1人        | 1人        | 1人        |
| 発達障害児等に対する支援                                                  |           |           |           |   |           |           |           |
| ペアレントトレーニング※やペアレントプログラム※等の支援プログラム等の受講者数（保護者）                  | 0人        | 0人        | 0人        |   | 5人        | 5人        | 5人        |
| ペアレントメンター※の人数                                                 | 0人        | 0人        | 0人        |   | 1人        | 1人        | 1人        |
| ピアサポート※活動への参加人数                                               | 0人        | 0人        | 0人        |   | 1人        | 2人        | 3人        |
| 保育所等※ <sup>1</sup> における障害のあるこどもの受け入れ人数                        | 68人       | 76人       | 105人      |   | 110人      | 115人      | 120人      |

※1：保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等

## 2 障害のあるこどもを対象としたサービスの見込量

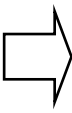
### ■サービスの内容

| サービス名       | 内容                                                                                                                     |
|-------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 児童発達支援      | 未就学の障害のあるこどもに日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。                                                                |
| 放課後等デイサービス  | 就学中の障害のあるこどもに、授業終了後または夏休み等の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流促進等を行います。                                                       |
| 保育所等訪問支援    | 保育所等を現在利用中の障害のあるこども（今後利用予定も含む）が、保育所等における集団生活に適応するための専門的な支援を必要とする場合、その本人及び保育所等のスタッフに対し、集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導等の支援を行います。 |
| 居宅訪問型児童発達支援 | 重症心身障害児等の重度の障害のあるこども等であって、外出することが著しく困難な障害のあるこどもの居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。                             |
| 障害児相談支援     | 障害福祉サービスを利用するすべての障害のある児童を対象に、支給決定または支給決定の変更前に、サービス等利用計画・障害児支援利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。            |

※医療型児童発達支援（肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練または医療的管理下での支援が必要であると認められた障害のあるこどもを対象に、児童発達支援及び治療を行う。）については、福祉型と医療型の一元化により項目廃止

### ■必要量及び利用者数の見込み

| サービス名      | 単位   | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |   | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|------------|------|-------|-------|-------|---|-------|-------|-------|
| 児童発達支援     | 人日/月 | 612   | 714   | 746   | ⇒ | 777   | 809   | 841   |
|            | 人/月  | 128   | 135   | 141   |   | 160   | 180   | 200   |
| 放課後等デイサービス | 人日/月 | 1,693 | 1,896 | 2,095 |   | 2,294 | 2,493 | 2,693 |
|            | 人/月  | 202   | 238   | 263   |   | 288   | 313   | 338   |

| サービス名           | 単位   | 令和<br>3年度 | 令和<br>4年度 | 令和<br>5年度 |                                                                                    | 令和<br>6年度 | 令和<br>7年度 | 令和<br>8年度 |
|-----------------|------|-----------|-----------|-----------|------------------------------------------------------------------------------------|-----------|-----------|-----------|
| 保育所等訪問<br>支援    | 人日/月 | 8         | 6         | 8         |  | 8         | 8         | 8         |
|                 | 人/月  | 6         | 4         | 5         |                                                                                    | 5         | 5         | 5         |
| 居宅訪問型<br>児童発達支援 | 人日/月 | 0         | 0         | 4         |                                                                                    | 12        | 12        | 12        |
|                 | 人/月  | 0         | 0         | 1         |                                                                                    | 3         | 3         | 3         |
| 障害児相談支<br>援     | 人/月  | 56        | 66        | 70        |                                                                                    | 74        | 78        | 82        |

※令和3・4年度は実績値、令和5年度は実績見込数値。

### 見込量確保の方策及び今後の方向性

- 児童発達支援、放課後等デイサービスの利用者数や利用日数は大幅に増加傾向にあります。また、それに伴い障害児相談支援の利用者数も増加しています。これらのサービスに対する提供体制については、需要と供給のバランスを取りながら進めます。
- 障害のあるこども等の特別な支援が必要なこどもが地域において健やかに成長していけるように障害児通所支援の提供体制の整備だけでなく保育・教育等を円滑に利用できるように関係機関と協議を行います。
- その他のサービス等についても必要量に応じた提供体制に努めます。

# 第 7 章 計画の推進

---

## 1 計画の実施体制

### (1) 庁内関係部門との連携

本計画で推進する各種施策は、福祉分野にとどまらず、保健、医療、教育、生活環境、労働、人権など多岐にわたるため、関連施策をそれぞれの担当課が主体的に推進するとともに、庁内関連部門との相互連携を図りながら、各種施策を推進します。

### (2) 関係各機関との連携

計画の実施にあたっては、市の関係課をはじめ、たつの市障害者等地域自立支援協議会※、障害のある人、障害者団体やボランティア団体、医療機関、民生委員・児童委員※、社会福祉協議会等との連携はもちろん、近隣市町との連携のもと障害福祉サービスの広域利用など、十分なサービス提供に努めます。

さらに、今後の制度改正などの変化に対応するため、国・県と連携しながら施策を展開していきます。

### (3) たつの市障害者等地域自立支援協議会※との連携

障害のある人への様々な支援の充実を図るとともに、地域での自立した生活を促進するため、たつの市障害者等地域自立支援協議会※において、計画の目標達成に向けた課題や施策の検討を行います。

そのため、担当課は、協議会が検討を行ううえで必要なデータの提供、調査などの支援を行い、協議・連携を図るものとします。

## 2 計画の進捗管理・評価

計画の実効性を高め、効果的・効率的に事業を推進するには、取組の実行後にその成果を評価し、次の改善へとつなげていくいわゆる「PDCAサイクル※」に基づいた計画の進捗管理を進めていくことが必要です。

このため本計画の推進にあたっては、地域福祉課が事務局となり、計画の実現に向けて毎年度の進捗状況の把握、点検及び評価を行い、障害福祉サービスが適切に提供されるよう、必要に応じて各種施策の見直しを行っていきます。

また、サービスの質を確保する観点から、サービス事業所に対して関係法令を順守することはもとより、それぞれのサービスに本来期待されている機能が十分発揮できるよう、啓発及び指導・監督等を行っていきます。

### 【PDCAサイクル※】

■成果目標や活動指標の設定

■サービス見込量の設定

■確保方策等の設定

■計画の実行



■評価結果への対応

■施策等の改善

■随時計画の見直し

■成果目標等の実績把握

■実績の評価・分析

■各会議への報告



# 資料編

## 1 用語解説

【あ行】

### アクセシビリティ

情報やサービス、ソフトウェア等が、どの程度広汎な人に利用可能であることをあらわす用語。利用のしやすさ。

### 医療的ケア

医師の指導のもとに、保護者や看護師が日常的・応急的に行っている経管栄養、たんの吸引等の医療行為。

### 医療的ケア児

家族や看護師が日常的に行っている経管栄養注入やたんの吸引などの医療的な生活援助行為が必要な18歳未満の障害のあるこどものこと。

### インクルーシブ教育

人間の多様性の尊重等の強化、障害のある人が精神的及び身体的な機能等を最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的のもと、障害のある人と障害のない人が共に学ぶ教育

### SNS（Social Networking Service の略称）

インターネットを通じて交流や情報共有を行うサービス。ライン、フェイスブック、インスタグラム等がSNSに含まれる。

### NPO（Non-Profit Organization の略称）

医療・福祉、環境、文化・芸術、スポーツ、まちづくり、国際協力・交流、人権・平和、教育、女性等のあらゆる分野の民間の営利を目的としない市民活動団体のこと。一定の要件を満たし、国や都道府県に届け出て法人格を取得し、活動を行っている「特定非営利活動法人（NPO法人）」もある。

【か行】

### 基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担い、相談支援事業や身体障害者・知的障害者・精神障害者などの一般相談などを総合的に行う機関。

## ケアマネジメント

援助を必要とする人に対し、保健・医療・福祉等様々な社会資源を活用したケアプランを作成し、適切なサービスを行うこと。

## 高次脳機能障害

頭部外傷や脳血管障害等による脳の損傷の後遺症として、記憶障害や注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害等の認知障害が生じ、これに起因して日常生活・社会生活への適応が困難になる障害。

## 合理的配慮

障害のある人から、社会の中にある障壁（バリア）を取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応することが求められるもの。重すぎる負担があるときでも、障害のある人に、なぜ負担が重すぎるのか理由を説明し、別のやり方を提案することも含め、話し合い、理解を得るよう努めること。

### 【さ行】

## 災害時要配慮者台帳

ひとり暮らし高齢者、寝たきり高齢者等（要介護3以上の人）、高齢者のみで構成された世帯構成員、身体障害者手帳における第1種の人、療育手帳における判定Aの人、精神障害者保健福祉手帳における1級の人、難病患者及びその他災害発生時に支援を希望する人を把握し、危機管理課、地域福祉課、高年福祉課及び地域包括支援課で情報共有するための台帳。

## 児童発達支援センター

地域の障害のあるこどもが通所し、日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与または集団生活適応のための訓練などを行うとともに、施設の有する専門機能を活用し、地域の障害のあるこどもやその家族への相談、障害のあるこどもを預かる施設への支援・助言をあわせて行うなど、地域の中核的な療育支援施設。

## 社会モデル

不利益を個人の特徴と社会のあり方との相互作用から生じるものとし、社会の側にそれを改善する責務があると捉える。平成18年に採択された国際連合の「障害者の権利に関する条約」も社会モデルに基づくもの。

## 就労アセスメント

障害のある人の就労能力や就労意欲を把握して適性を評価する方法。本人の就労能力や適性、本人の強みや課題、就労に当たって必要な支援や配慮を整理するもの。

## 障害者権利条約

2006 年（平成 18 年）に国連総会本会議で採択された「障害者の権利に関する条約」の略称。わが国においては、2014 年（平成 26 年）1 月に批准した。

## 障害者週間

従来、国際障害者年を記念し、障害者問題について国民の理解と認識を更に深め、障害者福祉の増進を図るため 12 月 9 日を「障害者の日」として定めていたが、平成 16 年の「障害者基本法」改正により毎年 12 月 3 日から 9 日までの 1 週間が「障害者週間」と定められた。

## 職場適応援助者（ジョブコーチ）

知的障害<sup>※</sup>や精神障害<sup>※</sup>等、円滑なコミュニケーションが困難な障害のある人の職業生活の安定を図るため、一緒に職場に入り、つき添って仕事や訓練をサポートしたり、職場内の人間関係の調整等にあたることで、職場環境等への適応を支援する指導員。

## 自立支援医療

心身の障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活または社会生活を営むために必要な医療で、具体的には、育成医療、更生医療、精神通院医療で構成されており、育成医療、更生医療は市町村が、精神通院医療は都道府県が実施している。

## 身体障害

先天的あるいは後天的な理由で、身体機能の一部に障害が生じている状態。身体障害者福祉法の規定では、①視覚障害、②聴覚または平衡機能障害、③音声機能、言語機能またはそしゃく機能障害、④肢体不自由、⑤心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸または小腸の機能障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能等の内部障害が身体障害者の対象となっている。

## 精神障害

精神疾患により、日常生活や社会参加の困難をきたしている状態をいう。「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」の中では、「統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害<sup>※</sup>、精神病質その他の精神疾患を有する者」を精神障害のある人と定義している。

## 成年後見制度

認知症高齢者や知的障害<sup>※</sup>のある人、精神障害<sup>※</sup>のある人等、判断能力の不十分な人が財産管理等についての契約を行う時に、本人の意思をできる限り生かしながら、権利と財産を守り支援する制度。

【た行】

### **地域活動支援センター**

障害のある人に、創作的活動または生産活動の機会の提供や、社会との交流の促進等を行う日中活動の場。

### **地域自立支援協議会**

障害のある人等への支援の体制の整備を図るため、関係機関や関係団体により構成される、障害者総合支援法に規定される法定協議会。地域における障害のある人等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う。

### **地域生活支援拠点**

障害のある人の高齢化や障害の重度化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入・対応、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）をもつ場所や体制のこと。

### **地域包括ケアシステム**

住み慣れた地域で、安心した生活が送れるよう、利用者のニーズに応じて、介護、医療、予防、生活支援、住まい等に係るサービスを、一体的に提供できる体制の医療、予防、生活支援、住まい等に係るサービスを、一体的に提供できる体制のこと。

### **知的障害**

知能を中心とする精神の発達の遅れがあり、社会生活への適応が困難な状態。

### **特別支援学級**

知的障害※、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、自閉症・情緒障害等の障害のある児童生徒のために、小・中学校に設置された学級。

### **特別支援学校**

従来の盲・ろう・養護学校といった障害種別を超えた学校制度。対象とする障害は、視覚障害、聴覚障害、知的障害※、肢体不自由、病弱・身体虚弱で、障害の程度が比較的重いこどもの教育を行う学校。小・中学校等に対する支援等を行う地域の特別支援教育のセンター的機能を有する。

### **特別支援教育コーディネーター**

障害のある児童生徒への適切な支援のために、関係者や関係機関との間を連絡・調整し、協同的に対応できるようにするための役割を持つ者。

【は行】

## **発達障害**

自閉症やアスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠如多動性障害その他これに類する脳機能障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの。

## **パブリックコメント**

行政の政策立案過程で市民の意見を募る制度。行政機関が実施しようとする政策について、あらかじめホームページ等を通じて意見を募る。市民は、電子メール、郵便等の方法で意見を提出する。

## **バリアフリー**

障壁（バリア）となるものを取り除くことをいう。床の段差を解消したり、手すりを設置するなどといったハード面だけではなく、近年では、すべての人の社会生活を困難にしている物理的・社会的・制度的・心理的な様々な障壁を除去するという意味で用いられてきている。

## **ピアカウンセリング**

ピア（peer）は、「仲間」「同僚」を意味し、障害のある人が社会生活を送る上で必要とされる心構えや生活能力の向上等に関して、障害のある人自身がカウンセラーとなって、自らの経験を踏まえた相談を行う活動のこと。

## **ピアサポート**

日常生活を送る上でわからないことや困っていることがあったときに、同じような立場の人が、相談相手となり、一緒に考えたり、不安に思っていることに耳を傾けたりすることにより、困っている人を支えていく支援活動のこと。

## **PDCAサイクル**

計画を設定し（Plan）、実行し（Do）、検証及び評価（Check）を行うとともに、課題の改善を次の計画に活かして実施する（Action）という工程を継続的に繰り返す仕組みのこと。

## **避難行動要支援者支援名簿**

平常時に配慮が必要な人を把握するための要配慮者台帳のうち、特に災害時の避難活動や生活支援を要すると見込まれる人を把握するための台帳。自主防災組織等に提供し、災害発生時の要支援者の避難支援に活用する。

## **ペアレントトレーニング**

保護者がこどもとのより良い関わり方を学びながら、日常の子育ての困りごとを解消し、楽しく子育てができるよう支援する保護者向けのプログラムのこと。

## **ペアレントプログラム**

育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者などを地域の支援者（保育士、保健師、福祉事業所の職員等）が効果的に支援できるよう設定された、グループ・プログラムのこと。

## **ペアレントメンター**

発達障害のあるこどもの子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定の訓練を受けた親のこと。同様のこどもを持つ親に対して、共感的支援、相談や情報提供を行う。

## **福祉教育**

学校の児童生徒に限らず、地域住民等の福祉の心を育てる教育。福祉問題に目を向けた学習を通して地域福祉への関心と理解を深め、福祉問題を解決する力を身につけることをねらいとしている。

## **福祉避難所**

障害のある人、寝たきりの高齢者、妊産婦等、一般の避難所で共同生活が困難な人が安心して避難生活ができるよう市と利用協定を締結している福祉施設のこと。

## **法定雇用率**

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に定められている官公庁や事業所が雇用すべく義務づけられた障害者雇用の割合。

### **【ま行】**

## **民生委員・児童委員**

民生委員法に基づいて市町村の区域に設置され、市町村議会議員の選挙権を有する者の中から適任と認められる者が、市町村・県の推薦により厚生労働大臣から委嘱される。任期は3年で、職務は、①地域住民の生活実態の把握、②援助を必要とする者への相談・助言、③社会福祉施設への連絡と協力、④行政機関への業務の協力等である。また、児童福祉法による児童委員も兼ねている。

### **【や行】**

## **ユニバーサルデザイン**

障害のある人の便利さや使いやすさという視点ではなく、障害の有無に関わらず、すべての人にとって使いやすいようにはじめから意図してつくられた製品・情報・環境のデザインのこと。

### **【ら行】**

## **ライフステージ**

人の生涯における人生の各段階のこと。学齢期・就労・結婚・高齢期等、各人の生活の変化における質的な区切りから見た人生の段階を表す。

## 2 計画策定の経緯

| 年    | 月 日                    | 内 容                                                                                                                                     |
|------|------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和5年 | 6月26日（月）               | 第1回たつの市障害者等地域自立支援協議会の開催<br>・ たつの市第3次障害者計画、第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の進捗状況について<br>・ 第4次障害者計画、第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画の策定について<br>・ アンケート調査の実施について |
|      | 8月3日（木）～<br>8月16日（水）   | アンケート調査内容について、修正案を書面で確認                                                                                                                 |
|      | 10月4日（水）～<br>10月18日（水） | 福祉に関するアンケート調査実施<br>対象：本市在住の障害者手帳所持者等から無作為抽出した2,000人                                                                                     |
|      | 9月27日（水）～<br>10月12日（木） | 事業所アンケート調査実施<br>対象：市内にある障害福祉サービス事業所（56事業所）                                                                                              |
|      | 12月25日（月）              | 第2回たつの市障害者等地域自立支援協議会の開催<br>・ アンケート調査の結果について<br>・ 第4次障害者計画、第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画（素案）について                                                 |
| 令和6年 | 1月19日（金）～<br>1月26日（金）  | 第4次障害者計画、第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画（素案）について、修正案を書面で確認                                                                                        |
|      | 2月1日（木）～<br>2月26日（月）   | パブリックコメントの実施                                                                                                                            |
|      | 3月13日（水）               | 第3回たつの市障害者等地域自立支援協議会の開催<br>・ パブリックコメントの実施結果について<br>・ 第4次障害者計画、第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画（素案）について                                             |

### 3 たつの市障害者等地域自立支援協議会委員名簿

(敬称略、順不同)

| 氏 名    | 所属団体名              | 備 考 |
|--------|--------------------|-----|
| 八十川 信正 | たつの市・揖保郡医師会        |     |
| 岸井 和義  | たつの市民生委員児童委員連合会    |     |
| 森崎 正良  | たつの市身体障害者福祉協会      |     |
| 矢野 一隆  | たつの市手をつなぐ育成会       |     |
| 前田 正英  | あおぞら家族会            |     |
| 藤田 聡   | 社会福祉法人 円勝会         | 会長  |
| 寺田 順一  | 社会福祉法人 揖南福祉会       |     |
| 宮崎 宏興  | 特定非営利活動法人 いねいぶる    | 副会長 |
| 内海 礼子  | ピアサポーター相談員         |     |
| 山本 英一  | 社会福祉法人 たつの市社会福祉協議会 |     |
| 田中 智英  | 龍野ボランティア協会         |     |
| 橋本 徹   | たつの市商工会            |     |
| 林 絢子   | 兵庫県立西はりま特別支援学校     |     |
| 大西 ゆみこ | 兵庫県立播磨特別支援学校       |     |
| 武末 一彦  | 龍野公共職業安定所          |     |
| 塚本 ゆきみ | 龍野健康福祉事務所 生活福祉課    |     |
| 大野 孝彦  | 西播磨障害者就業・生活支援センター  |     |
| 出田 奈緒子 | たつの市市民生活部人権推進課     |     |
| 上村 仁美  | たつの市福祉部児童福祉課       |     |
| 松本 綾子  | たつの市健康部健康課         |     |
| 奥田 美千代 | たつの市教育管理部学校教育課     |     |
| 上田 収   | たつの市教育管理部幼児教育課     |     |
| 頼富 隆博  | たつの市教育事業部社会教育課     |     |
| 田中 竜太郎 | たつの市教育事業部人権教育推進課   |     |

## 4 たつの市障害者等地域自立支援協議会要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、たつの市障害者等地域生活支援規則（平成18年規則第50号）

第4条第6号の規定により設置するたつの市障害者等地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（掌握事務）

第2条 協議会は、次に掲げる事項について連絡調整及び協議を行い、障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）の支援を行う。

- （1）支援が困難な事例に対する状況の把握及び相談に関すること。
- （2）福祉、保健、医療、教育、就労等各関係機関との連絡調整に関すること。
- （3）障害福祉サービス等に関する内容の公平性の確保に関すること。
- （4）障害福祉計画等の進捗状況の監督に関すること。
- （5）障害者差別の相談事例等に関する情報の共有及び協議に関すること。
- （6）その他障害者等が地域で生活を営むため必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 協議会の委員は、次に掲げる団体が推薦した者を市長が委嘱する。

- （1）医療関係機関
- （2）たつの市民生委員児童委員連合会
- （3）たつの市身体障害者福祉協会
- （4）たつの市手をつなぐ育成会
- （5）あおぞら家族会
- （6）指定障害福祉サービス事業者等
- （7）たつの市社会福祉協議会
- （8）障害者等に対するボランティア団体
- （9）商工業事業者
- （10）教育関係機関
- （11）関係行政機関
- （12）障害者当事者団体から推薦された者

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員のうちから互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、全体会議及び分科会とする。

2 前項の全体会議は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

3 第1項の分科会は、次に掲げる議事内容に応じて組織し、第3条に規定する委員の中から関係する者で構成する。

(1) 療育に関すること。

(2) 就労に関すること。

(3) 生活に関すること。

(4) 医療に関すること。

(5) 地域移行に関すること。

(6) 障害者差別に関すること。

(7) その他会長が必要であると認める事項に関すること。

4 分科会は、会長が招集し、その会議の議長は、会議の招集の際に委員の中から互選する。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、説明又は意見を聴くことができる。

(個人情報の保護)

第8条 委員は、職務上知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、障害福祉担当課において行う。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

この要綱は、平成21年7月28日から施行する。

この要綱は、平成24年6月6日から施行する。

この要綱は、平成25年6月10日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年6月11日から施行する。

**たつの市**  
**第4次障害者計画**  
**第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画**

**発行年月：令和6年3月**

**発行：たつの市**

**編集：たつの市福祉部地域福祉課**

**〒679-4192 兵庫県たつの市龍野町富永1005番地1**  
**TEL：0791-64-3204 / FAX：0791-63-0863**